

令和6年 第1回

甲佐町議会 3月定例会会議録

令和6年3月8日～令和6年3月13日

熊本県甲佐町議会

令和6年3月定例会会議録

熊本県甲佐町議会

令和6年第1回甲佐町議会（定例会）目次

○3月8日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
散会	6

○3月11日（第2号）

出席議員	7
欠席議員	7
本会議に職務のために出席した者の職氏名	7
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	7
開議	9
日程第1 一般質問	9
散会	54

○3月12日（第3号）

出席議員	55
欠席議員	55
本会議に職務のために出席した者の職氏名	55
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	55
開議	57
日程第1 同意第1号 甲佐町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	57
日程第2 議案第3号 甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	58
日程第3 議案第4号 甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	60
日程第4 議案第5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	63

日程第5	議案第6号	甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について……………	65
日程第6	議案第7号	甲佐町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定 について……………	68
日程第7	議案第8号	甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	69
日程第8	議案第9号	甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に 関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	73
日程第9	議案第10号	甲佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例の制定について……………	77
日程第10	議案第11号	甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の 制定について……………	80
日程第11	議案第12号	工事請負契約の変更について (熊本甲佐総合運動公園サッカー場災害復旧工事)……………	83
日程第12	議案第13号	工事請負契約の変更について (乙女小学校管理棟及び教室棟外壁・防水改修工事)……………	86
日程第13	議案第14号	令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第9号)……………	89
日程第14	議案第15号	令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	102
日程第15	議案第16号	令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)	107
日程第16	議案第17号	令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)……………	111
日程第17	議案第18号	令和6年度甲佐町一般会計予算……………	114
	延会……………		117

○3月13日(第4号)

	出席議員……………	118	
	欠席議員……………	118	
	本会議に職務のために出席した者の職氏名……………	118	
	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名……………	118	
	開議……………	120	
日程第1	議案第18号	令和6年度甲佐町一般会計予算……………	120
日程第2	議案第19号	令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計予算……………	169
日程第3	議案第20号	令和6年度甲佐町介護保険特別会計予算……………	173
日程第4	議案第21号	令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算……………	177
日程第5	議案第22号	令和6年度甲佐町水道事業会計予算……………	180
日程第6	発議第1号	甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例……………	184
日程第7	議会運営委員会行政視察研修報告について……………	185	
日程第8	議員の派遣について……………	185	

日程第9	総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	185
日程第10	産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	185
日程第11	議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	185
閉会		187

3月8日（金曜日）

令和6年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和6年3月8日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会・開議 3月8日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 3月8日 午前10時16分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲 斐 良 二	2番 田 中 孝 義	3番 鳴 瀬 美 善
4番 森 田 精 子	5番 佐 野 安 春	6番 荒 田 博
7番 宮 本 修 治	8番 福 田 謙 二	9番 井 芹 しま子
10番 宮 川 安 明	11番 本 田 新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北 畑 公 孝 議会事務局書記 後 藤 理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	甲 斐 高 士	副 町 長	師 富 省 三
会 計 管 理 者	渡 邊 友 美	総 務 課 長 兼 ぐ ら し 安 全 推 進 室 長	北 野 太
企 画 課 長	荒 田 慎 一	税 務 課 長	奥 名 雄 吉
環 境 衛 生 課 長	白 石 亨	住 民 生 活 課 長	橋 本 良 一
健 康 推 進 課 長	上 古 閑 一 徳	福 祉 課 長	宮 崎 貴 美 代
農 政 課 長	井 上 幸 介	建 設 課 長	志 戸 岡 弘
会 計 課 長	渡 邊 友 美	町 民 セ ン タ ー 所 長	中 林 健 次
教 育 長	田 上 浩 輝	学 校 教 育 課 長	吉 岡 英 二
社 会 教 育 課 長	後 藤 喜 治		
農 業 委 員 会 事 務 局 長	井 上 幸 介	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	北 野 太
代 表 監 査 委 員	井 芹 雅 洋	監 査 委 員	森 田 精 子

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

8番 福田 謙二 9番 井芹 しま子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議長の諸般の報告について
- 日程第4 町長の提案理由の説明について

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、能登半島地震で犠牲になられました方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われました皆様に心からお見舞い申し上げます。

それではただいまから、令和6年第1回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮本修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、8番福田謙二議員、9番井芹しま子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

6番、荒田議会運営委員長。

○議会運営委員長（荒田博君） 皆様おはようございます。それではご報告いたします。

先の定例会において付託を受けておりました令和6年第1回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る2月26日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配布の通り会期を本日3月8日から13日までの6日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、9日及び10日は、議案調査のため休会、11日は一般質問、12日は人事案件、条例案件、契約案件、令和5年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算、令和6年度一般会計予算の審議、13日は引き続き令和6年度一般会計予算、令和6年度各特別会計予算及び企業会計予算、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり、議会運営委員会では決定いたしましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます報告といたします。

○議長（宮本修治君） 会期の日程については、ただいま荒田議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、ただいまの荒田委員長の報告のとおり、本日3月8日から13日までの6日間と決定いたしました。

同意第1号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて、議案第3号から議案第11号までの条例の制定について、議案第12号から議案第13号までの工事請負契約の変更について、議案第14号から議案第17号までの令和5年度一般会計及び各特別会計の補正予算、議案第18号から議案第22号までの令和6年度一般会計予算、令和6年度各特別会計予算及び企業会計予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、議席に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（宮本修治君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） おはようございます。本日は令和6年第1回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙のなかご参集をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、今期定例会に提案をいたしております議案について、ご説明を申し上げます。今期定例会にご提案をいたしております案件は、同意案件1件、条例案件9件、工事請負契約の変更案件2件、令和5年度甲佐町一般会計補正予算及び各特別会計補正予算4件、令和6年度甲佐町一般会計予算及び各特別会計予算5件、の合わせて21件であります。

まず、同意案件としましては甲佐町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを、条例案件としましては甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、他8件を、工事請負契約の変更につきましては熊本甲佐総合運動公園サッカー場災害復旧工事、他1件の工事内容変更に伴う契約金額の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条に基づき、議会のご議決を求めるものであります。

次に、令和5年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算4件につきましては、一般会計補正予算では事業実績に基づく最終的な補正を行い総額で1億6,212万1,000円を増額し、補正後の総額を105億3,365万7,000円としております。

各特別会計補正予算ではそれぞれの給付費等の決算見込額での補正を行い国民健康保険特別会計では4,247万5,000円を減額し、補正後の総額を14億7,035万5,000円に、介護保険特別会計では1,031万2,000円を増額し、補正後の総額を16億8,409万2,000円に、後期高齢者医療特別会計では288万円を減額し、補正後の総額を1億8,482万8,000円としており

ます。

次に令和6年度一般会計予算および各特別会計予算5件について、まず一般会計予算についてご説明を申し上げます。令和6年度当初予算は私が町長就任後、初めての総予算であり、町の基本計画である第7次甲佐町総合計画及びマニフェストにおいて最重要課題である人口増対策に向けた各種施策を含め、町の課題に切り込む新たな施策に係る予算や集中的かつ継続的に推し進めている内水対策に係る予算などあらゆる方面について課題解決に向けて前進するための予算編成としており、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億5,620万2,000円としております。前年度と比較いたしますと21.5%、16億8,929万6,000円の増となりました。

それでは歳出予算の主な新規事業等について款ごとにご説明を申し上げます。

総務費では新規事業といたしまして子育て支援策創設に向けた起業人派遣に要する経費、相乗りタクシー運行に要する経費、住宅開発等支援に要する経費、防犯カメラ設置に要する経費、住民票等のコンビニ交付に要する経費、町のDX化を推進するための起業人派遣に要する経費などがございます。続きまして民生費では新規事業としまして低所得者等支援として物価高騰対策重点支援給付に要する経費、子供、障害者、高齢者など包括的に支援する重層的支援体制整備事業移行準備に要する経費、子ども食堂への助成、地域福祉事業充実を目的とした生活困窮者支援等のための地域づくり事業などに必要な経費、第3期子ども子育て支援事業計画策定に要する経費を計上しております。次に衛生費では新規事業といたしまして飲料水の安全で安定的な供給のため、宮内地区の飲料水供給施設の整備に要する経費や簡易水道統合事業補助金などを計上しております。続きまして農林水産費では新規事業といたしまして山椒などの新たな作物の推進を見据えた上で耕作放棄地活用事業に取り組むことといたしております。次に商工費では新規事業といたしまして中心市街地活性化計画を策定すると同時に、若い開業希望者を支援するための拠点施設の整備に取り組むほか、インターネット販路拡大事業や美里町との包括連携協定に基づくデジタルスタンプラリーなど町の商工業の発展に向けて新たな事業に取り組みます。土木費では拡大事業といたしまして甲佐町道路整備計画に基づき町道の新設改良、道路舗装、橋梁の点検補修を前年度から大幅に増額し取り組みます。また国土強靱化事業の一環として河川の浚渫などに取り組んでまいります。次に消防費では重点施策として継続して内水対策を実施するほか河川水位監視カメラの設置やデジタル防災行政無線の更新などに取り組みます。教育費では新規事業としまして民間の人材を活用した外国語教育を開始するほか国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰に伴う学校給食費負担軽減に要する経費を計上しております。また陣ノ内城跡保存活用計画の推進を図っていくとともに熊本甲佐総合運動公園では昨年豪雨により被災した施設が復旧する中、利用者増に向けて新たにフットサルコートとしての活用を開始するための経費を計上しております。次に国民健康保険特別会計につきましては熊本県との共同運営により引き続き将来にわたり持続可能な運営を図るためさらなる連携強化に努めます。次に介護保険特別会計につきましては新たに策定した第8期介護保険事業計画に基づき計画的かつ安定的な事業推進

を図ります。次に後期高齢者医療保険特別会計につきましては後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら安定運営に努めます。次に水道事業特別会計につきましては安定的で低廉な水道事業を進めるための町の上水道事業基本計画に基づき計画的な建設改良等を実施いたします。ただいま歳出予算の主な新規事業等についてご説明を申し上げましたが、歳入予算につきましては財源のより一層の的確な把握と課税の適正化に努め収入の確保に万全を期するとともに、合わせて国・県支出金等の効果的な活用に配慮した財源を算定の上、計上したところであります。またふるさと甲佐応援寄付金については毎年度増収となっていることから予算を10億円から15億円へ増額しさらなる財源確保に努めます。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 先ほど説明しました内容の中で、令和5年度一般会計補正予算について総額で1億6,212万1,000円を増額しと申し上げましたが、減額しの誤りでありました。お詫びして訂正させていただきます。

以上で、今期定例会にご提案をいたしております各議案について、ご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は、各担当課長が説明をいたしますので、適切にご議決をいただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日9日と明後日10日は議案調査のため休会、11日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前10時16分

3月11日（月曜日）

令和6年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 令和6年3月8日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 3月11日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 3月11日 午後3時3分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲 斐 良 二	2番 田 中 孝 義	3番 鳴 瀬 美 善
4番 森 田 精 子	5番 佐 野 安 春	6番 荒 田 博
7番 宮 本 修 治	8番 福 田 謙 二	9番 井 芹 しま子
10番 宮 川 安 明	11番 本 田 新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北 畑 公 孝 議会事務局書記 後 藤 理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 甲 斐 高 士	副 町 長 師 富 省 三
会 計 管 理 者 渡 邊 友 美	総 務 課 長 北 野 太
企 画 課 長 荒 田 慎 一	兼 くらし安全推進室長
環 境 衛 生 課 長 白 石 亨	税 務 課 長 奥 名 雄 吉
健 康 推 進 課 長 上 古 閑 一 徳	住 民 生 活 課 長 橋 本 良 一
農 政 課 長 井 上 幸 介	福 祉 課 長 宮 崎 貴 美 代
会 計 課 長 渡 邊 友 美	建 設 課 長 志 戸 岡 弘
教 育 長 田 上 浩 輝	町 民 セ ン タ ー 所 長 中 林 健 次
社 会 教 育 課 長 後 藤 喜 治	学 校 教 育 課 長 吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長 井 上 幸 介	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 北 野 太
代 表 監 査 委 員 井 芹 雅 洋	監 査 委 員 森 田 精 子

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

8番 福田 謙二 9番 井芹 しま子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（宮本修治君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書により一般質問の通告は5名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に3番、鳴瀬美善議員の質問を許します。

3番、鳴瀬美善議員。

○3番（鳴瀬美善君） おはようございます。3番鳴瀬でございます。一般質問通告書によりまして質問をさせていただきます。はじめに質問事項の1番といたしまして屋内外のスポーツ施設利用時における熱中症対策ということでございます。近年温暖化が常態化する中、熱中症により体調不良を訴えられる事案が増えてきていると思うところでございます。そのようなことを踏まえて町が管理する施設等についてその利用時における熱中症対策について質問をさせていただきます。質問の要旨の中の1番としまして総合運動公園をはじめとした町管理の屋外運動施設利用時の熱中症対策についてということで総合運動公園の中にありますグランドゴルフ場またテニスコート、中でもサッカー場の利用時における選手合わせて観戦に来られた多くの方々についても熱中症対策は必要ではないかというふうに思っております。このことについて担当課の方からの熱中症対策についてどのようにされているのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） それではお答えいたします。まずグランドゴルフ場やテニスコートにつきましては木陰とか常設のテント、また利用者におきましては貸し出しのテント等で対応しているところでございます。またサッカー場につきましても利用者の方にワンタッチテント、簡易テントではございますが貸し出しを行って対応しているところでございます。また観戦者につきましては各々にはなりますけれども、日傘で対応されたりまた管理棟の開放を行っております。また管理棟の軒下や安津橋の高架下で暑さを凌がれているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今説明いただきました。その中で現在先般の水害からの被害の災

害の復旧ということで人工芝のサッカー場も今工事が復旧工事がなされておるということを見ております。それと合わせて管理棟の前にあります当時は植生と言いますか法面が草でできておりましたけれども、現在はコンクリートの階段の工法で法面を補強する上でも非常に強固な構造物で仕上がっているなという思いがあります。その中で先般も見てまいりましたけれども階段状になっておりますことから観戦に来られた方たちもサッカーを観戦する時に、おそらくそこでその階段に座られて観戦をされるのではなかろうかという思いがあります。この件については以前もあそこが管理棟の前が町道ということで町道敷で観戦をされておられて非常に農家の方たちも通行に支障をきたすという話もありました。その中で階段状の法面ができたということで多くの方が観戦をされてあの階段のところで見ていただくのが本当に一番いいのかなと思います。しかしそうするとコンクリートの上で炎天下の中で観戦するというのは非常にどこから見ても厳しい状況に置かれるのではないかなという思いがありましたので、何か管理道路の脇でもいいですのでその階段の上部の方にひさしのような構造物編が部分的にでもいいですのでできれば、見られる方たちも暑さ対策にもなるし、少々の雨でも少しは濡れないというような状況になれば、もっともって入客数が増えたりとか町のPRにもなるんじゃないかという思いもありますもんですから、そういった構造物へんがつけられるかなということでお尋ねをするんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 議員がおっしゃられます階段敷のところへの設備の設置というところですが、先ほど述べましたように観戦者におかれましては各々で対応されているところではございます。ただ近年の暑さを考慮しますと議員がおっしゃいますように対応策は必要かと考えますので簡易テントの貸し出し、また他に日よげができる簡易的なものがあるかということも担当課の方で検討しながら進めていきたいと考えているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） なかなか費用もかかることでございますので一長一短には行かないと思いますけれども検討をお願いしたいと思います。続きまして同じくグラウンドなんですけれども緑川グラウンド、ここも車等で通らせていただいた時にサッカーをされる方、そしてグランドゴルフをされる方、特にサッカーについては子供さんから成人の男性の方だったり若い人たちも利用されております。そしてグランドゴルフにつきましては少し年配の方たちも利用されている姿をよく拝見するようになりました。ここについてはまず木陰となるようなところが1箇所もないようにお見受けされます。町の管理であれば先ほど述べました通り、何か日陰になるような施策というかものはできないかということであえてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 緑川グラウンドにつきましても利用者に置かれましては依頼があった場合は貸し出しテントで対応しているところでございます。ただ今議員が

おっしゃいました通り、このグラウンドにつきましては総合運動公園のような木陰がございませんので組み立てテントの常設を行うなどの措置を講じていく考えでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） その点については是非お願いをしておきたいと思います。

続きまして2番の質問の要旨に入りますけれども学校施設での授業や部活動時の熱中症対策ということでお尋ねいたします。授業や部活動においてグラウンド等を利用して運動される時にどのような熱中症対策を取られているのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 授業や部活動時における屋外運動施設、グラウンド等の利用時の熱中症対策ということでございますけれども、まずは基本的な熱中症の予防といたしまして体温の上昇と脱水を防ぐことが大切ではないかという風に思っております。その中で熱中症予防の原則としての具体的にどういうことをするかということでございますけれども、まず気温、湿度、日差しの強さなど環境条件を把握しましてそれに応じた運動、それと水分補給を適宜行うということです。それから暑さには徐々に慣らしていくような措置をすると、それから個人個人の条件をまず考慮する。服装にも気をつけて活動時には児童生徒の状態をよく観察しておくことが大切であるという風に認識しております。各学校にも公聴会などで熱中症ガイドラインに沿った適切な対応を取るよう指導しているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今課長の答弁の中に水分補給とか暑さに体を慣らすというような説明もございましたけれども、以前は私たちも若い時はスポーツをしていましたけれども、今のこの温暖化、やはり今の子供たちは非常に厳しい条件下にあるなと思っております。以前に比べたら何度も高いんでしょうかね。温度の高さに体がついていくのが非常に難しいというか厳しい状況があるのではと思っておるところでございます。そういったことも踏まえているんな対策を取られているということをお聞きすることができました。その中で屋外について今お尋ねしましたけれども、屋内で部活をされたりとか雨の日等に体育館を使われることがあると思うんですけれども、その体育館、屋内の利用時について、これについてはどのような対策を取られているかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 屋内についての熱中症の対策ということでございますけれども、夏場の学校での体育の授業や部活動などで体育館や武道場等を利用する場合、館内はできる限り開放した状態で使用し指導者におきましては気温や湿度などを注意し練習時間や練習内容の工夫など学校や部活動指導者には日頃から指導を行っているというところでございます。また屋内での体育スポーツ活動におきましては直接日差しが当たらずそれほど気温が高くない環境下でも体温の上昇や脱水などによる熱中症に陥ることがありますので、各学校に配備してあります熱中症指数計というので暑さ指数の数値による熱中

症予防、運動指針をもとに注意喚起を行いながら体育、スポーツ活動を行っております。その他運動時には食事や睡眠をしっかりと取り体調不良による体温調整機能の低下などを引き起こさないように児童生徒の自己管理についても指導を行っております。屋内運動施設、屋外運動施設同様に活動中に児童生徒の状況をよく観察しておくことが大切であるという風に認識しているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今のお答えの中で窓を開け放しにしておくというようなお話もありました。熱中症対策についての関連ということで1つだけ関連でお尋ねしますけれども、それぞれの学校において一般教室とか特別教室とかがあると思うんですけれども、この教室については冷房設備とかは入っておりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 各学校におきます一般教室と特別教室の冷暖房設備の設置状況というお尋ねですけれども、現在は町内の小中学校につきましては普通教室、特別教室、全教室に冷暖房の設備を整備しております。今後、町内小中学校の冷暖房設備につきましては不具合や故障などがあつた場合には速やかに対応し常に快適な環境で授業が受けられるよう努めていきたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） それではお尋ねしますけれども、体育館については冷房設備はついておりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 田上教育長。

○教育長（田上浩輝君） お答えします。屋内運動施設、体育館等につきましては冷暖房設備の設置状況につきまして甲佐町内の小中学校についてはいずれの学校も設置しておりません。ただしスポットクーラーについては各学校に備品として購入しております。体育館の冷房設備の設置となりますと体育館はいずれも体積が大きく、その整備には莫大な費用が発生すると思えます。国や県の補助事業を活用しても現在の補助制度では半額、もしくは3分の2の金額を町が負担することになります。また使用時間にもよりますが電気代など維持管理費につきましても多大な経費が発生するものと考えられます。設置につきましては小中学校施設の空調整備面から国や県の今後の動向を合わせて緊急性と財政面を照らし合わせながら、また設置義務などを含めた防災機能の強化の面も視野に入れ調査、検討する必要も出てくるかと考えます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今教育長からお答えいただきましたけれども、これなぜ聞いたかと言いますと先ほど議長の方からもありましたけれども、熊本県も平成28年、2016年やがて8年を迎えようとしていますけれども、その時に熊本地震に見舞われました。その時の避難所として利用されたのが体育館、私もまだその時は役場の職員でした。ここにおられる多くの職員の皆さんがそれぞれの部署で相当な尽力をされたという記憶が残っております。そういった中で体育館、甲佐小の体育館だったり白旗小の体育館、龍野体育館ひいては中

学校の体育館、こういったところに多くの方が避難をされてこられました。それも時期的には4月の16日ということで暑くもなく寒くもなく今思えば暑かった寒かったという思いは全然ありませんけれども、ただこれが夏場だったりとか本当に寒い時にそういった避難を必要とするような事案が出た場合、そういったのを想定して考えていくなら費用対効果の面もありましょうし、補助金の面もあるかもしれませんけれども、近々でせにやんということではありませんけれども、そういったのも多目的に利用できる頑丈な施設であるということは念頭においていただいで少しでも前向きに考えていただければという思いでありますので、この質問はここで終わりとさせていただきます。

続きまして大きな質問事項の2番に移らせていただきます。サンショウによる町の活性化と鳥獣被害ということで質問をいたします。令和3年12月議会の一般質問の中で私も特産品ブランドとしてのサンショウ栽培の推進ということでお尋ねをしました。そこから約3年が過ぎようとしていますけれども、甲佐町に置かれましては令和5年の11月の12日だったと思いますけれども、宮内地区のサンショウ生産組合、それとツムラさん、そして甲佐町が甲斐町長時代ですけれども甲斐町長が三社による連携協定を結ばれてもおります。こういったことを踏まえて現在の宮内地区での栽培の農家個数とか面積がどのくらいあるのかについて尋ねたいと思います。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは現在の宮内地区での栽培個数と面積はということですが、現在の栽培個数は22個です。栽培面積は約1.3ヘクタールという風になっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 冒頭にも言いました通り町の活性化の作物になるというような思いがありますので町の方もそれに早くから宮内地区を中心として取り組んでこられたということでございます。先般からツムラさんの方と一緒に新しくて新しい生産者の方たちを募集されたと言いますか、作付けされる方を通じて甲佐町の振興作物として発展させていきたいということも聞いておりますので、そういった新しく取り組まれる方達は何名ぐらいおられてどのくらいの面積、また最初は宮内地区で始まったんですけれども、これが甲佐地区だったり竜野地区、白旗地区だったり乙女地区であったり、そういった方たちもその地域におられる方達も参加して振興していこうと思っておられるのか、その辺が具体的にわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは新規に取り組まれる予定の個数と面積ということで昨年サンショウに関する説明会を開催しております、その際に作付けの希望調査というのを取っております。今現在サンショウの作付けを希望されている方というのが甲佐町全体で今現在でございますけれども16個の約1.2ヘクタール、これは先ほど議員が言われました通り甲佐町全域で応募がっております。まず地域ごとに申しますとまず宮内が3個の8R、甲佐が2個の16R、竜野が3個の44R、乙女が5個の33R、白旗が3個の19Rとい

う風に甲佐町全域での希望という風になっております。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 甲佐町内の全地区から応募があったということでございます。最初は面積的には少ないかもしれませんが、これがやはり本当に町の中山間地、引いては平坦地区も含めて適する場所があればこれを振興作物として力を入れていくのも1つの方策かなという思いがございまして。これに関連したところで必ずついて回るのが有害鳥獣の被害なんですね。これについてお尋ねしますが、有害鳥獣被害の現状と全頭調査の必要性ということでお聞きしますが、これについては資料の提供をお願いしたところ担当課の方からものすごく分かりやすい資料をいただきました。この資料については担当課の方から説明とかができますかね。よろしければお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは提出しております資料の説明ということで申し上げます。まず捕獲頭数でございますけれども、イノシシに関しましては平成元年度をピークに減少しておりましたけれども令和4年度、昨年は294頭と大幅に増加しております。まだ確定しておりませんが本年度も昨年と同程度の捕獲頭数となる見込みとなっております。鹿につきましては年々増加傾向ではございましたけれども、令和4年に倍増と約85頭が捕獲されておりますが本年度はそれを倍以上上回る190頭を超える見込みとなっております。それと猿につきましては捕獲がなかなか難しいところでございますので、少頭数でこのところは推移しております。その下に書いております被害額でございますけれども平成30年度をピークに減少しておりましたが令和4年度では約1,700万の被害額となっております。しかし今被害額は町それと共済、JAなどが把握している額でございますので実際の被害額はこれよりかなり多いだろうということは推測されます。以上となります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 被害額と捕獲頭数について詳しく説明をいただきました。この資料も私目を通ささせていただいて私も農家でございますので非常にこのイノシシとか鹿については苦慮しているところでございます。全頭調査ということでお尋ねをいたしましたけれども、実際捕獲頭数がイノシシが294頭、日本鹿が85頭、今年は190頭ぐらいになるということでございます。捕獲された頭数に比例してやはり被害も増えている。その中で捕獲をしたんで翌年はどのくらい被害が出るのかというのは全体の頭数がわからないと例えば日本鹿85頭を取ったとしても全体が100頭おった中の85頭捕獲したのか、もしくは1000頭おった中の85頭ならば85%なのか8.5%なのかでじゃあそれが8.何%ぐらいなら翌年に生まれてくるのが多ければ絶対減っていくわけではないので全体を掴むと非常に難しいかもしれませんが、ただ地域にどこに出たというのは捕獲されたというのはわかると思うので、時間はかかるかもしれませんが、ある程度の全頭把握して分母と分子で計算して行ってこの地域でこのくらい増えてきているなという予測を立てて対処していかんと増えるのか減っていくのかがなかなか見にくいと思うんですけれども、この辺は担当課としてどう考えられますか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 全頭調査というところでのご質問ですけれども飼っている動物と違い野生動物でありますので1箇所にとどまらず移動するというのが大前提でございます。それも甲佐町だけではなく近隣町村をまたいで移動するケースが多いというところですね。全頭調査について色々私も調べてみましたけれども一般的な調査方法として一部の範囲について、その例えは10mの何mとかそこを指定してそこに定点カメラ、それとドローン、それとそこに調査員を配置して頭数を数えると、その結果を元に推定値を出すというのが一般的な調査の方法という風に書いてありました。ただその調査をしたところですね、あくまで推定値ということで数値の信憑性もかなり低くございます。そしてその調査に関しても莫大な金がかかるというところ今このところ町による全頭調査というのは考えておりません。ただそのイノシシや鹿に関しましては山で生息している個体というのと平場平地で生息している個体というのがあります。山で生息している個体につきましては餌不足とかそういうので山からおりてきて農作物に被害を及ぼすというものでございますけれども、これらにつきましては徹底的な追い払い活動などを行うことで恐怖心を与えるという、そこで山から降りてきにくくなるという風に言われております。ただ問題なのが平場平地に生息している個体、これは山ではなく平場で生まれているため追い払いを行っても山に帰らず耕作放棄地などの姿が隠れる潜み場、そこに潜んでそれを繰り返し農作物に被害を与えております。この対策が農政課としては急務であると考えており地域での潜み場をなくす取り組みや追い払い活動、それと計画的な防護柵の設置それを複合的に組み合わせた効果的な捕獲、駆除活動を進めていき鳥獣被害の軽減を図っていきたい、その方向ではかかっていききたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 農政課長の説明非常に勉強になりますね。先ほど言われました通りやはり動物は山におるのだと思っていたんですよ。山からおりてきたらロケット花火だったり猟友会の方たちが鉄砲で捕獲をしていただくと集落の方にはおらんのかなと思っただけなんです。しかしこの話を聞いたりやはり自分で見たり聞いたりすると里山の方に民間の近くに鹿は特に地元の公民館前の町道でも見ますし、田口のところの堤防のところも3匹ぐらい鹿が渡っているのも見ますし、そういえばこの近くにいるなという思いがあります。ロケット花火等で追い払うことはできますけれども、鉄砲で里山辺で銃を打つというのが非常に住民の方たちも音を聞いてびっくりされますし、猟友会の方たちもなかなかそのうてる場所ではないのでそういったところで捕獲となるとやはり罠とか人に危害を与えないような方法での駆除の方法、この辺が今後重要になってくるのかなという思いがあります。非常に私も農政課長の話を聞いてなるほどなという思いがありましたので、この辺については全頭調査まではいかないかもしれませんが、そういった意識を持って取り組んでいただきたいと思います。

次の同じく4番目の振興作物の被害と電気柵の設置というところで質問させていただきます。今申しました通り最近では鹿による被害が多く見受けられるということです。これ

は宮内地区のサンショウを植えられている方からお聞きしたお話なんですけれども、サンショウも植えているけれど新芽が出る時とか幹の部分を皮を剥ぐとか言った被害があるということでそれはイノシシではないよということやはり鹿、私もとげがあるようなサンショウとか匂いのするのに何も動物は来ないだろうと思ってたんですけれども、やはり鹿の被害だろうということなので、それに対する防御線と言いますか電気柵だったり鹿はおそらくメッシュフェンスかなんかせんと電気柵では無理かなと思いますけど、その辺についての補助編があるのか、また現在使われている方達についても補助の新しい追加とか補助基準の緩和、こういったものが出来はしないかということで思いがありますので、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは電気柵とワイヤーメッシュ関係の補助要件に関するご質問ですけれども、以前福田議員の一般質問の際にもお答えしたと思いますけれども、まず個人個人ではなく地域の広い範囲で効率的に実施する侵入防止対策を支援するという考えのもと実施しているものでございます。そこでサンショウであったりとか作物によってその辺を緩和するということは特段考えておりません。より効率的かつ効果的に施策を実施していくためには広い範囲での取り組みが重要となってきます。地域全体で先ほども言いましたけれども、地域全体で話し合ってください電気柵の設置、ここに電気柵をはる、その間は緩衝帯として動物の姿が見えるように動物に近づかないようにする。それを動線として踏まえたところで今度は罾を設置する、そういう計画を話し合い活動を行って取り組んでいただきたいという風に区長さん方にもお話をしていることでございます。令和6年度新年度でございましてけれども、その地域全体での取り組みを行うモデル地区というのを設定したいと考えております。県の補助を活用して町と地域が協力しながら鳥獣被害防止対策、このモデル地区を中心としてその対策を強化していきたいという風に考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今全体としてお答えをいただきましたありがとうございます。先ほどはサンショウを中心として質問をさせていただきましたけれども、サンショウ以外でも耕作者の方たち特に私のところも含めて中山間地域については耕作放棄地も増えてきました。言うなれば原野化するようなところもあって中山間の事業で草刈をしたりみんな協働でやったりしておりますけれども、やはり毎年毎年人は年取っていきますけれども草は毎年毎年多くなっていきますので、少しでもそういったところで少しでも生産の意欲といいますか方策の意欲を残すためにもやはり鳥獣被害から守る方策は必要じゃないかと思っております。個人個人での申請よりも集団でその集落で守っていくということでございましたので、そういったその中でも個人の人の意見も取り入れながらまた今後検討していただきたいと思います。

それでは質問事項3番に移らせていただきます。この質問が最後になります。3番目の質問は県道三本松甲佐線の改良の進捗と観光振興ということでございます。県道三本松甲

佐線の進捗とか改良整備については令和元年の12月議会、令和4年の6月議会におきまして整備促進あるいは改良の進捗、バイパス化、持って合わせて町道小鹿線の改良計画についても質問をさせていただきました。令和元年12月議会の一般質問からもう4年が過ぎようとしておりますけれども、そういうことも踏まえて私が今回お聞きいたしますのは、県道三本松甲佐線の中でも採石場前から上揚集落まで合わせて井戸江峡の地先から旧宮内小学校地先までのバイパス化の進捗状況について現在どのようになっているのか説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではご質問の県道三本松甲佐線の現在の道路整備の状況についてお答えいたします。まずご質問の採石場から上揚集落までの区間約530mがあります。そこにつきましては令和5年度、今年度に県によります測量設計が完了しております。補助整備の計画もございますので補助整備等の協議も終え町の方にも道路整備の説明があったところでございます。道路の幅員といたしましては現況約4mでございます。道路改良によって片側1車線で両側に路肩がございますけれども、緑川沿いの路肩を1.5mに広げ歩行者が安全に通行できるよう歩行空間を設けて設計をしてあるところでございます。全体の道路付近が全幅で7.75mとなります。来年度令和6年度から県の方から用地買収に入られるということで町の方でも買収については協力をしていきたいと考えております。続きまして井戸江峡からの旧宮内小学校までのバイパス道路につきましては今年度で令和5年度で概略設計調査ということでルートを選定だったり、そういった基礎的な調査がなされております。令和6年度、来年度に橋梁の位置関係だったり橋梁に関する調査が行われると聞いております。その他、現在上揚団地入口付近で一部工事がなされておりますけれども、その工事につきましては全ての用地買収が完了しておりますので随時継続して工事が進められていくものと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） この道路はご存知の通り宮内地区の生活道路でもありかつ地域の幹線の道路、1本しかないという道路でその中で一番最初の採石場からの上揚まで非常に狭いですね。このここについてやはりわかる人は途中の広いところで待っておりますけれども、乗用車同士が道の途中ですれ違おうとすると非常に危険を感じます。今建設課長から説明ありました通り測量設計にも入られとるということでございます。歩道も広く作られて計画されたということですね。以前にも質問いたしましたけれども夜になると非常にここも暗いということで合わせて防犯灯もこの辺についても今後並行して検討して行っていただければと思います。先ほど建設課長が説明も受けましたということですがけれども、それはおそらく県から町への説明があったと思うんですけれども、じゃあ町とか県から地元の方たち、地元の区長さんだったり地元の住民の方たち、この方たちはどこまでこの進捗についてはご存知なのかというのが一つありますので、この辺は地元説明等についてもされているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 採石場から上揚集落の区間につきましては県の方も地元説明会が令和5年11月に開催をされております。地元の方からは地権者を含めた26の方が参加され3月13日、明後日ですかね、現地で用地の立ち会いなどが行われることになっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 説明会もされて今度また現地で立ち会いと言いますか説明もされるということで、やはり地元の人たちが一番期待されとると思いますのでやはり分かりやすく住民の方たちと一緒にいい道を作っていくという思いで進めていっていただきたいと思います。

続きまして2番目です。陣ノ内城跡、やな場、鶉の瀬ぜき、甲佐神社等を生かした観光振興とフットパスの考えということであります。地域資源を生かした観光振興策として名所や史跡等を点から線へとつなげ少しでも甲佐町に滞在してもらう時間を作るということも大事じゃないかと思えます。いろんな甲佐町も史跡とか名所あります。そこへ車で行かれるのも一つの方法ですけれどもやはりなるべく甲佐町に足を運んで留まっていたくとするならばやはりフットパスという方法が1つあるんじゃないかと思えます。お隣の美里町は非常に早くからフットパスをされております。甲佐町の方もこういったいろんな名所、史跡がありますのでそういったのを生かしてやはり何か町として観光振興につなげていけるんじゃないかということでお尋ねをするところでございますけれども、フットパスの考えがまずあるのかこれについてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） まず観光の取り組みということでフットパスの考えがあるかということについてお答えをいたします。議員がおっしゃる陣ノ内城跡、やな場、鶉の瀬ぜき、甲佐神社等を生かした観光振興につきましては町長マニフェストの項目の1つでもありますので担当課としても検討しているところでございます。また議員おっしゃる通り陣ノ内城跡等の史跡等を巡るフットパスは有効な手段だという風には考えているところでございます。ただフットパスを行うにあたり陣ノ内城跡の周辺環境整備等が必要になってくると思えますので関係課と協議しながら検討していきたいと思えますし、合わせて先ほど言われましたフットパスを実施されている美里町にノウハウを教えていただきながら甲佐にあったフットパスが実施できるよう検討していきたいという風に考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 先ほど美里町のお話もしましたけれども、なんでかという甲佐町は美里町と連携中枢都市圏の中で連携を図っておられたと私は以前にそう思っておりました。私は寒野におりますけれども美里町の二俣、ここは有名でハートのできる石橋とかその近くに八角トンネルとかもございまして。甲佐から歩いて行こうと思えば歩いて行ける距離にもあります。連携も以前から美里町とはとっておられるということでございましたので、もっともっとこれは発展させて行っていくんじゃないかということでお尋ねをした

んですけれども、まず連携中枢都市圏では何をされているのか、その辺も含めて説明をいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それでは連携中枢都市圏での近隣町との取り組みということでお答えをしたいと思います。連携中枢都市圏での近隣ということですので美里との取り組みについてお答えさせていただければというふうに思っております。美里町とは令和4年度から地方創生推進交付金事業、今で言いますデジタル田園都市国家構想交付金事業になりますけれども、その地方創生推進タイプに取り組んでおります。その中で本年度に観光PR動画等を作成をしておりますし10月に開催されました甲佐蚤の市にも一緒にブースを出展をさせていただいております。また今月18日に開催予定の緑川スポーツフェスタにも飲食ブースに美里町から2店舗出店をいただくことになっております。令和6年度には次年度になりますけれども両町を周遊していただけるようにデジタルスタンプラリーを実施するように計画をしているところでございます。また美里町も含めましてですけれども御船町、山都町と本町で緑川流域広域連携プロジェクト事業としまして観光物産開発等に取り組んでおります。令和5年度には本年度ですけれどもアウトドアアクティビティ等を中心とした緑川流域周遊促進プランの創出に取り組んでおります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 美里との連携中枢都市圏についての説明も頂きました。ありがとうございました。これが最後でございます。今は連携での観光振興ということでございましたけれども、一番の大元である甲佐町が集客につながる施策、これについて最後の質問としてお尋ねをいたします。これは町が今後どのような施策によって集客を図っていこうと思っておられるのか、これが最後の質問です。お願いいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 集客につながる施策についてのご質問でございますが、すいません先ほど緑川スポーツフェスタの日程を3月18日と言いましたけれども3月17日の日曜日ですので、お詫びして訂正させていただきたいと思います。では集客につながる施策の考えについてお答えをさせていただきます。井戸江峡交流拠点施設COMMON IDOE、津志田河川自然公園、熊本甲佐総合運動公園等には一定の集客があつている中で議員おっしゃる通り点から線へつながり町に滞在していくためにも町を周遊していただくことが大事だという風に考えているところでございます。そのために商店街、中心市街地の活性化が必要になるのではと思っております。町長マニフェストの項目の1つでもあります商店街を中心とする中心市街地の活性化に向けた取り組みにつきまして令和6年度から取り組んでいきたいという風に計画をしているところです。また先ほど答弁しました観光PR動画等を活用しながら甲佐町に来ていただけるようPRにも力を入れていきたいという風に考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 分かりました。これは甲斐町長になられてやはり甲佐町の観光振

興それと産業の振興、人口増加、いろいろな面に関係してくる大きな問題でございます。今から町長の手腕が試させる時だなと思っておりますので私たちも期待しながら拝見させていただいて、これを待ちまして私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） これで3番、鳴瀬美善議員の質問は終わりました。
しばらく休憩します。11時から再開いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に5番、佐野安春議員の質問を許します。

5番、佐野安春議員。

○5番（佐野安春君） 改めましておはようございます。5番、日本共産党の佐野安春でございます。一般質問通告書に沿って質問を行っていきます。まず質問項目の第1であります県道三本松甲佐線改善の進捗状況についての質問であります。一部先ほど質問を行われました鳴瀬議員の質問と重なる部分もあるかと思いますが予定通り質問を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。県道三本松甲佐線改善の進捗状況について質問いたします。路線名、上揚井戸江線、事業地、地点から終点は県道三本松甲佐線井戸江入口から井戸江集落、そして小鹿集落までの長さ1150m幅8mの町道となっております。町道路整備5カ年計画に登録されたのが平成26年2014年、今から10年前となっております。昨年2月熊本県議会定例会において一般県道三本松甲佐線の整備についてとして県道三本松甲佐線に対する現在の取り組み状況と安平から小鹿へのバイパス化についてどのように考えているのかという一般質問が行われ、県土木部長は答弁で工事コストが低く早期に安全性が確保できること、またキャンプ場へのアクセスが向上し地域振興にも寄与することからバイパス案が優位と考えている、このため県議会今定例会において概略設計に必要な予算を提案しているとの答弁を受けております。今議会提出の令和6年度当初予算案説明資料款土木費には県営事業負担金の中で県道三本松甲佐線のバイパス測量が載せられております。そこでその後の進捗状況とこれからの計画が具体的にどうなるのかお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではお答えいたします。県道三本松甲佐線のバイパスにつきましては令和5年度に概略設計が行われ、ルートの検討、現道との接続などの調査が行われております。令和6年度では橋梁についての必要な調査等が行われる予定となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 県道三本松甲佐線に関わる道路及び橋梁について今の段階で建設費用などについてはどうなっているのか、わかる部分はありますか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） このバイパス工事につきまして今現在先ほどから申し上げておりますようにルート案だったり橋梁の位置、それとか来年度につきましては橋梁に関する土質調査等が行われますので概略の設計というのは県においてもまだされておきませんので、いくらかかるかというのは現在のところ算出をされていないような状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今の段階では例えばおおよその費用とか建設期間だとかそういう事っていうのもまだわからないということでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 費用、期間につきましても県の方がどういったルートを通るかによっても工事コストあたりも違ってきますし、橋梁も何メートルになるかもどういった橋梁をかけるかによっても費用的にも大きな違いが出てくると思いますので、今後測量調査等を重ねられて概算費用が出されるものと思っております。期間につきましても橋梁がありますので県の方の予算のつき次第とも思いますけれども。期間の方も数年以上はかかるのではないかと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今の時点ではなかなか予算についても工事の期間についてもわからないということでしたが宮内地区の皆さんをはじめ地域の方々の上でなくてはならない三本松甲佐線、必要な道路であります。しかしいつ落石や崩落が起こるかもしれない道路を行き来する住民にとってこの道路の改善は1日も早いことを願っておられるものと思います。県としっかり連携し改善をされることを願います。今質問で述べました道路整備が完成するには数年という表現がありましたが数年がどれぐらいかということとはちょっと分かりませんが、その間にも危険箇所にある道路を住民の皆さんは通行しなければなりません。道路整備が完成する間といえども落石や崖地の崩落や事故があってはならないことと考えます。そこで質問ですが井戸江から小鹿・打出への急傾斜地の安全対策は進んでいるのでしょうか。日常的に生活道路としてこの道路を利用する町民の皆さんは亀裂が走り亀裂が広がる頭の上に追いかかるこの急傾斜地を不安な思いを持って通行されていると思います。新設の道路整備とともに今までの県道の整備、危険箇所の安全対策をと考えますがいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 先程からバイパス工事にはやはり時間がかかるということから現在三本松甲佐線の現道において議員の方からおっしゃられる通りモルタル吹付のクラック等についてが発見されております。昨年県の方でクラックあたりの調査をされクラックの場所とか危険性については把握をされているところでございます。現在はそのクラック等に広がりがあるかどうかの現状観測を行いながら注視をされております。令和6年度になってから補修の詳細設計を行うという風に聞いております。補修の詳細設計が行

われましたら事業の方に着手をしていくと聞いております。町としても安全性について注視をしながら県の事業についても早期に補修工事が完了するよう要望等をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今具体的には対策がされる予定だということですから安心するところもありますけれども、やはり危険箇所についてはやはり対策をしっかりと取っていただきたいという風に思います。

次の質問項目に進みます。大災害への備えは充分かということです。今年の正月元旦に発生した能登半島地震には誰も驚いたという風に思います。本当に災害は時と場所を選ばない、穏やかな元旦の夕暮れ時を襲ったマグニチュード7.6の大地震でした。また先ほど議長の方からお話がありました本日3月11日はあの災害、東日本大震災が起こった日です。13年が経っていますが今も全国で約2万9,000人もの被災者が避難生活を送られているそうです。私たちが体験した熊本地震からも8年を迎えようとしております。本日の熊日新聞社説には災害大国として復旧や生活支援、防災への備えは充分と言えるのか、自助、共助は大切だが超高齢化社会の中で公助が果たす役割の重さを肝に銘じてもらいたいとありました。そういう災害が起きてまだ復興にはかなりの時間を要すると言われる中で甲佐町の災害への備えは大丈夫であるのかを考えてみました。資料請求を出しておりますので具体的なものはその中に出されておりますが、町が用意している非常時備品等の備えは充分であるかということで質問を行います。答弁をお願いします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） お答えいたします。町が用意しております備蓄品につきましては資料にあります通り物品が65項目、飲食物が7項目でございます。日常生活品から非常食までできる限りある程度は準備をしているというような状況でございます。この備蓄の保管につきましても日用品につきましては土地改良区の事務所の防災倉庫など飲食物については役場の防災室に保管をしております。この備蓄品以外につきましてはJA上益城をはじめ生協熊本それと町内外のディスカウントスーパーなどの量販店及び町内の16事業所の飲食店との災害法連協定を結んでおりまして、緊急時の対応を図ってまいろうという風に考えております。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 備蓄については今総務課長の方からご説明をいただきましたが、この備蓄というのが町民に公開されているかどうかですね。ホームページとか広報でこのような備蓄をしておりますというようなことがあっているかどうか、そこをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） ただいま議員様にお渡ししております資料につきましては公開はしておりません。他の町は備蓄計画を作られて公開されているところもあるかと思っておりますけれども、本町においてはまだ計画等の策定もしておりませんし、

こういった備蓄を常時公開するということは今はやっておらないという状況です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今ご説明がありました。備蓄についてはされておりますけれども、どんな備蓄をしているかということについては公開をされていないということですが、これは今総務課長もおっしゃいましたが御船町では備蓄品整備計画というのが作られて、飲料水、食料、毛布、紙おむつなど日用品など人口の1割分備蓄されるという計画になっております。益城町でも備蓄計画を作成して町民に平時から最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品の備蓄の奨励をしておりますが町としても食料、飲料水、生活必需品、衣料品等を備蓄することになっているという風に備蓄計画で決められております。そういった意味では町の地域防災計画書等には備蓄についても水防関係の備蓄品ですが載せてありますが、そういう風に食料品や生活必需品、そういったものについてもやはり備蓄整備計画というのをたてられて、どういうものを備蓄するということではっきり用意をされていく必要が私はあると思います。そういった点ではいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 町としましては可能な限りの備蓄品の更新は現在行っておりますけれども、災害対応においては充分ということはないという風を感じております。まずは防災計画にもあります通り防災計画13節の冒頭にも示してありますけれども、町民の方におきまして最低3日分、推奨1週間分の水、食料を備蓄し災害に備えるよう努力義務を課しておりますし共助の面におきましては消防団または各自主防災組織単位での避難や炊き出し訓練などの共助活動が円滑に行うようにしております。先ほど佐野議員も言われました備蓄品の開示・公開につきましては近隣町の計画書の状況等も考慮しながら今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今年だったと思いますが2月17日に自主防災組織と甲佐町防災士あゆの会の合同研修会に私も参加しました。研修会案内には能登半島地震で200名以上がお亡くなりになられたこと、多くの方が避難所生活を余儀なくされていること、甲佐町においてもいつ地震や大雨などにより激甚災害が起こってもおかしくない状況であることを訴えられ、平時より災害に備え自主防災組織と防災士の連携が必要であるとありました。自主防災組織の優れた活動をされている西寒野と芝原地区の活動がパワーポイントでの報告があり、活動の様子がよく説明されていたというふうに思います。そこで町内の自主防災組織と防災士の活動状況はどうであるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） それではまずは自主防災組織の活動状況についてでございますけれども、町においては総合防災訓練の活動については今把握をしておりますけれども主に避難誘導訓練、他に炊き出しまた救助訓練また消防団と連携した水防訓練、危険箇所の点検などが行われておりまして本年度に起きましては42組織が活動をされているということは把握しております。それと防災士のことについてでございます

けれども、本町在住の防災士の数は資料にもありました通り男性が49名、女性が19名の合わせて68名となっております。自主防災組織は規模の小さい組織も含めて47組織ございます。そのうち防災士が在籍している組織がうち29組織という状況でございます。本町においては、大災害の発生時における自助、共助の大切さから自主防災組織の結成促進に合わせてそのリーダー的存在となる防災士の育成を行っております。そのような中で資格を取得された防災士が個人それぞれで活動するよりも今後の災害発生に備えてまずは組織作りが有効であるということからベテラン防災士を中心に昨年5月に甲佐町防災士あゆの会が発足いたしております。資料に示しておりますが現在43名が会員となり計画を立てながら活動を始めておられる状況でございます。また2月には議員がおっしゃられるように町及びあゆの会の共済で自主防災組織との合同研修会を行っております。来年度におきましても避難所運営シミュレーション研修などの活動を計画しております。今後有志による活動が広まりあゆの会及び自主防災組織による日頃からの災害に備える活動が拡大していくことを期待しているものでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 町では防災士を増やすために受講料を町が支援して防災士講座が開催され防災士に合格された町民が増えたという風に思いますが、町民とともに町の職員も防災に携わり避難所運営などにも関わりを持つということになるという風に思います。町職員で防災士の資格を取得されている状況、また防災士の活動はどうかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野太君） 防災士の資格を取得している町職員の状況ですけれども、現状で把握している限り今5人が取得しているというような状況でございます。それと防災士についてでございますけれども防災士につきましては民間資格でございます。資格取得により権利が得られまたは義務が発生するというものではございませんけれども、まずは自分自身や家族または地域のために資格取得する方もいらっしゃいます。職員の資格取得については自己啓発なども含め有効であると思います。また町では災害対応について独自に職員研修も実施しております。本年度につきましては11月19日に実施した総合防災訓練時に災害対応に対する職員研修として熊本大学から教授を講師としての避難所運営シミュレーションというカードゲームのような研修を行っております。また現在は能登半島地震の被災地への職員派遣については輪島市にこれまで3名の若手職員を派遣しており、現地での経験が本町の今後の災害対応力の向上につながればという風に考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 防災士も5名いらっしゃるということと町の職員の皆さんに対してそういった防災訓練というようなことを行われているということで防災士資格については任意によるものという風に思いますが、受講及び受験費用については是非町から支援を行っていただき、町職員の皆さんも防災士の資格を取られる方を増やしていただいて応急

手当など命を守る基礎的な活動や防災に関する業務を行えば避難所運営など、より町民のための防災業務や災害対策に役立つものという風に思います。また防災士資格取得の支援、女性の参画拡大や防災士の活用に努めることは地域防災計画書の中でも強調をされています。そういう点ではどういう風にお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 町職員の防災士の資格取得の支援ということでございますけれども、先ほど申しましたように防災士は一応民間資格であるということで個人の判断により取得されるものという風に思っております。町としましては防災士の資格取得も議員がおっしゃられるように有効であるという風には思いますけれども、まずはいろんなこれまで熊本地震も経験した職員もおりますので、今後の若手職員にも災害現地への派遣やまたいろんな職員研修の中を通じて防災に対するスキルの向上あたりを図っていくことが必要であるという風に思っております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 総務課長の答弁にありましたがそういう中でもやはりスキルアップをするということについては防災士で防災の勉強をするということは私としては大変有効じゃないかという風に考えております。ぜひお考えいただければと思います。

次の質問に進めさせていただきます。内水対策についてお尋ねいたします。町国土強靱化地域計画にある風水害に対する懸念として本町では緑川および支流となる中小河川の氾濫が想定され特に市街地を中心とした内水氾濫の発生や山間部の土砂災害警戒区域等の危険箇所の災害リスクを有しており、その対策が求められておりますとその必要性については十分認識をされております。肝心なのはその具体的対策です。それを町民は以前からずっと望んでいるという風に考えます。そこでお尋ねいたします。大町の排水ポンプはどれくらいの排水能力があるのか、毎年のように梅雨時や台風による大雨による増水のために町民は不安を抱えています。大井手川や湯田川、豊内や緑町や岩下の排水路からの増水に対して氾濫や浸水を防ぐために設置されるものと考えますし、町民の安全につながるものと考えますが町民の皆様にもわかるように具体的な数値などで示されるのであれば出していただきたいと思っております。答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは現在進めております。大町地区排水機場について具体的に数値が示せるのかということですが、大町地区の排水ポンプは3台を設置しております。3台総力で毎秒0.4トンの排水能力があります。1秒間に400Lの水を排水することができます。なかなか例えますと25mプール8コース16mのプールで水深が1mと仮定した場合に約400トンの容量の水があります、そこには、時間にして16分40秒でそのプールを排水することができるという能力となっております。例えてもなかなか分かりにくい部分がありますけれども、例えとするとこういう場合になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 私はいい例えであったと思います。分かりやすかったという風に思います。質問を進めさせていただきます。緑川河川整備促進については町から毎年国土交通省に要望活動を行われております。その要望項目については町ホームページにも載せてありますけれども、その具体的な中身についての記載がありません。それで令和5年11月11日付のホームページに載っていたと思いますが、主な要望活動の堤防の整備または河川の浚渫及び樹木の伐採についてその具体的内容について説明をいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 緑川の整備要望につきましては毎年町長をはじめ執行部で要望をしております。その中で堤防の整備箇所はどこかということですが、堤防につきましては有安地区の無堤防区間がございます。そこは星の川団地先から山側までの区間が無堤防となっておりますのでその整備促進の要望です。それと河川の浚渫及び樹木の伐採につきましては今年度は仁田子地区の益城橋下流から大町区間までの約800mの区間の土砂掘削、麻生原地内の甲佐大橋付近の土砂掘削、それと糸田地区、田口地区、乙女橋上下流についての土砂掘削と樹木の伐採を要望しております。その他、熊本甲佐運動公園の階段護岸の整備延長でしたり川まちづくりでのヘリポートの整備、公園拡張の整備、内水対策の支援などを要望をしております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 具体的な場所の説明でどういうところを整備するかということが分かりましたが甲佐町を流れる緑川というのはかなり長い距離があって、例えば樹木の伐採につきましても以前行われたところも数年経てば元のままになっているということで大変だろうと思いますが、やはり是非樹木の伐採というのはやはり堤防の整備というところでは大事なところだと思いますのでよろしくお願ひしたいという風に思います。繰り返し要望を行って堤防の整備や河川の浚渫などを行っていただいて、町民の命と財産を守るようにとお願いをしたいというふうに思います。また情報については広報やホームページなどで具体的な内容を町民にできるだけ知らせていただきたいと、そしてまた終わりが無いところもあるかもしれませんけれども、早く緑川整備を行って町民の不安の解消をいただきたいという風に思います。

質問を進めさせていただきます。南海トラフ地震、日奈久断層帯地震に対する対応策です。南海トラフ及び日奈久断層帯地震については新聞等においても幾度となく報道され、町民も大災害が来る可能性があるのではという認識は広がっているという風に思います。町国土強靱化計画においても南海トラフが震度5強、布田川断層帯での地震が震度7と予想されておりますが、町として予想される大災害に対してどのような対策や準備をされているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 災害に対する対応につきましては国また都道府県また私たち市町村においてそれぞれの防災計画書に基づき対応を図ることとしております。南海トラフ地震につきましては県内では10の市町村が南海トラフ地震防災対策

推進地域に指定されておりました本町は指定外となりますけれども予測では震度5以上の揺れが発生するという風に言われております。また日奈久断層帯地震につきましては震源付近で最大震度7の予測がされておりました本町においても人的また物的被害が発生する恐れがあるという風に予想しております。熊本地震発生時においては避難所運営を図るための職員配置を行いながら公助で行う物資、また食料の提供また道路や水道施設などのライフラインの復旧、住宅の応急危険度判定、また被害認定調査など迅速な対応を残された職員で果たす必要がございました。熊本地震を経験した本町におきましてはその経験を生かしまして将来に向けて自助、共助、公助の役割分担の明確化を図りましてより迅速で的確な初動対応がはかれるような体制作りを目指していこうという風に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 政府の地震調査研究推進本部というところによれば日奈久断層帯は益城町木山付近から芦北町を経て八代海南部に至る断層帯ということです。この断層帯はおおむね北東から南西方向に伸びて全体の長さは約81kmの可能性があるとして、日奈久断層帯は過去の活動期間から益城町木山付近から宇城市豊野町山崎付近まで伸びる長さ約16kmの高野白旗区間、甲佐町の白旗ですね、区間豊野町山崎から芦北町の御立岬付近に分布する長さ40kmの日奈久区間及び御立岬付近から八代海南部に位置する長さ約30kmの可能性のある八代海区間に区分されるとされて、この断層帯は熊本地震で動いた断層と動かなかった断層に分かれているという報道があります。日奈久区間は動いていない区間に区分されこの断層が動いた場合には甲佐町も影響を受けるものと考えられています。先ほどもありましたがマグニチュード7程度の地震が発生すると推定されています。そういった意味では直接的に南海トラフ地震が大きく報道されますが、町にとってはこの日奈久断層帯の揺れと言いますかずれと言いますか、そういったことで影響を受ける可能性が高いと思いますが、この日奈久断層帯についてはどのような認識をお持ちなのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 日奈久断層帯につきましては熊本地震で動いた布田川断層帯に続く断層帯でございます本町はちょうど布田川断層帯と日奈久断層帯の境目にあるような位置でございます。過去の統計にもあります通り布田川断層帯が動いた後にまた日奈久断層帯も動くというような統計もございます。断層帯につきましては過去に起きた地震の後ということでございますので、また別のところで地震が起こり新たな断層ができる可能性もあると思います。現在、日本全土でいつどこで起こるかもわからないものでありますので大地震を経験した本町におきましては備蓄品などの災害対応への準備と住民の方々への防災意識の啓発などを継続していくことが重要であるという風に考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 次の質問です。地域防災計画書では外国人への防災意識の普及促進を進めるとありますが、具体的に何かされている、できているというところはあるんで

しょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 甲佐町の地域防災計画書では外国人住民へは行政区長及び雇用主等を通じて総合防災訓練の参加を促し避難所受け入れに対応できる職員の対応力向上を図るという風にしております。総合防災訓練の参加につきましては特に外国人住民に対して行政区の方に参加を促すような通知は現在しておりませんが、今外国人の住民の方、甲佐町に在住の外国人の方も増えていらっしゃる状況でございますので、今後開催する地と合わせた参加の促進を行いたいというふうに思います。また外国人を避難所に受け入れた場合につきましては外国語を話せる職員が数名おりますので、極力そういった職員を配置するなど対応を図ってまいりたいという風に考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問を1つだけ飛ばしてしまったんですけれども、お尋ねします。町の強靱化計画では耐震化のさらなる推進を進めるということが必要という風にありますが、公共的な建物または個人の住宅、建物など耐震化の推進についての統計とかあるんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） それでは公共施設の方で答弁させていただきます。公共施設については庁舎や学校などがあげられますけれども、公共施設の耐震化はできている状況でございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは私の方から個人住宅の耐震化率の統計ということでご説明させていただきます。町では平成30年度に甲佐町耐震化促進計画を策定しております。木造住宅につきましては昭和56年6月1日に耐震基準の改正が行われたことにより昭和57年以降に建設されたものを耐震基準を満たしている住宅としております。平成30年の木造住宅の総戸数は4,455戸でそのうち耐震基準を満たしている木造住宅が2,970戸、耐震化率が66.7%でありました。令和4年1月1日の集計では木造住宅の総戸数が5,072戸、そのうち耐震基準を満たす木造住宅は3,810戸、耐震化率は75.1%となっております。順に向上をしておりますが町では耐震改修事業を推進し地震等に対する安全性の向上を促進し住宅の倒壊等による被害をなくすため住宅の耐震化を支援しているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） この第2の項目最後の質問になります。地域防災計画書では浸水深や避難所等の標識設置等による居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとありますが、災害用の標識は設置されているのか、設置の予定はあるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 現在の防災計画書ではハザードマップ等の配布またはリアルハザードマップの設置という風に表記しております。浸水深や指定避難所への誘導組織いわゆるリアルハザードマップにつきましては本町においてはハザードマップの配布を現在行っておりまして、今のところ設置の予定はないというような状況でございます。ただし近隣町の状況を見ますと避難所への誘導看板とかいうのもついているところもございますので、近隣の状況も参考にしながら今後また検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 災害用の標識はやはり言葉のわからない外国人の方や高齢者などに有効なものというふうに思いますし、避難所を探す場合も大変有効なものという風に考えます。避難者の近くにはやはり防災用災害用の標識を設置して万が一の場合に避難をサポートするものになります。ぜひ早く設置をされるものという風に考えます。隣町の御船町には防災標識の掲示がっております。実際私も見に行きましたけれども標識はその図を見ただけで内容が把握できます。日本語の文字が分からない外国人の方でもわかるように作成されております。御船町の標識は図以外に日本語と英語の文字でも内容が表示されております。地域防災計画書では浸水深や避難所等の標識設置を掲げているわけですから早期に設置されるようによろしくお願ひしたいという風に思います。

次の質問に進めさせていただきます。介護予防拠点である地域の公民館再生をということで質問を行います。熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を活用し行政区公民館の改修を行い介護予防活動を行っている行政区また次年度公民館の改修を予定されている行政区はいくつあるのか、また公民館で介護予防活動を行う予定があり、公民館の改修を予定している、また予定を考えている行政区はいくつあるのか説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を活用した公民館の改修についてお答えいたします。まず介護基盤緊急整備特別対策事業補助金についてですが、財源としましては国と県の財源を合わせての10割補助で令和5年度の補助上限額は971万円となっております。本来特別養護老人ホームやグループホームなどの介護サービスを提供する介護施設の緊急整備のための補助金でしたが、平成26年度から対象が拡大され介護予防活動を行う公民館等の介護予防拠点整備も補助対象となりました。甲佐町においては主に公民館を活用した介護予防教室、地域の集いが今年1月現在、再開準備中を含めまして35行政区において立ち上がっております。その他1箇所だけはコロナ禍から中止となっておりますが、多くは月に1回から週2回など各地区で介護予防サポーターさんを中心にいきいき100歳体操やお口の体操となるかみかみ体操を取り入れて工夫した活動が行われております。このような活動を行う公民館の改修ですが説明資料をもとに申しますと平成30年度は中横田区の1箇所、令和元年度は下豊内区、浅井区、上田口区、早川区の4ヶ所、令和2年度は緑町区と糸田区の2箇所、令和3年度は大町区の1箇所で令和4年度は補助金活用の要望がありませんでした。今年度の令和5年度は横田区、有安区、船

津区、田原区、辺場区の5箇所の申請があり資料作成時点では県からの補助内示ありということでしたけれども、2月末に県から補助金の決定通知がありました。なお令和6年度については補助金利用の要望が上がっておりませんが、平成30年度から合計13カ所が屋根や外壁の修理、トイレの改修や段差解消、傷んだ床の張り替えなどが行われております。また表の下の方に記載しておりますけれども、改修希望年度の前の年度に県から調査があり、それに基づいて町から介護予防教室を開催している行政区の区町さんと介護予防教室の代表者宛てに文書を発送し補助金利用の希望について調査しております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） ただいまご説明ありましたが介護予防活動をするためという条件はありますが、県及び国の100%補助事業となっている事業というのがこれから先いつまで行われる予定なのか、そういったことはお分かりでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 介護予防活動をするためという条件につきましては国の財源を活用した県の基金が介護拠点の整備を目的としているため町でも介護予防活動を行うということを条件の1つにしております。今後の予定としましては介護基盤整備のための国及び県の10割補助事業については国・県がいつまで予算確保をしていただけるかなどの明確な情報がないので、町としてもいつまで補助事業が行われるかということについては今のところお答えができません。今年度について申し上げますと甲佐町は5つの行政区の補助金希望に対して全て補助の決定をいただきましたが、公民館改修の補助を希望しても必ず要望通り補助決定されるとは言い難く、町としては令和7年度以降の補助につきましても県から調査があったら各行政区にお知らせをして補助金活用について希望を調査することとしております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今ご説明がありましたが条件はありますがなかなか100%というのはあまりないという風に思いますが、そういったことで地域の公民館が改修されて介護予防活動ができるということはそのための改修であります、それ以外にも行政区の公民館というのはいろんな方面で活用されていると思います。そういう中で各行政区の皆さんにこうした情報がしっかり届いてないというようなことも感じます。各地の公民館は老朽化が進んでいるという風に思います。一部には改修されているというようなどころもあるかと思うんですけれども、多くに施設に傷みがひどく危険性を感じる施設もあるのではないかという風に思います。町としてもしっかり情報を伝えて地域の介護予防活動が進んでいくためにも公民館改修事業には特別に行政区を支援していただきたいという風に思います。町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは私の方から答弁をさせていただきたいと思います。佐野議員お尋ねの介護基盤緊急整備特別対策事業の活用につきましては、先ほど担当課長の方

からも説明がありましたようにまずは各地域で介護予防活動を実施していただくということが前提となっております。現在町内におきましては35の行政区の方で介護予防活動に取り組んでおられるということでございますので、今後につきましては残りの行政区、まだ取り組んでおられない行政区に対しまして介護予防活動の実施について促していきたいと思っておりますし、その際にそういった介護予防活動を実施する拠点となる公民館が改修が必要というような行政区があった場合はこのような介護基盤整備事業というものがありますということでその活用についても周知していきたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） この補助金を活用して地方自治体では介護予防活動と公民館を地域の新たな拠点に再生させようという取り組みが進んでおります。例えば阿蘇郡の高森町では公民館再生として町長が次のように述べておられます。令和4年12月現在において65歳以上の高齢化率は42.8%、ちなみに甲佐町は令和4年10月1日で40.5%に達し団塊の世代が75歳以上を迎える令和7年、2025年には46%を超えることが見込まれ高齢者への支援は保険・医療・福祉などの行政サービスに加え、地域全体を支え合う体制がますます必要になっていく、このような状況の中で本町では熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を活用し介護予防拠点である公民館の改修に取り組み43棟の改修を行いました。この事業は介護予防拠点の整備に対する県の100%補助事業となっており、地域と町は金銭的な負担なく段差解消やトイレの洋式化、空調設備の設置など多くの公民館を再生することができましたと述べられております。甲佐町においても介護予防活動と公民館施設の改善が全体的に進んでいきますようにと願い私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） これで5番、佐野安春議員の質問は終わりました。

昼食のため、しばらく休憩します。午後は1時から再開いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に2番、田中孝義議員の質問を許します。

2番、田中孝義議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中でございます。一般質問通告書に従い質問させていただきますが、その前に能登半島地震におきまして犠牲になられた方々にまずお見舞いを申し上げます。

それでは質問に移らせていただきます。資格取得支援についてということでございますが八代市の方で確かやられておったと思います。他の自治体でそういうものの現状とかそういうものの取り組みはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） では資格取得支援の他の自治体の取り組みということでお答えをさせていただきたいと思います。議員おっしゃる通り八代市では行われておりました。自分も八代市さんや県と確認しましたが県内では八代市が実行されているのかなということで八代市の取り組みについて説明をさせていただきたいと思います。まず事業の目的として離職や未就労により休職中の方を対象として就業する時に有利となる資格、技術向上に役立つ資格を取得することで雇用機会の拡大や地元への就労定着へとつながることとされています。ただ趣味的または教養的なものや入門的、基礎的なもの、就業能力を評価するものとして一般的に認められないものは対象外となっております。例えば漢字、英語検定や普通免許取得などとなっております。八代市の最近の申請の状況につきまして確認したところ、以前に比べて申請は減ってきているということでした。令和3年度が34件、令和4年度が12件、令和5年度本年度ですけれども2月末現在で8件とこれ以上多分増えないだろうという話は聞かせていただいております。また資格の内容も以前は大型免許等の取得での申請が多かったということでしたけれども、最近では医療や介護事務等の資格取得の申請が多くなっているということでした。以上になります。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 八代市の取り組みについては分かりました。私がこの質問をしますのは甲佐町のまず就労率を上げる、それと資格を取得することによって年収のいくらかでも上がれば町民の少しでもゆとりになるのでは、生活のゆとりになるのではないかと考えております。子育てにおいても学校に行かせるだけではなくちゃんと職につき、生活ができるまでが子育てとっております。自分の方で少しでもスキルアップをしたりとか資格を取得することによって給料等が上がるなどすることで生活支援ができることとっております。現在、町では消防士及び主要免許に対する支援を行っておられますが先日の甲佐町高齢者福祉計画の中でも目標6の中で介護人材に向けた取り組みを推進ということもありました。こういう介護士などの資格もまた取られる人もおられるかと思っております。いろいろな意味で先ほど言われた八代の大型免許とか、そういう部分でもいろいろな意味で生活が少しでも町民の生活が楽になればと思っております。この質問をさせていただいております。こういう資格を求める町民もいっぱいおられると思っておりますし、今後の人材育成の一環としても資格取得支援をすることをどのようにお考えなのかと思っております。まずご質問させていただきます。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それでは資格取得の町の取り組みの考え方についてということでお答えをさせていただきたいと思います。議員がおっしゃることは理解するところでございます。ですけれども国では公共職業安定所、通称ハローワークと言いますけれども、による資格取得等の支援も行われておりますし、県においても資格取得や就労に対する支援が行われているという状況になっております。また就職後においても民間企業等において資格取得の支援が行われてもおりますので、今の段階で町としましては検討課題という風にさせていただきたいというふうに思っております。なお町としましては若者世代等の移住定住に力を入れていきたいという風に思っておりますので、担当課としましては町内

で新たに起業される若者世代にどのような支援が必要なのかという部分を今検討させていただいているところでございます。また進出企業協議会の会員さんにアンケート調査を実施しておりますので、町内の起業を望まれる施策等を課内で協議しながら、合わせて地元から町内企業に就職できる取り組みについても検討していきたいという風に考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 今、町のお考えは分かりましたけれども県とか国とかそういう支援を受けられる制度、あとハローワーク、そういうものの周知はどのようにされていますか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） ハローワークまた県等の周知でございますけれども、町のホームページ等についてはすいませんが周知をしていないところでございます。ハローワークにつきましては求職に行かれてハローワークで丁寧に説明もされておりますし、県の支援につきましては県のホームページ等も載っておりますので、その辺町としてはそこにリンクするとかそういう形で検討させていただきたいという風に考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） それと先ほど答弁の中で移住定住促進、甲佐町での就労ということがありましたけれどもそれはすぐさまできることなんでしょうか。それがすぐできるのであればそれはそれで確かにいいと思います。ただ今現在それに時間かかるのであればせめて資格取得の支援などはできないものだろうかと思っております。いかがですか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 今度6年度の予算にも若者等の起業支援についてはまず手始めに予算も計上させていただいております。またその内容については今後どのような形で支援していくべきかということは詳細等についてまだ課内等で検討していきたいと考えております。議員おっしゃる通り資格等の支援についても重要なことと思っておりますけれども、まず持ってまず町が進めます若者世代の移住定住に力を入れていきたいという部分で担当課としては進めさせていただければと思いますので、その辺ご理解いただければと思います。以上になります。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 移住定住ということでそれについても私は分かりませんが今町民がこの物価高で大企業等は給料等あがっていると思います。しかし実際中小企業の人たちがほとんどでございます。そういう人たちに給料の上がったとか景気がいいというお話は全く伺いません。そういう中でほんの少しでも町民のゆとりある生活を考えるのであればもう一度その辺のことも考えていただきたいと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それで私の方からお答えいたします。田中議員の資格取得支援に

つきましては以前私も議員の時から田中議員の方も一般質問で質問されていることは承知しているところでございます。田中議員の考え方も非常に理解するところであります。現在町の方では子育て支援のプロジェクトを立ち上げて総合的な子育て支援策を大々的に見直していこうということでプロジェクトチームを立ち上げて現在検討しているところでございます。そのプロジェクトの1つのテーマとしてこれも今後検討課題ということで取り扱わせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 分かりました。町民の豊かな暮らしのためにということをお私に思っておりますので 今後慎重にその辺は検討していただきたいと思っております。

では次の質問に移ります。内水氾濫についてということで先ほど佐野議員も言われましたので重複するかと思いますが、私もよくわからなかったところもありますのでよろしくお願いたします。令和6年度の河川の浚渫に対してどのようになっているのかをまずお聞きします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは令和6年度の浚渫予定箇所についてご説明をします。まず中州川、糸田地区の中州川、湯田川の豊内地区、宮ノ尾川、上早川地区、目野川これも上早川地区、立神川中横田地区、安平川の安平地区、甲佐町が管理します竜野川の上早川地区、内田川が下横田地区、南谷川豊内地区の9河川を予定しておりますが、これにつきましては土砂の堆積量とか優先順位をつけながら実施をしていきたいと考えております。令和6年度の浚渫にかかる予算は緊急浚渫事業債を活用いたしまして5,000万円を見込んでおります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 6年度の河川浚渫に対してはよく分かりました。昨年の4月22日においてあゆみ橋のかさ上げもしていただきまして、しかしながら甲南橋での内水氾濫も起きております。また湯田川による氾濫も起こっております。大町の方で今排水ポンプをつけられる工事が行われているところですが南谷川、竜野川、馬門川などに対しての計画はあるのかないのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは令和6年度の内水対策についてご説明を申し上げます。南谷川につきましては浚渫等もやっていきたいと思っておりますけれども、大井手川の湯田川と合流する地点の大井手川の下流部、甲佐高校付近を河床の掘り下げを計画をしております。この河床の掘り下げをすることによって大井手川の流下能力が上がり、その付近の水位が50cm程度低下すると見込まれておりますので上流部においてもかなり効果が期待できるのではないかと考えております。それと船津地区の馬門川につきましては馬門川上流の溜池に調整能力を持たせることで、下流地区の住宅地区、谷地区あたりの浸水被害の軽減を図るような対策を行っていくことを考えております。馬門川につきましては国交省の方で堤防を将来設置されますので馬門川自体に樋門を作ることになると思っております。その樋

門を作ることによって河川を締め切るということになりますので町の方ではそちらにポンプの設置等を要望をしているところがございます。以上が内水対策の計画となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 今馬門川の樋門でということでしたが前私がこの質問した時に揚水ポンプの方も国の方に要望するというお話でしたがその方はどうなっておりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 揚水ポンプと言いますが内水を汲み上げるポンプについては町の方で準備ができていような状態でございます。先ほど国の方の排水ポンプと申し上げましたのは将来堤防ができた後の問題でありまして現在のところを馬門川に対するポンプの設置の準備はできていような状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 分かりました。堤防ができたからということですね。ただあそこも本当に部落の方に水が溜まってしょっちゅう氾濫しておりますので、町の方でもポンプを用意してあるということであれば今後活用していただきたいと思います。また竜野川のことでも国と県と町で協議会を設けられてその中で今後緑川の氾濫に対して要望しているということでありました。あれから数年経っておりますがよければ時系列にどのような要望、どういう風な対策、どういうことをされたのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 現在、国、国交省等、熊本県それと甲佐町、緑川竜野川内水対策会議というのを設立をしております。これは現在、緑川の整備計画の変更等が考えられておりますけれども、大きな問題といたしまして竜野川と緑川が合流地点について、そこが原因でバックオーダー等の現象が起り、内水被害が起こっているような状況もございます。それを将来に向けてどういったことで対応していくかの検討を勉強会も含めて毎年行っているような状況で大型の排水機場を設けるなり今度緑川整備計画または竜野川整備計画で堤防をひくことによって流下能力を上げる対策など、今これをするということではありませんけれども、そういった将来に向けての対策を行っているような状況です。それに伴いまして国土交通省の方には甲佐町の内水対策を独自でやっているわけですがけれども、そういった町全体について防災とまちづくりという観点からいろんな内水対策の支援を受けているような状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 今のお話で今要望がしているがまだどうのこうのというのははっきり言えないという状態ということは確認しました。そういうことであれば、まずは差し当たって浚渫だけでもしていただければ住民の方も少しは安心できるのではないかと思います。その辺に対してのお考えはいかがですか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 浚渫につきましては国の方も緑川の浚渫は毎年されております、どっかの区間をですね。竜野川においても県管理区間である竜野川は今浚渫をされているような状況で、そういった維持管理に対する部分は毎年要望をしてなるべく対応していただくように行っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 私がこうやって内水氾濫についてはしょっちゅう質問をさせていただきますが、甲佐町において一番怖いのが水害でございます。その辺の住民の生活の暮らし安心につながるよう今後ともちゃんと要望をしていただき、少しでもできるように対応をよろしく願って私の質問を終わらせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで2番、田中孝義議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。1時30分から再開します。

休憩 午後1時21分

再開 午後1時30分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、井芹しま子議員の質問を許します。

9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） 9番、井芹しま子です。どうぞよろしくお願いいたします。今回は子どもを産み育てやすい環境づくりについて、この課題は多方面に渡りますけれどもそのいくつかについて、またその方向性についてお尋ねをいたします。その1点ですけれども、教育環境の充実について就学援助金の活用拡大に向けた取り組みについてお尋ねをいたします。ご存知のように就学援助は学校教育法19条で経済的理由により就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して市町村が必要な援助を与えなければならないと定め、小中学校で必要な学校教材費、給食費、校外活動費、修学旅行費、入学前学用品など教育を受けさせるのに必要な費用を支給をしているものです。対象は生活保護に規定する要保護と要保護に準ずる程度に困窮をしている準要保護とし、要保護は国より必要な援助が行われ準要保護については市町村が実施することになっております。財源につきましては平成17年より国庫補助から地方交付税措置へと税が延長され、支給する取得基準、支給費目については自治体の裁量で決められることから自治体間での違いが格差が出てきています。就学援助の拡充についてはこれまで支給基準の引き上げ、入学準備費用の入学前支給、周知の徹底、就学援助金の口座振込など拡充を訴えておりましたけれども、現在準要保護の支給基準は生活保護基準の1.3倍に引き上げられております。また周知においても丁寧な説明が行われているとこれまでの質問の中で答弁がありました。また入学準備費用についても小学校、中学校ともに入学前の支給となり前進がはかられております。そこでお尋ねをしたいと思いますけれども、就学援助金の利用活用につきましては文科省が昨年12月公表しましたものによりますと全国で2022年度は就学援助金は準要保護、要保護の

両方合わせて126万人、率にして13.9%で近年減少してきているということでございます。理由は児童生徒数の全体の減少や経済状況の変化としています。熊本県の平均は14.85%、高い県を見ますと高知県が25.48%、鹿児島県が22%、沖縄県は23.6%と県団体でも差がありますけれども、甲佐町での最近の活用の状況、そして率についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） それでは就学援助制度利用者の推移からまずご説明したいと思います。過去7年間ぐらいについてご説明いたしますけれども、平成28年度から当時は要保護が10名、準要保護が49名の59名でした。それから翌年29年度が要保護9名、準要保護63名、30年度が要保護9名、準要保護73名、元年度で要保護7名、準要保護98名、それから2年度要保護5名、準要保護103名、3年度は要保護7名、準要保護105名、4年度で要保護が2名、準要保護が119名ということで推移しておりますけれども、要保護については若干減少傾向になっていると思いますけれども、準要保護につきましては年々増加傾向にございます。今、令和5年度の現段階でございますけれども、要保護が2名、準要保護が130名で合計132名という風な形になっております。就学援助を受けている児童生徒の割合と言いますのが令和4年度で要保護、準要保護合わせまして121名ということで14.3%になります。令和5年現段階では15.5%を超えているというような状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 活用が以前私が質問いたしました時には12%台でしたのでそれからしますと大きく広がっているということで関係者、皆さんの取り組みの結果だろうという風に思います。一方でまだ最近入学を前に就学援助の制度についてお尋ねがありました。生活が苦しいけれども学校などからの案内を見ても受けられるとは思わなかったという声やよくわからなかったという声などをお聞きする機会がありました。大方の方は理解されているのかもしれませんが中にはそういった方もおられるのかなという風に思ってお聞きをしたんですけれども、それで他の自治体のホームページなどの案内を見ますと自治体によりましては就学援助金を受けられる目安として所得基準や収入基準を示したり受けられる援助費目や金額など非常に丁寧な案内をしているところもあります。わがまちや学校においては説明も丁寧に行われているというふうに思いますけれども、甲佐町のホームページや学校へのチラシの案内のように経済的な理由で小中学校の就学が困難な生徒の保護者という文面で断念する家庭もあるのではないかと考えます。物価高騰の中で実質賃金も下がり続ける中、とりわけ子育て世帯の暮らしは厳しさを増しております。今年の食料品値上げについても帝国データバンクは1万品を予想しております。まだまだ円安や被害情勢の中で物価高騰はおさまりそうにもありません。こうした中で就学援助制度の果たす役割は大きくなっているという風に考えます。是非この制度を受けられる世帯にありましては利用できるよう活用を広げるということは大きな子育て支援にもつながり子供たちにとっても学校生活の安定につながるのではないかとこの風に考えます。今活用の

率をお伺いしました。大きく広がっているということは本当に喜ばしいことだという風に思いますけれども、あと一步学校のチラシ、ホームページにおいても所得基準や収入基準の目安を示した案内はできないのか、この点についてを尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 井芹議員が一生懸命それを広げようとされるのは非常に分かります。うちの就学援助の援助項目でございますけれども、これにつきまして国の支給基準項目の中に先ほど言われました色々学用品とか校外活動とか色々ございますけれども、甲佐町はそれに加えてまして独自で給食費も独自で甲佐町で項目の中に追加しているというような状況でございます。それから周知の方法でございますけれども、小学校に入学される前に実施されます就学時健診の際にこちらから出向きましてチラシを配布し、保護者の皆さんには担当の方から説明しているところでございます。この説明につきましては世帯の数、世帯構成や収入などで所得要件が変わってきます。それを例えばいくらという風に例示しても一概にそれは認定できるものではございませんので、説明を行うのには詳しいことは個別に学校教育課へお尋ねくださいという風にお伝えしています。また在学している児童生徒にも学校を通じて毎年チラシを配布して周知を行っているところでございます。その他ホームページには掲載をしておりますが先ほどの推移についてもご説明しましたけれども、5年度の現時点で28年度から2.2倍以上になっているということで申請者も大幅に増えております。周知についても誤解がないような形でということで詳しくお尋ねくださいという風に言っておりますので少し例示あたりも考えてみたいと思いますけれども、今の段階でほぼ行き届いているのではないかという風に思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 先程の答弁の中でお尋ねしますけれども給食費は町独自でやっていると言っている内容、対象に加えているということだったんですけれども、あちこち見ますと多くの自治体で給食費は就学援助金の中の大きな重要な品目になっていると思うんですけれども、これは甲佐町独自と言っているんでしょうか。その点を1つ確認させていただきます。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 国の支給基準項目は決まっております。1から12までですね。色々ございますけれども甲佐町はこれを独自で行っているという捉え方でよろしいでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） はい確認いたしました。説明については詳しくやっているということなんですけれども、収入基準とかそれについては個別に教育委員会に説明を求めてほしいということだったんですけれども、そうであればそういったところ、書き方もあるとは思いますが、そういったのを今基準を示しているところも多々ありますので、そういった点では一目瞭然、またこれが全部受けられるわけでもないというようなそういった規定も記述もしっかりされておりますので、やはりそういった点が非常に分かりや

すいなという風に常々思っているものですから、そういった点では是非今後検討をしていただけたらという風に考えております。それから援助金の支給方法についてもお尋ねしたいと思うんですけれども、自治体によっては手渡し、口座振込等ありますけれども個人情報等は含めると手渡しなどではなく口座振込にすべきではないかと考えますけれども、その点の改善、改善と言っているのか分かりませんが、そういった点はできないのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 今井芹議員が言われた通り、現在は就学援助につきましては現金支給をしているということでございます。その理由といたしましては給食費や校納金等の未納の方もいらっしゃいます。それをその支給時に差し引いているというような例があるからでございます。乙女小につきましてはスクールバスの負担金あたりも差し引いているということでございます。支給項目に給食費や学用品等も入っておりますので、振り込みを行った場合、未納の方が電話をしても出られないとか納入をされない、そういった場合がございます。かつてそういったことがあった場合は教職員が自宅や職場などに出向きまして現金を徴収しなければならないというようなことで学校事務が返って煩雑になることが予測されます。そのような事情から就学援助費については現状の現金支給の方法で対応させていただいておりますけれども、これは学校からの要望もでございます。令和6年度からは給食費につきましては児童手当からの徴収ということも予定しておりますので、今議員おっしゃる通り就学援助費の振込につきましては、今後状況を見て振込の検討をする必要もあるかという風には考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） そうですね。やはり納入を遅れられる方も中にはおられると思うんですけれども、その問題とこの問題というのは別の問題、振込にするかしないかというのは別の問題ですので、やはりそういった方たちには個別に対応せざるを得ないというふうに思うんですけれども、やはり基本的には振込にしていくべきだろうというふうに思いますし、町の方もその点では検討していくということですので、ぜひ他の自治体等の検証もされてよろしくお尋ねをしたいと思いますという風に思います。

次に不登校の問題についてお尋ねをしたいと思います。今子供を取り巻く状況におきましては不登校の増加、児童虐待、いじめ、貧困、ヤングケアラーの増加、学力格差など多くの社会問題を抱えております。行きづらいついて考えている子供たちも増えているのではないかと考えられます。こうした中で政府は全ての子供たちが将来にわたって幸福な生活を送ることのできる社会の実現を目指し、こどもまんなか社会を基本理念にこども基本方法を制定、その実現を図る司令塔として子供家庭庁を発足させました。本当に子供が大事にされる社会実現のために私たちが声を上げていくことが重要だと考えております。昨年度も一般質問をさせていただきましたけれども、今回も不登校の問題について質問させていただきたいと思っております。文科省が2023年10月、2022年度の小中学校における不登校児童生徒が29万9,048人で前年度よりも22.1%増加し、10年連続で過去最多を更新したと公表

しました。少子化が大きく進むもとで不登校の子供たちが増え続けるという大変深刻な状況です。熊本県内では6,130人で前年度より1,401人増え、過去15年間で最多と報道されています。お尋ねします。甲佐町における近年の不登校児童生徒数は何名になっているのか尋ねいたします。またその理由についても調査をされておられれば、お尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） それでは令和元年度から不登校児童生徒の推移についてご説明いたします。令和元年度では小学校で1名、中学校で12名計13名ということでございました。それから2年度は小学校3名、中学校16名の19名、3年度で小学校3名、中学校19名計の22名、4年度で小学校4名、中学校21名の計の25名と令和5年度1月末の時点ですけれども小学校が7名、中学校が16名ということで23名という風になっております。元年からすれば倍まではいきませんが、1.9倍近く増えているというようなことでございます。それから児童生徒の不登校による原因・理由ということでございますけれども、これは不登校になる要素は多岐にわたります。その中にはきちんとこれであるということとは言えませんが、その中にあるのがゲーム依存、それと様々な人間関係、それと問題行動によるもの、病気後の不安によるもの、発達障害的なものなどありますけれども、他に家庭的な要因によるものなどもあります。そのうちの経済的理由や完全な病欠によるものは不登校の定義には入らないので除いておりますが、そういったものが要素になるというようなことだと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今お伺いしましたように不登校に至る理由は様々で本当に一人一人違っているんだろうという風に思います。それも1つではなくて複合的な悩みを抱えている場合もあるという風に思います。こうした不登校状態にある子供たちが今どんな生活をしているのか、家庭に閉じこもりなのか、フリースクールなどに行っているのか、そういった実態については調査をされておられますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 実態につきましては、まず不登校の傾向がある児童生徒の初期対応としまして本人の様子をよく観察し、担任や養護教諭が定期的に家庭訪問を実施してその内容の把握に努めているところでございます。本人の他に保護者とも面談をいたします。またスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、相談員を活用するなど学校家庭の連携を図り今登校を促している状況でございますけれども、日頃から子供たち同士それと教師と日常的な関係づくりにも努めております。また対応協議といたしまして関係機関と連携、要は学校、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育委員会、町の福祉課とフリースクール、それと病院とか児童相談所と定期的に協議を行って不登校の取り組みに努めているところでございますけれども、誰がどこに行ってしまう風にはだいたい把握しておりますけれども、あまりプライバシー的なものに抵触する可能性もございますので、この場の答弁は控えさせていただければと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） プライバシーに関わるということなので子供たちがどういった生活をしているか、それについてはそういうことですが、本当に家庭で過ごされる子供さん達が調査でも大方、ほとんどが家庭で過ごされているわけですが、先程答弁で言われましたように一人一人の不登校になる理由というのは違います。子供たちの気持ちや実態に即した適切な支援が必要であろうという風に思っておりますので、そういった観点から質問をさせていただいたわけですが、そこで文科省は90日以上の不登校にあるにもかかわらず、学校内外での専門機関での相談指導を受けていない生徒が4万6,000人にも上るということが明らかにして、こうした状態も含めて文科省は昨年不登校児童が増加する中、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対応プラン、心プランをまとめています。その中で不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備、不登校児童生徒の保護者への支援、早期発見、早期支援、安心して学べる学校づくりを通じて誰一人取り残されない学びの保障を実現していくとして自治体や教育委員会、学校設置者へその対応を求めています。このプランを踏まえ町や不登校状態にある子供たちに対して学びの保障はその対策についてはどういう風にされておられるのかお尋ねをいたします。早期発見、それから早期支援それから保護者への支援については先ほど答弁がございましたけれども、学びの保障の対応、この点についてはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 学びの保障ということでございます。子供の学習権と教育の自由人格と能力の発達のために必要な学習をするために不登校や学ぶことがうまくいかない子供たちに様々な機関と連携をしながら学習する機会の提供を行う必要があるという風に同じように考えております。そのような中、現在も学校に登校すること自体が全くできない児童生徒も数名いるようでございますけれども、まずは不登校児童生徒の居場所の確保という面から自分の教室へ行くことが難しい児童生徒はまず学校内のカウンセラー室や別教室で学習等を進めたり、学校以外の適応教室ろくじ館とか町民センターとか乙女ふれあいセンターとかで学習を行っております。先ほど言われるように個人個人で違いますので個人個人にあった対応を行っているというようなことでございます。基本的には学校の通常復帰を見据えての対応ということでございますので在籍校と密に連携をしながら1日でも早く学校に登校できるように、学校の教室で授業を受けることができるように連携して一生懸命支援を行っているというような状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 学びの保障についてはやはり30日だったり、それ以上だったり、やはり学校を休むということになれば学習面でもその遅れ等によって子供たちがようやく学校に行けるようになって、またその遅れによってまた不登校に陥るといったようなことでもありますので、やはりこの子供たちの学びの面では子供たちの実情に合わせて気持ちに合わせてしっかり対応していくことが大事だなという風に考えておりますので、そういった点では是非とも文科省の心プランなども経て是非ともその対応をしっかりとお願いをした

いという風に考えております。また不登校児童生徒にあっては不安や葛藤、悩み、孤立を抱えているという風に思いますけれども、こうした子供たちの悩みを相談できる相手、場所など窓口があるということは大変重要なことだと思います。また保護者におかれましても辛い状況にあるというふうに思いますけれども、保護者の支援も含めてどういった体制があるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 若干先ほどと重複するところもありますけれども、まず不登校傾向があったら本人と話し込みをする。それからすぐ欠席1日目は担任が家庭へ電話連絡すると2日目は担任また副担任による家庭訪問を行う、3日目には学年組織で同じく家庭訪問を行った対応をするということで配布物なども持って家庭訪問を実施すると、それと自宅に迎えに行ったり登校支援のための家庭訪問をしているというような状況でございますけれども、保護者との情報交換が非常に大事になります。それで子供たちがどういう状況にあるか、カウンセリングなどの紹介、それと友達と繋がりを切らせない、自分の中の良い友達とですね。もし来た場合は一緒に給食を食べるような働きかけをしております。学習面だけにはこだわらない話をしたり、そういったつながりを作ったり、また教育相談と養護教諭、保健室の対応とかスクールカウンセラーの対応、それと先ほど言いました適応教室にフリースクール、現在数名通っておりますけれども、甲佐からですね。これは指導要録上は出席扱いと同じ対応になるというようなことでございますので、そのような対応をしながら不登校の子供たちが1日も早く出てくれるようなことで努力をしているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 不登校の子供さん達に対応しますには、様々な不登校になる要因、原因が先ほど何度も申し上げました通りあるわけで本当に粘り強い対応が求められるという風に思うんですけれども、その中で学びの点についてお話を質問させていただきましたけれども、やはり子供たちが学校に出たいと行きたいと思うには様々な要因が出て行くにはそういったいろんな学業だけではないいろんなことがあるんだという風に思うんですけれども、そういった学校への復帰を目指して本当に粘り強い支援をしていくために今の体制で本当に充分なのかというようなことをお聞きしたいと思います。本当にこの未来のある子供たちの成長のために誰一人見放さないでほしい、そういったことを求めたいと思いますし、そういう風に努力をされているという風に考えております。現在の体制でそういった点では充分なのか、現在の課題や今後の町の検討をしているということがあれば最後にお伺いをしたいという風に思います。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 充分であるかと言うと完全に充分ですとは言えませんが、先ほどから再三申し上げます通り、努力によって改善点も見られておりますのでそのことを少しご説明したいと思いますけれども、まず学校では不登校児童生徒の先ほど言いました家庭訪問を定期的実施してスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセ

ラーと児童生徒、教育コーディネーター、それと専門機関と連携した取り組みを行っているところでございます。改善事例といたしましては小学校ではほぼ全欠、全部欠席だった児童が家庭とスクールソーシャルワーカーの連携により中学校では登校するペースが徐々にできてきたというようなことでございます。それと福祉課管轄の要保護児童対策地域協議会、それとスクールソーシャルワーカー、担任のアプローチにより昨年度ほぼ全欠の中学校生徒が適応教室などに登校するペースができたということで、全く来ない生徒も適応教室から来るようになったと、それと校内の別室で支援をしておりました町の教育相談員、その努力により登校、学習についてもペースが確立してきているということで高校の進路決定にもつながっております。また担任および各学年部が家庭訪問や相談会を重ねまして、これもほぼ全部欠席だった生徒が登校するようになって、なおかつ通常教室に復帰した生徒もおります。中学校での集団適応が難しい生徒とかもおりますので、多目的教室などを利用して学習教室が高まったとすることもありまして、今までの努力の効果が見られて改善状況が今伺えているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 教育長。

○教育長（田上浩輝君） 補足をさせていただきます。先ほどから課長が説明しておりましたけれども、とにかく不登校の初期の対応としまして電話、家庭訪問、チームで対応とありますけれども、その中で今特に力を入れているのは先ほど財政面とかも関係がありますけれども、関係機関との対応を1週間以内にしてしまうというようなところで本町につきましてもほぼ100%関係機関と繋ぎを入れております。そういったところでお互い助け合いながら進めていくというようなところで不十分なところにつきましてはできるだけ補完できるような形で進めていこうと考えております。もう1つは不登校につきましては本当に誰にでも起こりうる問題だろうと思います。子供についてですね。そうした場合に日頃の子供児童生徒の居場所づくりをまずしていく必要があるだろうと、これは仲間づくりであったり自己有用感、自分は大切にされているという自己有用感、そういうところを日頃の授業はもちろんのこと運動会、体育大会などの学校行事、または生徒会活動、そういうところで地道にこの時だけじゃなくて毎日毎日そういうのを育てていって未然に不登校の方に行かないような日々の取り組みも進めているところでございますし、今後もそういうところを大切にしながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 不登校の皆さんについては先ほども言いましたように是非とも皆さん一人一人が見放されることなく誰一人見放されることなく、これからもぜひ対応をお願いをしたいというふうに思います。関係者の皆さんの努力によって改善がされているようですので、そういった点では非常に喜ばしいと思っておりますけれども、本当に引き続き対応についてはしっかりとされるようよろしく願い申し上げたいと思います。

次に時間がないので通学費助成について足早に質問させていただきたいと思っております。今年の県立高校の後期試験も終わりました。新入学を前に保護者の皆さんは入学準備

備に大変だと思えますけれども、その中で甲佐から熊本市内までのバス定期券が本当に高いという声を聞いて、熊本バスに確認をいたしましたところ1ヶ月で2万3,760円、3ヶ月で6万7,720円ということでした。もちろん市内や近隣市町村から甲佐高校へ入学する子供さん達も一緒ですけれども、こうした交通費の通学助成について子育て世帯の負担軽減、また子供たちの学びの支援、将来を担う人材育成につながる通学費の助成について、これまで検討されなかったのか、その点について今後検討される計画があるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） では通学費の助成の検討についてお答えさせていただきます。まず甲佐高校への通学に対する支援についてですけれども、これにつきましては甲佐高校魅力化事業支援検討委員会というのも前立ち上げておりました。その中で通学支援については検討されたことはあります。ただ本町としましては甲佐高校は委員会の協議の中である一定の生徒に対して支援をするより甲佐高校全体に対する魅力化に支援すべきじゃないかという意向から今現在、県唯一の公営塾の開設や人材育成、教育といった形で支援を行っているところでございます。また町外から甲佐高校、甲佐町から町外の高校に通学されるバス運賃等に対する通学費助成の検討は現在のところ行ってないという状況になります。今後どうなるかという部分もありますけれども、今後についてはこれは県立高校だったり私学だったりという部分もありますので、これについてはまた県教委も協議しながら町として示していくべきと考えておりますので、現段階では検討すべきではないのかなと自分としては考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） この点についてはまた再度質問させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。そういった点では是非検討をお願いをしたいというふうに思います。最後に少子化問題についてお尋ねをいたします。新聞でも大きく報道されておりました出生数、厚生労働省が今年2月27日に2023年の人口動態統計の速報値を公表しました。それによりますと年間の出生数が75万8,631名と8年連続で過去最小を更新したと公表しております。前年度初の80万割れからさらに5.1%、4万1,097人の減少となっており、国立社会保障人口問題研究所によりますと12年早いペースで少子化が進行しているということで危機的な状況にあるという風に公表しております。県内におきましても前年度比674人少ない1万2,054人と1973年の第2次ベビーブームの2万6,433人から減少傾向が続いています。総務省の統計によりますと総人口に占める子供の割合は1950年には35.4%だったものが2023年には11.5%と3分の1程度となっております。お尋ねをいたします。甲佐町の出生数、近年の推移についてお尋ねをしたいという風に思います。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 甲佐町の少子化の現状としてまずは人口、出生数から述べさせていただきます。皆さんもご存知のように甲佐町の人口はもうじき1万人を下回るのではないかと見込まれておりますけれども、令和4年度末の人口が1万223人、このうち

65歳以上の人口の割合ですけれども39.9%、0歳から高校3年生18歳までの人口の割合で申しますと15.6%、そして令和4年度の甲佐町でお生まれになった子供の数、出生数が52人でした。遡って出生数を申し上げますと令和3年度が49人、令和2年度が56人、令和元年度が63人でした。ちなみに今年度令和5年度は3月までに42人の出生が見込まれております。参考までに約34年前の平成元年度末の人口は1万2,837人、出生数は99人、また下横田の緑川団地に次々と新築住宅が建っていた頃の平成22年度末は人口が1万1,521人、この時の22年度の出生数は91人でした。近年は新型コロナウイルス感染症等の影響もあったかもしれませんが、出生数の減少から考えると甲佐町の将来は地域を担う若者が急速に減り、労働力不足により産業はもちろん社会機能そのものが維持できなくなるのではないかと考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 甲佐町の出生者数も激減しているわけですが、こうした危機的な状況の中で岸田内閣は30年代に入るまでがこの状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点になっているとして2030年までに少子化の流れを反転できなければ我が国は人口減少を食い止められなくなり持続的な経済成長も発達も困難になり不退転の決意で少子化対策に取り組むとして児童手当の拡充や親の就労に関係なく子供を預けられる子供誰でも通園制度など年間3兆6,000億円を盛り込んだ子供未来戦略を閣議決定し、具体的な加速化プランを実行していくこととしています。県におきましては新聞報道によりますと子供を産み育てやすい環境作りを目指すとして子供政策を県政の基軸にするとして経済的な支援など施策を展開していくとしています。少子化問題は多くの自治体にとりましても大きな共通課題であります。自治体では様々な少子化対策を展開しておりますけれども、今現在取り組まれている甲佐町の施策についてお尋ねをいたします。また今の施策でなかなか少子化に歯止めがかけることは難しい状況ですけれども、課題等についてもお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） お答えします。現在の甲佐町の少子化対策としては主なもので18歳高校生までを対象とした子供医療費助成事業や国基準よりも安くした保育料の設定、その他、第3子以上の出生に対して出生時1人当たり10万円のお祝い金を支給しております。また子育て世帯の定住促進として諸条件はありますけれども土地の購入と新築への助成として最大100万円、加えて未就学時1人当たり10万円の支給となっております。その他、病児病後児保育などの事業もありますが多くは国・県の補助事業を活用したものとなっております。少子化を大きく好転させるには今の施策だけではなく新たな施策も必要かと考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 少子化に歯止めをかけるためには新たな施策が必要ということですが少子化対策も改めて見直しを進め本格的に動き出そうとしているようですけれども、町長manifestoの関係で子育てプロジェクト会議も発足させると答弁がありました。転入

を増やし転出を防ぐことについては当たり前ですがけれども若い人たちが子供を産み育てやすい環境をどう整備していくかという風に思います。環境整備については多方面の課題がありますけれども、それだけに様々な課題、少子化の背景と言いますのは非常に日本の婚姻数が減っているということがその背景にあるというふうに報道されておりますけれども、そういった点では非正規雇用など労働環境問題もありますけれども、そういった点では中小企業等の賃上げもなかなか思うように行かないというわけで、これは国の施策によるものですが、それだけではなく自治体にとっては本当に人口減少と言いますのは死活問題でありますし、自治体におきましては様々な経済的支援や住宅政策、それから雇用の確保、教育環境の拡充など精力的に取り組んでおられます。是非このプロジェクトがそのような方向でしっかりまとめられていることを期待したいという風に思っております。その1点で何よりも町での子育て世帯や若者の声やニーズなどをしっかり聞いてほしいという風に考えておりますけれども、最後に町長におかれましてはどのようにお考えなのかお尋ねをして最後の質問とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは少子化に対する私の考え方ということでございます。私も常日頃から申しておりますけれども、少子高齢化、人口減少、そういった社会への対応というのは私は町政運営をする上において最重要課題だという風にとらえております。そのような中で少子化対策につきましてはこれは単発的事業ではなくて総合的な施策で展開していく必要があるという風に考えております。先ほど出生率等の話も井芹議員からございましたけれども出生率を上げるというのはどうしても国策的部分があるのかなと考えております。町としてできることはまずは甲佐町への若い世代の移住定住者を増やしていくこと、まずそこからできることかという風に考えております。その若い世代の移住定住を増やしていくためにはまず若い世代に魅力あるまちづくり、そして若い世代から選ばれるまちづくり、そういったものを展開していきたいと考えております。そういった中で当然住宅施策もございまして、それから若い世代の魅力あるまちづくりということでは交流人口等を増やす施策も必要ですし、あとは子育て世代が子供を産み育てやすい環境づくりというものも必要になってくるかと思っております。そのような中で明日、明後日ご審議をいただきますけれども、令和6年度当初予算の中におきましてもいろんな総合的なそういった観点での事業についてはご提案させていただいておりますので、どうぞ慎重にご審議をお願いしたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） ありがとうございます。人口を増やしたい、それから本当に子供たち子育て世代にとっても本当に子育てしやすいまちづくり、大きな点では町長とも同じことだというふうに思いますけれども、それを実現していくための具体的な施策についてお互い議論をすべきことはたくさんあるという風に思いますので、今後そういった点については一般質問でも取り上げさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございます。

防への乗り越し部の土木工事と水中ポンプの設置、電気制御盤、水系などの電気工事を発注しております。工期についてはいずれも3月末までとなっておりますが天候不良等により若干伸びることが予測されます。伸びた場合、残りの残事業として排水管の設置工事が残りますがこちらを令和6年度の4月になりましたらすぐに発注を行い、なるだけ完成するのが令和6年6月まで、今年の梅雨には完成を目指しているところでございます。6月までに完成しなかった場合でもポンプの設置はやっておりますのでそこについては仮設のホースを設置して排水ができるように対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま答弁いただきましたが全体の完成が6月末ということでおそらく梅雨時期になるのではないかという風に思っております。私も地元の地区の会合なんかでは必ずこの今排水機場が今年度整備なされるということを地域の皆さんにお話しさせておりますので市街地を含めます横田大町地区の方々もこの本事業の進捗状況や完成時期については気にしていらっしゃるという風に思っております。また答弁にありました通り今年の梅雨時期につきましては仮設ホースを設置して排水に対応なされるということですので、その点に含めましても今後地区の会合等では説明をしていきたいという風に思っております。

次の質問ではございますが排水機は何台設置されどのような場合に作動するのかということですが、先ほど5番佐野議員の質問に答弁されて排水機は3台という風に答弁がございましたので、この質問はいたしません、どのような場合においてこの排水機場のスイッチというか作動するのか、それは手動であるのか自動であるのか、また先ほどポンプの排水能力について今一度詳しくお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回の排水ポンプは自動運転ができる仕様としております。ポンプと排水管は常設をしており水槽に水が流れ込んだら始動するようにして水が引いたら水位が低下した場合に自動で停止することになります。先ほど能力については佐野議員の時にプールで例えてお話ししたんですけれども、今回一般家庭の浴槽で例えて話したいと思います。一般家庭の浴槽が260リットルから340リットルと様々でございますけれども、そういった浴槽を排水するのに1秒はかからないという能力となります。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 一般家庭のお風呂の浴槽が1秒で排水できるというポンプを設置されるということでございました。次の質問に関しましては地元の方々が一番心配なさっていることだと思います。私も地元の大町の地区の方たちとお話をいたしましてこれが一番心配ということですが、排水機設置後、堤防の強度が確保できるのかというお尋ねであります。ご承知の通り現在対岸の総合運動公園の小堤防がかさ上げをされております。そういった工事もなされておられその小堤防のかさ上げの影響とかあるんじゃないとか、また排水管が先ほど説明がありました通り乗り越しということで堤防の上を乗り越していく

ということでございますので、その上を車両がどんどん通るわけですが、そもそもその設置後はこの堤防の強度というのは確保できるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回の大町地区排水機場の排水管は堤防に先ほど申しましたように乗り越して設置するため堤防横断部には河川堤防に悪影響を及ぼさないため通行車両による衝撃を与えないように道路側溝の敷設を行って、その中に交換による排水管を設置しますので、二重の構造となるため堤防自体への影響はないものと考えます。それと法面部の保護につきましては放流する場所が洗掘することが予測されますけれども、そういったところには護岸ブロックにて洗掘しないようなブロックにて保護をするようにしております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま答弁がありました。車両が通行いたしましてその部分に関しては土管・排水管が二重構造になっていると。法面も護岸ブロックで保護され、放流先も根固めブロックで保護するというところでございますので堤防の確保については一定の理解はできたという風に思います。今後設置後、定期的に現場に足を運びまして実際に作動している時というのにも注視していきたいという風に思っております。続いての質問ですが維持管理体制及び設置後のランニングコスト、この辺はどうなっていますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではランニングコストについてご説明を申し上げます。先ほど運用については自動運転ということでしたけれども、災害時における緊急的な作業等については甲佐町建設業協会と協定を結び、災害時における緊急的な作業等については支援をお願いすることとしております。平常時の維持管理につきましては町で必要な点検・整備を行うこととしております。ランニングコストにつきましては通常かかるには運用する時の電気代が考えられますが昨年稼働しております下横田排水機場の年間の電気代がだいたい約14万程度となっておりますので、同程度の電気代を見込んでおります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 平常時は町で管理を行って緊急を要する場合は協定を結んだ町の町建設業協会に支援をお願いするというところでございます。

次の質問になりますが排水機、このポンプは大井手川に直接設置されるわけではございません。しかし事業の説明では市街地の浸水被害の軽減が図られるという風に記載をされております。排水機作動後に大井手川の水位の低下、大井手川そのものの水位の低下がなされ、これは市街地の内水対策に効果があるとお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 大町地区の排水機場を設置することで大井手川から分水する水路等があります。その水路等が大町排水機場を稼働することで必然と水位自体を下げることに繋がりますので大井手川から流れる水路等に水位の低下が見られることから大町

地区、または大井手川の水位を下げることに効果があるものと思っております。それと大町の下流部に大町の排出する機械がありますので大井手川の水位が上昇した場合には大井手川ポンプ場まで逆流と言いますか、排水することによってそちらからの水も分散することが考えられますので、大井手川についての水位低減の効果は出てくるものと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 要は排水機を作動することで大井手川にいくつも水路が接続されておりますが、そちらの水位を下げて大井手川の水位も下がるという答弁だったかと思えます。そちらについても先ほどの堤防の強度についてと同様で出水時期、このポンプが作動した場合は僕も現場に足を運んでそちらも注視していきたいという風に思っております。それでは排水機場についての最後の質問になりますが、この質問につきましては町長にご答弁をお願いしたいと思います。これまで市街地の内水対策につきましては近年ではあゆみ橋の架け替え、それから荒瀬病院前の一体の護岸のかさ上げ等が行われてまいりました。排水機の設置が市街地の内水対策の一定の区切りと考えるのか、それともなんか災害が起きた時に手を打っていくのか、それとも継続的に何らかの手を打っていくのか、そこら辺は町長いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではお答えいたします。市街地の内水対策につきましては平成29年に検討いたしました対策を短期的、それから中長期的な計画により整備を現在進めているところでございます。今年度の内水対策といたしましては先ほどからお話がありますように大町地区の排水機場、これにつきましては今年の6月に完成する予定であります。令和6年度に起きますのは甲佐高校付近の大井手川の川底を下げる工事と固定堰の撤去を行います。この工事を行うことで大井手川の下流能力が上がり、水位の低下が見込めますので被害を軽減することができるという風に考えております。本町に起きますのは先ほど田中議員の一般質問の中でもありましたように国土交通省と県と町とで内水対策会議を設立して緑川竜野川の合流点の処理や町の内水対策について取り組んでいるところでございます。会議の中では甲佐町の地形条件で水害リスクを考え勉強会を実施するなど、防災とまちづくりに対しての支援協力をいただいているところでございます。今後はハード整備の加速化に加え、頻発化、激甚化する大規模災害への対応として町の防災機能、避難所などをどうするかを考えていくことも必要と考えます。広域避難や高台避難のための避難道路の整備、また自主防災の啓発など被害をできるだけ軽減しなければなりませんので、必要な対策を実施しながら内水対策につきましては継続的に取り組んでまいります。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま答弁いただきました継続的に今後も手を打っていかれるということでございますので私もその旨、地域住民の皆様にお伝えをしていきたいというふうに思っております。以上で1点目の質問を終了いたしまして2点目の質問に入りたい

と思います。

2点目の質問は観光入込客数増加へ向けてのインバウンド、訪日外国人観光客の取り組みについてでございます。コロナ禍前の2019年の訪日外国人観光客数は日本全体で3,188万人余りで、ご承知の通りコロナ禍3年間というのは激減をいたしました。またコロナが明けました2023年には2,500万人台まで回復をして今後もまたもっと伸びていくのではないかという風に思っております。インバウンド需要、それからインバウンドを取り込むことも本町の観光入込客数増加に大変重要なことだと思いますし、特に今後TSMCの進出に絡みまして台湾との交流も盛んになってくるという風に予想がなされます。また町長もマニフェストに各観光施設や各種イベントの魅力向上による入込客数増加という風に明記をなされておりますので、まずは町長にこのインバウンドを取り込む重要性についてどうお考えかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは私の方からインバウンドの取り組みの考え方についてお答えいたします。本町にも現在NIPPONIA甲佐疏水の郷ややな場などにおいて外国の方に来ていただいていることは承知しているところでございます。これから先のインバウンド対策といたしましてはTSMC関連で多くの台湾の方が熊本に来られることにもなりますので、本町といたしましても他市町村に遅れることなくまずは積極的な集客に努めていかなければならないというふうに考えているところでございます。その1つとして考えられるのは昨年5月に台湾行政農業委員会視察ツアーでやな場に来ていただいた時に風景や料理に非常に感激しておられたこともあり、今後は阿蘇熊本空港からやな場まで送迎ができる体制作りについて営業をしていただいておりますパレット様と協議をしていきたいという風に考えているところです。また来ていただいたからには甲佐の良さを知っていただけるような行程も合わせて検討していく必要もあると考えております。またその後におきましては甲佐町に住んでいただけるような取り組みについても視野に入れながら関係課、関係団体と今後協議をしていくことという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま町長の方からご答弁がありました通り本町にもインバウンドがゼロかというのと全くゼロかというのとそうではありません。町長もご承知の通りNIPPONIA甲佐疏水の郷ややな場に外国人の方が訪れております。最近のNIPPONIA甲佐疏水の郷甲佐古民家の状況を報告させていただきますと2月の中旬にフランスから2名の方が来られております。それから2月の下旬、香港から2名で来られております。それから今月3月下旬にもアメリカから2名の方が来られ宿泊されるという風にお聞きをいたしておりますし、また興味がある方はこれを運営されているパレットさんとかが商店街散策ツアーなんか企画をされているという風にお聞きしまして全くゼロではございません、このインバウンドが。この今少し来ているインバウンド需要をなんとかじゃんじゃん来るようにはできないかという思いでこの質問をさせていただいております。また先ほど答弁でございました通り台湾の行政農業委員会が視察に来られたということではございますが、現

在本町では台南市の土城高級中学校との交流がなされており、去年は井戸江峡交流施設に宿泊されたり甲佐神社を散策されたりということがなされました。こういった定期的に交流されている台湾の団体というのは他にはございますか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 交流についてお答えしたいと思います。現在のところはありませぬ。以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 今のところないということですので、ぜひこういったいろんな団体があると思いますので積極的に交流を図っていただきたいと思います。先ほど町長の答弁にございました通り、やな場への送迎、阿蘇熊本空港からやな場への送迎ができる体制作りという風に町長もおっしゃいました。イメージ的には例えば台湾の方とかが来られてそのままシャトルバスかなんかでお食事に来ていただくようなイメージになるのかなとは思いますが、そうなってくると今度相乗りタクシーが導入されまして、現在の町営バスの車両があきます。こういったのも利活用ができるのではないのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 甲斐議員おっしゃる通り相乗りタクシー事業を始めますと今町営バスと町有バスが1台ずつありますので2台町が所有する部分も検討していくべきかという風に考えておりますけれども、やな場を経営しておりますパレット等と協議しながら町営バス、町有バスの払い下げ等も視野に入れるところであると思いますので、その辺については検討していきたいという風に考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ぜひそういった利活用についても前向きに検討していただきたいという風に思います。それでは次の質問ではございますがご承知の通り令和3年8月23日に隣町の美里町と包括連携協定を結んでおります。この包括連携の中身につきましては防災対策の強化、生活環境の整備、それから3番目に観光イベントの広域振興、こういったのが中身ではございますが、今回令和5年度の新規事業といたしまして観光PR動画作成事業をなされたということでございますが、この動画のこういった内容になっているのか、それと今後こういったふうに展開されていくのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それでは観光PR動画作成事業についてお答えをさせていただきます。観光PR動画作成事業の概要につきましては観光PR動画を両町合わせて9タイプ31本作成することにしております。内容といたしましては各町タイプの15秒、60秒、3分、あと両町合わせたタイプの60秒と3分、あと各町観光スポット5箇所の紹介の60秒を作成することにしております。合わせまして各町タイプ3分、両町タイプ3分、各町観光スポット紹介には英語翻訳版として英語の字幕を入れたバージョンを作成することとしております。その他にイベント等で活用できるロールアップバナーということで自立型のポスターの代わりにロールアップバナーおよびPRとして配布できるキューブ型のボックス

ティッシュの作成も行っております。今後の展開につきましては動画につきましては熊本甲佐総合運動公園で流していただくよう関係課と協議を行っており、各種イベント時にも使用していきたいという風に思っております。また公式ウェブサイトやSNSで見えていただけるよう取り組んでいきたいという風に思っているところでございます。ロールアップバナーおよびボックスティッシュにつきましては各種イベントでPRのために活用していきたいという風に考えているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 是非今後その動画につきましては本町の公式ホームページやSNSアップ時に毎回貼り付けていただいて広く本町、そして美里町との両町を合わせてPRしていただきたいという風に思っております。ただいま答弁にありました通りSNSこそが外国への方たちに最も有効なPRの手段でもありますし、これにつきましてもほとんど経費はかからないという風に思っております。まずは本町のSNS、いくつかあると思いますが、この状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） SNSの状況についてお答えいたします。SNSといたしましては公式のInstagram、FacebookまたXということで旧Twitter等があります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 今答弁でございました通りインスタとFacebookと旧TwitterのXということで1つ本町のインスタを覗いてみますと、私も読んでばかりなんですけれども、インスタを見てみますと大変フォロワー数が少なくなつて郡内5町、それから美里町と比べてみますと3月7日現在で、多い順で行きますとフォロワー数が一番多いのが山都町です。3,200人。それから益城町の1,166人、御船町が820人、美里町が184人、甲佐町は71人と嘉島についてはインスタは開設されておりませんが、今後このインスタのフォロワー数、少ない中でどういったふうに有効活用されていくのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 今後のSNSを有効活用するための展開についてお答えさせていただきます。議員おっしゃる通りフォロワー数が伸びない状況にあります。その原因としましては今現在、企画課の職員が投稿していますので発信がイベント情報のみとなっており、興味を引くようなツールにはなっていないことがあります。そのため今後は投稿に対する一定の規定等を定め、各課で投稿できるような体制の見直しや専門的な新たな人材を確保することで投稿を増やすとともに、投稿内容の変化も期待できることから興味を持っていただき、フォロワー数の増につながればという風に思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 現在は企画課のみで発信されているということでございますので今後は各課から情報、イベントをアップしていただき、フォロワー数を増やしていただき少しでも特に外国人の方に目を引くような話題、記事をアップしていただきたいという風

に思います。また外国の方に発信するという意味では例えば町長自らがインスタなんかで例えば英語とか中国語それから台湾語なんかでやな場を紹介するような動画をアップしてみたりするのも面白いんじゃないかなという風に思います。とにかく外国の方に本町を知ってもらい来てもらうためにはもっともSNSが有効です。是非SNSを活用して少しでも外国の方に本町に来ていただくことを願ひまして私の本日の一般質問を終了させていただきます。

○議長（宮本修治君） これで1番、甲斐良二議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問の通告者すべての質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日12日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後3時3分

3月12日（火曜日）

令和6年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

1. 招集年月日 令和6年3月8日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 3月12日 午前10時00分 議長宣告
1. 延会 3月12日 午後3時44分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 甲斐高士	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 荒田慎一	兼くらし安全推進室長
環境衛生課長 白石亨	税務課長 奥名雄吉
健康推進課長 上古閑一徳	住民生活課長 橋本良一
農政課長 井上幸介	福祉課長 宮崎貴美代
建設課長 志戸岡弘	
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 田上浩輝	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	
農業委員会事務局長 井上幸介	選挙管理委員会書記長 北野太
代表監査委員 井芹雅洋	監査委員 森田精子

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

8番 福田謙二 9番 井芹しま子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 同意第1号 | 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて |
| 日程第2 | 議案第3号 | 甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第4号 | 甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第5号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第6号 | 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第7号 | 甲佐町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第8号 | 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第9号 | 甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について6 |
| 日程第9 | 議案第10号 | 甲佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 工事請負契約の変更について
(熊本甲佐総合運動公園サッカー場災害復旧工事) |
| 日程第12 | 議案第13号 | 工事請負契約の変更について
(乙女小学校管理棟及び教室棟外壁・防水改修工事) |
| 日程第13 | 議案第14号 | 令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第9号) |
| 日程第14 | 議案第15号 | 令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算
(第4号) |
| 日程第15 | 議案第16号 | 令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第16 | 議案第17号 | 令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号) |
| 日程第17 | 議案第18号 | 令和6年度甲佐町一般会計予算 |

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 同意第1号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて

○議長（宮本修治君） 日程第1、同意第1号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） それでは同意第1号についてご説明いたします。

同意第1号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記、氏名、宇都育美。

令和6年3月8日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、現委員である宇都育美氏が、令和6年3月23日で任期満了となるため、同氏の再任について議会の同意を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 町長の任命理由の説明をお願いします。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。教育委員会委員としてご提案しております宇都育美氏は龍野小学校PTA書記、母親部長、甲佐町PTA連絡協議会母親副部長を歴任をされ、御承知のように令和2年3月から4年間教育委員会委員としてその職責を全うしてこられ、本町の教育にご貢献をいただいております。このような宇都氏の教育行政に対する豊かな経験と見識を高く評価しており、委員として適任であると判断し、引き続き任命したいので議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。同意第1号、甲佐町教育委員会委員の任命につき同意を求めるところでございますが、ただいま町長からの選任理由にもありました通り、宇都氏はこれまでPTAの母親部長などの実務経験も十分されておりますし、4年間教育委員をされておりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから同意第1号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を採決します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

日程第2 議案第3号 甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、議案第3号「甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） それでは、議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号、甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町課設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和6年3月8日提出、町長名です。

甲佐町課設置条例の一部を改正する条例。

甲佐町課設置条例の一部を次のように改正する。

第1条中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。第3号、地域振興課。第2条中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号中サからセまでを削り、同号の次に次の1号を加える。第3号、地域振興課。ア、定住政策に関する事項。イ、商業、工業及び鉱業に関する事項。ウ、観光及びイベントに関する事項。エ、その他地域振興に関する事項。附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。

提案理由につきましては、事務分掌の見直しに伴い本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページから新旧対照表になります。現在の企画課の業務の一部を分割して、ま

た新たに地域振興課を設置するものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番。課の再編ということでございますけれども、これまでの経緯を見ますと今企画課ですね。その前は、確か奥名町長時代には地域振興課もあって、それが企画課になり、今度また甲斐町長になって地域振興課が再編されるということでございます。ということであるならば課をまた新しく地域振興課を作るということに対しての甲斐町長の考えや、町長が行おうとされる施策との関連性、この辺についてはお聞きしておきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではお答えいたします。今回、課設置条例の一部改正ということで現在の企画課とそれから地域振興課に分ける改正案を提出させていただいております。改正の理由といたしましては私が常日頃から申しておりますが、町政運営を行っていく上で少子高齢化、人口減少社会への対応というものを最重要課題という風に捉えておりました、その対応策といたしまして令和6年度から若い世代を中心とした移住定住関連施策を強力に推進していきたいと考えているところであります。また後ほどご審議いただきますが令和6年度当初予算の中にもそれらの関連事業について予算計上をさせていただいているところであります。このように私の最重要施策でもあります若い世代を中心とした移住定住関連施策の強力な推進に当たりましては、これまでの企画課の体制のままであれば非常に職員に対して負荷がかかるものと判断いたしました。そこで町の事業全体を総合計画を始めとする各種計画やマニフェストなどと照らし合わせながらコントロール管理し、町長政策推進の補佐的な役割を担う企画課とそれから実際に実行部隊として事業を推進していくといった役割を担う地域振興課に分けて行政運営を行っていくことが私の政策を確実に進めていく上ではベストな配置であるという風に判断いたしました、今回の改正案を提出させていただいたところであります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第3号、甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定ということでございます。今町長の説明にもございました通り、定住政策を始めと

して町が抱える人口減少や地域振興において注力をしていかれるというお考えもお聞きすることができましたので、本条例の一部改正については何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第3号「甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号「甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第3、議案第4号「甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） それでは議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号、甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月8日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、会計年度任用職員の給料表の改定及び勤勉手当の支給に関する規定を定めるほか、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例でございます。条文を読み上げますと長くなりますので、資料にて説明いたしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） ありがとうございます。それでは一番最後のページをお願いいたします。

議案第4号の説明資料でございます。議案第4号、甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。まず1番

の改正理由につきましては令和5年の人事院勧告に準じた一般職の給与改定を踏まえた会計年度任用職員の給与表の改定、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定の改正及びその他改正を行うものでございます。2番の改正内容についてです。主な改正内容は次の通りでございます。条例については4本を改正することとしております。まず第1条についてが、甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正でございます。改正内容につきましては会計年度任用職員の給料表の改定それと勤勉手当の支給に関する規定の追加を行います。給与表の改定につきましては現段階で会計年度任用職員の階層が1の1から1の17号までの給与表の適用を行っている会計年度任用職員がいらっしゃいますけれども、現状から月額で1万2,000円アップするというような改正でございます。それと勤勉手当の支給については現在は期末手当のみということで2.45月分を支給しております。それに今度は勤勉手当が加わりまして期末手当、勤勉手当合わせて職員と同じく年額で4.5月分のボーナスが支給されるということになります。第2条が甲佐町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例でございます。これにつきましては会計年度任用職員、企業職員への手当の支給について勤勉手当を支給しないとしている規定を支給をすると、支給対象とするというような改正でございます。その他の改正としましては給与の減額に介護時間の追加等の改正を行います。これについては対象となる職員については現在の環境衛生課の水道係の会計年度任用職員の方が企業職員という風になりますので、この方が対象となります。第3条が甲佐町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例でございます。これについては会計年度任用職員、技能労務職員への勤勉手当の支給に関する改正、その他の改正となります。これにつきましては現在のところ該当者はありません。最後の第4条でございます。甲佐町職員の育児休業等に関する条例でございます。これについては育児休業をしている職員にかかる勤勉手当の支給対象から会計年度任用職員を除外していましたが、これを支給対象に含める改正を行います。その他、文言の訂正等の改正を行っております。これについては該当者はいると会計年度任用職員で育児休業を取っておられる方が対象となるということになります。最後に3番、施行期日は令和6年4月1日となります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑をおこないます。何か質疑はありませんか。

佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正ということで説明がありましたが、これは12月議会の時にこれに関して私も質問をしております。その時総務課長の方が会計年度任用職員については人事院勧告に基づいて来年度から給与を上げるという風に考えているというような答弁がありましたが、これについては総務省の方から地方自治法の一部改正する法律についてということで会計年度任用職員の制度についてどうするかということで文書が来ていると思いますが、職員と同様にする、または今説明があったように来年度からするという風に分かれているというふうに思うんですけれども、そういった意味では職員と同じようにできなかったと、しな

いということはある理由なのかということをご説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 会計年度任用職員についての給与等の改正についてのタイミングを令和5年度に遡ってなぜしなかったのかというようなご質問だと思います。会計年度任用職員につきましては会計年度ということ年度当初に雇用契約というか任用の契約を行います。その時に職員については号給で辞令を出すわけでございますけれども、会計年度任用職員の方については給与を一月いくりにするとかいうような形で辞令を出しているところもございます。上益城郡内でもいろいろ調整を行って他の町村にもお聞きしましたけれども、会計年度任用職員さんにつきましては給与を変える、上げる場合はその旨事前に周知してあげるべきでもあろうし、逆に人事院勧告でベースアップ部分はよかですけれども、下がった場合、今度は遡及して会計年度任用職員の方も職員並みに下げなるとかというようなことも考えられますので、周知期間も置いて来年度から適用するという風なことで決定したという経緯でございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 会計年度任用職員の方の雇用期間、それが設定されていると思うんですけども、それを超えて今勤務されている方が何割おられるのか。またその雇用期間についての考え方をお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 会計年度任用職員の任用期間は会計年度ということ1年間ということになります。ただし継続が確か3年間はできたと思います。3年間を勤務された後はまた公募して新たに会計年度任用職員を募集するというので、それからまた同じ方が募集されてその勤務に使われる場合もございます。その率というのは100%というか1年越しに任用期間はなりますので1年切りになりますので、そういった形になります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐良二でございます。議案第4号、甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。先ほど来から説明がありました通り、会計年度任用職員の給与表の改定及び勤勉手当の支給に関する規定を定めるほか、本条例の一部を改正する必要があるということです、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第4号「甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号「甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第4、議案第5号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） それでは議案第5号についてご説明いたします。議案第5号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定することとする。令和6年3月8日提出、町長名でございます。

以下が地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。説明につきましては別紙の説明資料で説明してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） ありがとうございます。それでは最後のページをお願いいたします。議案第5号説明資料です。議案第5号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定でございます。1番の改正理由でございます。地方自治法の一部改正による条ずれに伴い、当該条文を引用する関係条例について必要な規定の改正を行うものでございます。改正内容につきましては改正法の施行により公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項に関する指定

公金事務取扱書制度が新設されまして、地方自治法及び地方自治法施行令の規定が設けられたため条ずれが生じております。それによって引用している条項について改正を行うものでございます。現行の地方自治法が第243条の2が普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を一部免責を規定した条文でございます。それと下が地方自治法第243条の2-2職員の賠償責任、その下が地方自治法施行令第173条、これが地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等に関する規定でございます。これが先ほどの公金事務の関係の事項が間に追加されたものですので条ずれが生じておりまして、下の表の通り243条の2が243条の2-7になっております。その下が243条の2-2が243条の2の8、その下が243条の2-2が234条の2-8、地方自治法施行令の方が173条が173条の4ということで条文が変わりましたので、これに基づき本町の関係条例の改正を行うものでございます。施行期日は令和6年4月1日となります。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 法改正によって公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項というのが新しく新設をされたということですがけれども、この内容について簡単に説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 公金事務の私人への委託に関する制度の見直しということで、以前からコンビニ納付とかいう形で公金を私人と言いますか民間の方にお願ひして収納あたりをお願いしていたということでございますけれども、それに追加しているんな規制と言いますか、義務とかいうのを追加されたということでございます。具体的に申しますと地方自治法の243条の2から2の2から2の6まで公金事務関係のそういった追加の規定が設けられておりますけれども、具体的には指定公金の事務取扱者に関する規定、その取り扱い者の帳簿保存等の義務、それと取扱者の指定の取り消しの規定、あとは公金の徴収の委託、収納の委託、支出の委託という形でそういった規制と言いますか、規定が新たに設けられたということでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。議案第5号、地方自治法の一部を改正する法律

の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、先ほど担当課長の方から説明がございましたように法改正による条ずれということでございますので、何ら異議なく賛成を申し上げます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第5号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第5、議案第6号「甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第6号について説明申し上げます。議案第6号、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月8日提出、町長名です。

提案理由でございますが、国民健康保険事業の財政運営にあたり、本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものであります。

次のページをお願いいたします。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。以下、改正文となりますが、改正内容につきましては添付の説明資料により説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○住民生活課長（橋本良一君） ありがとうございます。11ページの説明資料1をお願いいたします。税率改正案についての説明資料となります。本町の国民健康保険は被保険者の高齢化や医療の高度化の進展等により被保険者1人当たりの医療給付費が年々増加傾向にあります。このため県が示す標準保険料率も年々アップしているという状況であります。①が先頃熊本県から示されました令和6年度の本町の標準保険料率です。この料率で保険税を付加しましたら一般会計からの法定繰入金を加えまして④の県に支払わなくてはならない事業納付金3億5,141万8,000円をまかなうことができるということになります。②が現行の本町の国保税率ですが①の標準保険料率と料率や金額に差があることが分かり

ます。

次のページ12ページの説明資料2をお願いいたします。国民健康保険特別会計の財政見通しですが左側の表、試算1現行税率の場合をご覧ください。令和6年度において税率改正を行いませんと令和6年度にはマイナスの約4,500万円、令和7年度にはマイナスで約5,200万円の単年度収支となりまして、令和7年度には財政調整基金も底をつき赤字決算となる見通しです。仮に今回改正を行いませんと来年度に今回より大きな幅で改正を行わなければならないという状況です。申し訳ありませんが11ページに戻っていただいて説明資料1をお願いいたします。③が今回の改正案となります。編みかけの部分が改正箇所です。標準保険料率を参考にしつつ財政調整基金を活用することで被保険者の皆さんには緩やかな負担増をお願いすることといたしております。⑤⑥に現行税率と改正案で試算した収納見込みを載せております。改正しますと令和6年度において約900万円の増収となる見込みです。再度12ページをお願いいたします。右側の表が税率改正を行った場合の財政見通しとなります。この場合、令和7年度末に財政調整基金の残高が約500万円、繰越金が約150万円という試算になっておりますので、令和7年度までは何とか運営が可能ということになります。見通しを作成するにあたりましては歳入は控えめに、歳出はやや多めに見積もっておりますので実際にはもう少し余裕のある数字になるものと考えております。

次に最終13ページ説明資料3をお願いいたします。モデル世帯の国保税となります。①は子育て世帯です。世帯主が45歳で総所得金額等が300万円、妻43歳子供18歳と11歳、世帯主以外は所得がないという設定です。この世帯の場合、保険税の年額が57万3,700円から59万5,400円で2万1,700円の増額となります。②は高齢者2人世帯の場合です。世帯主が72歳で年金収入200万円、妻が70歳で年金収入80万円、この世帯の場合には保険税の年額が10万4,500円から10万9,900円と5,400円の増額となります。条例の改正部分につきましては3ページから10ページまでの新旧対照表にてお示しさせていただいております。また改正条例の附則においてこの条例は令和6年4月1日から施行する。この条例による改正後の規定は令和6年度以後の年度分の国民健康年金健康保険税について適用し、令和5年度までの国民健康保険税についてはなお従前の例によることといたしております。なお今回の税率の改正につきましては去る2月16日に開催されました甲佐町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問を行いまして、当日付で改正案を承認するという答申をいただいておりますことを報告させていただきます。以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 緩やかな値上げと言いますが、値上げ幅を見ますとやはりそうとも言えない値上げ幅ではないかという風に思います。それでお尋ねしたいんですけども保険税を引き上げる必要性があるとその一番の理由は保険給付費、医療費の増加なのかどうなのかということと、それとこの資料の2を見ますと加入者の減少が非常に続

くわけですね。それなのに医療費がこれを見ますと令和3年度はコロナの関係で非常に大きくなっておりますけれども、落ち着いた令和5年度で見ますと10億4,000万ですけれども、それで令和6年度の見込みは10億8,000万円ですと令和8年度まで行くわけですよ。8年度の加入者を見ますと令和6年度が2,213人から1,913人と4,500名減るわけですよ。その中に医療が非常に高度になって高齢者が増えるというにしても、それほどずっと医療費がこんなに大きく増えるのかどうかというその根拠、それを示していただきたいという風にまず第一に思います。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 高齢化による医療費の増加でございますが一般的な話からまずさせていただきます。高齢者は免疫力や体力がないことから病気や怪我などの危険と言いますかリスクが高くなって医療機関を受診する機会が増えてくるということがまず一般的なお話です。それと令和6年度以降、被保険者数が減るのに医療給付費が下がらない理由でございますがまず1つ目がコロナ感染症にかかる公的な資金が令和6年度からなくなるということ、それと令和6年6月に診療報酬の見直しが行われまして、それによって医療費が上がるということ、そういったことを総合しまして見通しとしましては被保険者は減っていくが医療費の総額としましては横ばいで進んでいくのではないかと見通しを立てさせていただいております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 議案第6号、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については反対をさせていただきます。国保加入者の多くが年金生活者、非正規労働者、自営業、無職の方などでありましてその中で200万円以下の所得の方が多くを占めております。令和4年度の加入者1人当たりの保険料年額は10万円となっております。国保は同じ年収の会社員が支払う健康保険料と比べましても2倍も高いのが実情です。こうした中でさらなる国保の引き上げについては国保加入者の命と暮らしを脅かすものであり、この条例改正については認めることができません。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番。議案第6号、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、熊本県が公表している令和6年度納付金を負担するために必要な標準保険料率と現行の税率ではかなりの開きがあります。このため現行の税率を維持した場合には令和6年度に約4,500万の単年度マイナス収支となるように 非常

に厳しい財政状況でございます。よって国民健康保険会計を安定的に運営していくためには税率を上げるしかないということでございますので、非常に厳しいとは思いますが、それでも税率を上げることに何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第6号「甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。この採決は、会議規則第79条の2の規定により電子表決システムによる表決とします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお願いいたします。

表決の漏れはありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 表決漏れなしと認め、確定します。

投票総数10票、賛成7票、反対3票。

賛成多数。

よって、本案は、原案のとおり決定されました。

日程第6 議案第7号 甲佐町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（宮本修治君） 日程第6、議案第7号「甲佐町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 議案第7号についてご説明申し上げます。

議案第7号、甲佐町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和6年3月8日提出、町長名です。

甲佐町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。甲佐町子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。附則、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

提案理由としましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。補足としまして、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法では第72条から第76条が削られ、第77条から第87条が5条ずつ繰上げられる改正が行われ、第77条第1項が第72条第1項に改められたためです。以上になります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第7号、甲佐町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。ただいま担当課から説明がありました通り、子ども・子育て支援法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるということですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第7号「甲佐町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号「甲佐町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第7、議案第8号「甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

議案第8号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和6年3月8日提出、町長名です。

提案理由といたしましては介護保険法第129条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率を定めるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例。

甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、第1項1号中「3万6,600円」を「3万4,940円」に改め、第2項第2号中

「5万4,900円」を「5万2,600円」に改め、同項第3号中「5万4,900円」を「5万2,990円」に改め、同項第4号中「6万5,880円」を「6万9,120円」に改め、同項第5号中「7万3,200円」を「7万6,800円」に改め、同項第6号中「8万7,840円」を「9万2,160円」に改め、同項第7号中「9万5,160円」を「9万9,840円」に改め、同項第8号中「10万9,800円」を「11万5,200円」に改め、同項第9号中「12万4,440円」を「13万560円」に改め、同項に次の4号を加える。第10号令第38条第1項第10号に掲げるもの14万5,920円、第11号令第38条第1項第11号に掲げるもの16万1,280円、第12号令第38条第1項第12号に掲げるもの17万6,640円、第13号令第38条第1項第13号に掲げるもの18万4,320円、第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「2万1,960円」を「2万1,880円」に改め、同条第3号中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に「2万1,960円」を「2万1,880円」に「3万6,600円」を「3万7,240円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」までを「令和6年度から令和8年度まで」に「2万1,960円」を「2万1,880円」に「5万1,240円」を「5万2,600円」に改める。附則、第1項この条例は令和6年4月1日から施行する。第2項改正後の甲佐町介護保険条例第2条の規定は令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

次に説明資料1ページをお願いします。第9期介護保険料基準額算定概要についてご説明いたします。介護保険第1号被保険者の保険料は計画期間、令和6年度から令和8年度における第1号被保険者数及び要介護要支援者認定者数、介護保険サービスおよび地域支援事業にかかる費用の見込み等を元に算出しております。保険料推計の流れとしましては令和3年度から令和5年度の給付実績及び給付見込み額を整理いたしまして人口及び要支援要介護認定者数の推計、次に施設居住系サービスの見込み料の推計、次に在宅サービス等の見込み料の推計、そして推計した見込み料に基づきまして介護報酬点数等を調整し調整後の見込み料をもとに保険料を推計しております。なお保険料を推計した後に保険料の上昇を少しでも抑えるために介護給付費準備基金を現在の残高が約1億2,000万円ありますけれども、そのうち令和6年度から令和8年度の3年間で8,700万円を取り崩して充てることで第9期の介護保険料を算出しております。

次に説明資料2をお願いいたします。説明資料2についてご説明申し上げます。まず第9期介護保険事業計画の計画期間において国が示した保険料についての改正ですが、65歳以上の第1号保険料は所得区分による標準段階が9段階から13段階の多段階化され、高所得者の標準乗率は引き上げ、低所得者の標準乗率は引き下げられるなどとなっております。また令和6年度の介護報酬の改定率が1.59%増の予定となっております。国の方針としては介護保険制度の持続可能性を確保する観点から今後の介護給付費の増加を見据え第1号被保険者間での所得再配分機能を強化する、標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げ等を行うことで低所得者の保険料の上昇抑制を図ることとなっております。甲佐町の介護保険料についても国の示しました標準段

階、全部で13段階とし第8期の保険料と第9期の保険料を比較した表としております。参考までに第9期令和6年度以降の所得段階を令和5年度の付加人数で表したものですけれども、高所得となる第10段階から第13段階の保険料対象となる方が令和6年度も同じ所得であれば合計44名の方が保険料乗率が高くなることと見込まれております。また基準額となる第5段階では年額ですると第8期は7万3,200円、第9期は7万6,800円で年間で3,600円の増額となります。また保険料を含めた計画策定に当たりましては本町在住の65歳以上の方や町民の方が利用している介護保険事業関連施設などにアンケート調査を行い、その他医療や福祉関係者、地域関係者等からなる計画策定委員会を今年度3回開催しまして計画に関する意見を聴衆しております。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 国の改定では第1から第3段階までを乗率を引き下げて、そして所得のある方については乗率を引き上げるということですが、これで見ますと乗率を引き上げても第1段階だけが引き下がるだけで第2段階から第13段階までずっと保険料が引き上げられると実際はそういうことになりますけれども、この引き上げによって町の引き上げ部分の総額がいくらになるのかということと、まずはこれほど引き上げなくてはならない国の方針もありますけれども、一番の要因と言いますか、それについて整理をしてみますお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 井芹議員の質問にお答えいたします。まず介護保険料の引き上げ部分の総額と言いますか、どれくらい影響があるのかというご質問ですが、説明資料の2から8期と9期の保険料の差額と令和5年度の人数を単純に計算したところで正確な数字ではございませんけれども、その数字を参考にしますと年間で約1,230万円ほどが増額となる見込みです。それから保険料を引き上げる大きな理由としまして認定者の増加が見込まれます。町の資料で年齢の5歳刻みの認定状況を数的に表した資料がありますが、それを参考にしますと85歳以上になると介護サービスの利用や介護の認定者が急激に大幅に増加傾向にあるということで、第9期期間中に85歳以上になられる方がこういう介護サービスを利用されることが多くなるのではないかという風に見込んでおります。計画値で申しますと第8期の計画値と第9期の計画値で申しますと認定者数は113.7%、第9期がですね、という風になっております。その他、先ほども申しましたよ

うに国の報酬改定がありまして改定率が1.59%増の予定となっていることも一つの要因となっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 保険料の改定につきましては所得のある方から保険料を多く取って低所得者の方にそれを引き下げるといふ、その中だけの改定なわけで国の負担を本当は国の負担を増やして全体的に引き下げなくちゃならないと思うんですけども、そこをしないでそういった形での改定というのが非常にこの国のやり方については憤りを感じるものなんですけれども、今お話の中で診療報酬も改定をされたということで、その影響がこの予算の中にどういう風にいくぐらい予算を増えるのか、それから介護利用をされる方が増えるというのはいいことか悪いことか、具合が悪い方が多くなると、高齢者が多くなると、前日に介護事業の計画を説明をいただきましたけれども、高齢者という80歳以上が増えるのか、そこら付近は高齢者という形で説明があったので、それを見ると高齢者もだんだん21年度を境にずっと減少の傾向にあるわけですね。そういった中で介護給付費がどのくらい引き上がるのかというのがありますけれども、それで先ほど言いましたように報酬改定でどのくらいの予算が増えるのか、その点をお聞きしたいという風に思います。それから令和4年度と令和5年度を見ますと保険給付費が6,700万近くも増えているわけなんですけれども、これがずっと継続された予算になっていますのでそういった点で非常に財政的な問題もあると思うんですけども、それに加えて介護報酬の引き上げということであれば、それで令和4年度と5年度を比べても、これは後でもいいわけなんですけれども、1点かなりこの給付費が上がっているという点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 給付費についてお答えいたします。計画値で申しますと第8期の給付費の計画値が46億円になっております。これが3年間の合計になります。第9期の給付費の合計額がこれも計画値ですけども、50億8,500万円という風になっております。おおよそですけども約4,000万円の増額となります。給付費が上がっている理由としましては、先ほども申しましたように団塊の世代の方が全て2025年には75歳になられるということで、先ほども言いましたように85歳前後ぐらいから介護サービスを利用されている方が増えているということで、そういうこともありまして以前に比べますと介護サービスを利用されている方が多くなってきているということでございます。また介護職員の処遇改善加算につきましても、令和5年度に処遇改善加算等も見直しをされておりますので、そういうところで給付費の増加というのも入ってきております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 議案第8号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については反対をいたします。介護保険は3年ごとに見直しが行われて今年が改定の年として令和8年度までの第9期介護保険事業がスタートいたします。しかし介護保険は見直しの度に保険料や利用料の見直しによって負担が増え続けています。第9期の介護保険事業の見直しでは保険料の引き上げが提案をされております。今まで所得段階が9段階を13段階まで広げ、第1段階以外は負担増となっております。これまで9段階と比べますと13段階は5万9,808円と大きな負担増となっております。利用者の多くは年金暮らしであり物価高騰の中、年金は目減りをする中で高齢者の暮らしや健康を守るためにもこの保険料引き上げの条例改正は認めることができません。国の負担を増やすべきです。町においてもこのことを国に求めていただくよう求めて終わります。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。議案第8号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、先ほど課長の説明にもございますように令和6年度から8年度までの保険料率を定める必要があるための議案でございますので、今後大変な運営と分かりますけれども、やはり団塊の世代が被保険者が増えていくという現状の中でございますので、やむを得ないという思いを持っております。ですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第8号「甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、会議規則第79条の2の規定により電子表決システムによる表決とします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお願いいたします。

表決の漏れはありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 締め切ります。

表決漏れなしと認め、確定します。

総数10票、賛成8票、反対2票。

よって、賛成多数により、原案のとおり決定されました。

日程第8 議案第9号 甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（宮本修治君） 日程第8、議案第9号「甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

議案第9号、甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和6年3月8日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

この条例の改正についてですが内容的には4つの条例が含まれております。改正条文で申し上げますと2ページの上の方で甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正。それから4ページ中段になります。甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、それから12ページの下の方になります。甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、それと4つ目に15ページになります。下の方です。甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でありますけれども、改正条文が長いため説明資料にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（宮崎貴美代君） はい。では資料は89ページの説明資料になります。甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。改正理由につきましては先ほど申しましたので省略させていただきます。主な改正内容ですけれども全サービス共通としまして書面掲示の規制の見直しになります。事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規定の概要等の重要事項についてインターネット上で情報の閲覧が完結するよう書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを令和7年度から義務付けられました。次に管理者の兼務範囲の明確化です。提供する介護サービスの質を担保しつつ介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないとされました。次に身体的拘束の適正化の推進です。身体的拘束等の適正化を推進する観点から短期入所系サービスおよび多機能系サービスについて身体的拘束等の適正化のための措置、委員会の開催や指針の整備等を義務付けられました。その際に1年間の経過措置期間を設けられました。訪問系サービス、通所系サービスにつ

いては当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行ってはならないとされ、また身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けることとなりました。次に居宅介護支援介護予防支援についてです。公正中立性の確保のための取り組みの見直しで事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し理解を得ることを居宅介護事業者の努力義務となりました。前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護等の各サービスの利用割合、前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護等の同一事業者によって提供されたものの割合、次に指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングでは人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携推進によるケアマネジメントの質の向上の観点からテレビ電話装置等を活用したモニタリング等を行うことを可能とされました。要件としましては利用者の同意を得ること、利用者の心身の状態が安定していること、利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通ができることなどです。また少なくとも2ヶ月に1回、介護予防支援の場合は6ヶ月に1回は利用者の居宅を訪問することとなっております。次にケアマネージャー1人当たりの取扱件数につきましては基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から居宅介護支援事業所ごとに1以上の因数の常勤ケアマネージャーを置くことが必要となります。人員基準については原則要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44またはその数を増すごとに1とする。指定居宅介護支援事業所と指定居宅サービス事業者等との間において居宅サービス計画に係るデータを電子的に送信するための広域社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用しかつ職員数を配置している場合においては要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が49、またはその端数を増すごとに1とするとなっております。次に多機能系サービスです。小規模多機能居宅介護につきましては管理者の兼務ということで提供する介護サービスの質を担保しつつ介護サービス事業所を法的に運営する観点から小規模多機能居宅介護の管理者による他の事業所の職務との兼務について兼務可能な他事業所のサービス累計を限定しないこととされました。次に居住系のサービスです。居住系サービスの共通としまして協力医療機関との連携体制の構築では 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合には医療機関との連携のもとで適切な対応が行われるように在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために見直しが行われておまして、協力機関を定めるにあたっては利用者の病状の急変が生じた場合等においては医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。また診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保するように努めることとされました。その他、利用者が医療機関等に入院した後に病状が軽快し退院が可能となった場合においては速やかに再入所させることができるように努めることとされました。新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携では新興感染症の発症時に事業所内の感染性の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ第2種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとされました。また協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合において

は当該第2種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時の対応について協議を行うことを義務付けるとされました。次に施設系のサービスです。施設系サービスの講習としましてユニットケアの質の向上のための体制の確保ということで、ユニット型施設の管理者はユニットケア施設管理者研修を受講するように努めなければならないとされました。協力医療機関との連携体制の構築では高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に協力医療機関との連携のもとで適切な対応が行われるよう在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために見直しが行われておりまして、入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること、診療の求めがあった場合には診療を行う体制を常時確保していることなどが義務付けられました。その際に3年の経過措置期間を設けることとされました。その他、入所者が協力医療機関等に入院した後は病状が軽快し退院が可能となった場合においては速やかに再入所させることができるように努めることとされました。次に新興感染症発症時等の対応を行う医療機関との連携では新興感染症の発症時等に施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ第2種協定医療機関との間で新興感染症の発生時の対応を取り組めるよう努めることとされました。また協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、第2種協定指定医療機関との間で新興感染症の発症時等の対応について協議を行うことを義務付けることとされました。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 第9期介護事業の見直しについては国の指針に基づいた様々な改定が具体的に行われて、本当に細かく事業所さんにおいてはこういった対応をされなければならないということで本当に大変だなと思いますけれども、町にとってそして事業者にとってこういった改定の中で一番対応が大変だというような点というのがあるのでしょうか。それぞれ大変でしょうけど。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） お答えします。町指定の事業所につきましては改正等の内容を通知いたしまして、それぞれの事業所において対応していただくこととなりますけれども町としても事業所に出向きまして指導とか監査と言いますか、そういうところで指導、確認をしていきたいと考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第9号、甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定ということでございます。甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営基準の改正を行うというものでございますけれども、より詳細な基準が明確化されたものであり利用者並びに家族等が安心して本制度を利用できることへの条例等の一部改正であるというものでありますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第9号「甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号「甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 甲佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（宮本修治君） 日程第9、議案第10号「甲佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） それではご説明いたします。

議案第10号、甲佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和6年3月8日提出、町長名です。

提案理由につきましては甲佐町定住促進住宅の入居手続き及び家賃設定の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。甲佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の改正文と新旧対照表となります。

説明につきましては説明資料にてご説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（志戸岡弘君） ありがとうございます。それでは最後のページをお願いします。

す。議案第10号の説明となります。1番の改正の目的につきましては入居率向上を図るため敷金を廃止し、家賃債務保証制度を導入することで入居時の初期費用負担を軽減させるとともに階層ごとの家賃設定の見直しを行うものでございます。次に2番目の改正内容はまず1点目といたしまして(1)敷金を廃止し家賃債務保証制度の導入を行うものでございます。家賃債務保証制度とは家賃、共益費、駐車場使用料、退去時の原状回復工事費用に未払いが生じた場合、家賃債務保証会社が月額家賃の最大48ヶ月分までを上限に未払いの一時立て替え払いを行う制度でございます。入居者の負担といたしましては入居者と家賃債務保証会社との間に保証契約を締結していただき入居時に月額賃料の1ヶ月分を保証料として納めていただくこととなります。こちらは最大で4万2,500円となります。また入居後、毎月の賃料支払い時に月額賃料の1%を保証料として納めていただくこととなります。こちらの月額は425円となっております。この家賃債務保証制度を利用することで入居者の初期費用負担を軽減させることができます。具体的に現在、基本家賃の3ヶ月分にあたります11万1,000円を敷金として納入をされておりますが、家賃債務保証制度の利用に切り替える場合、入居時の初期費用負担が最大4万2,500円となり比較をいたしまして6万8,500円少ない費用で入居が可能となります。(2)入居手続きの変更につきましては敷金を廃止し、家賃債務補償制度を導入することにより連帯保証人の選任を廃止することから入居手続きの改正を行うこととなります。次に家賃設定の見直しでございます。現在3階以上の階層の空室が11戸となっており、高層階に空室が目立っております。入居率向上を図るため3階からそれぞれ1,000円ずつの差を設け、月額家賃を3階で3万6,000円、4階で3万5,000円、5階で3万4,000円に改めます。資料中2の(4)別表の追加につきましては現行条例の家賃に関わる部分を別表第1、18歳未満の子供の数に応じた減額に関わる部分を別表第2、駐車場使用料に関わる部分を別表第3とすることに伴う別表第2と別表第3の追加でございます。(5)それに伴い字句を改めております。附則、1この条例は令和6年4月1日から施行する。2この条例による改正後の第12条第1項の規定は令和6年以後の年度分の家賃について適用し、令和5年分までの家賃についてはなお従前の例によるものとします。以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(宮本修治君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

5番、佐野議員。

○5番(佐野安春君) 5番佐野です。今説明された定住促進住宅の改正であります。現在の階層ごとの入居状況、それと家賃の延滞状況、そういったところをご説明いただきたいと思っております。

○議長(宮本修治君) 建設課長。

○建設課長(志戸岡弘君) 現在の入居状況は60戸に対しまして46戸が入居されておりますので14戸の空室となっております。空室の内訳といたしましては1階が2戸、2階が1戸、3階が3戸、4階が3戸、5階が5戸。3、4、5階で11個の空室となっております。滞納状況では令和5年度分といたしまして17万3,200円の滞納が現在発生をして

おります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。今回家賃の見直しもされておりますけれども実際5階の方では5室も空いているというような状況、それと子育て支援や居住をしてもらうということを考えれば3、4、5と1,000円ずつの差がありますけれども思い切って5,000円ぐらいの差がつくようにはできなかつたのか。そこら辺1,000円ずつにされた根拠と言いますか、どうしてそういうふうに決められたのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 家賃の設定のあり方についてですけれども、まずは家賃を減額する場合に収支のバランスという点もありますし、このサンコーポラス甲佐があと30年間耐用年数がありますのでその後、大規模修繕等を考えて現在、毎年1,000万円程度の基金積立を行っております。そういうことを踏まえてまずは1,000円、2,000円、3,000円から、いきなり5,000円、1万円としている他町の事例もございますけど、1回下げた家賃になるとなかなか下げられないということでまずは1,000円、2,000円、3,000円から始めさせていただきたいという考えのもとこういった提案をさせていただきました。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。先ほど建設課長が説明されて1階、2階、3階、4階、5階全部空き家がありますということで、私1階とか2階は利便性がいいので空き家はないと思っていたんですけども、1階が2戸、2階も1戸空いているということなんで、特に1階、2階が空いている理由っていうのは何でしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） こちら特別の理由はなくて1階、2階の方が退去された後に募集がなかったということで現在1階、2階が空いているということになります。募集があった場合にはやはり1階、2階の方から埋まっていくような傾向にあります。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） そういった状況が担当課でもわかっておられるのであれば、募集については近々でされるということなんでしょうかね。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 募集につきましては指定管理者の方に管理を委託しております。随時募集をされております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。議案第10号、甲佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが先ほどから担当課長の説明がありましたように、3階、4階、5階が空室になっておるということで、そこをいかに改善するかというようなことによる条例の制定と思いますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第10号「甲佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号「甲佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第10、議案第11号「甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 議案第11号、甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和6年3月8日提出、町長名です。

甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例。

甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項各号を次のように改める。

（1）緊急連絡人1人が連署する入居に関わる契約を町長と締結すること。（2）家賃債務保証会社との契約を証する書類の写しを提出すること。第21条中第1項及び第2項を削り、第3項中（第1項）に規定する敷金を（敷金）に改め、第3項を第1項とし、第4項を第2項とする。附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。

次のページをお願いいたします。子育て支援住宅の管理条例の新旧対照表をつけております。改正の内容につきましては説明資料にて説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（志戸岡弘君） ありがとうございます。それでは最後のページをお願いいたします。1の改正の目的につきましては入居率向上を図るため敷金を廃止し、家賃債務保証制度を導入することで入居時の初期費用負担を軽減させるものでございます。次に改正内容につきましては（1）の敷金を廃止し家賃債務保証制度を導入するものでございます。家賃債務保証制度とは家賃、共益費、駐車場使用料、退去時の原状回復工事費用の未払いが生じた場合に家賃債務保証会社が月額賃料の最大48ヶ月分までを上限に未払いの一時立て替え払いを行う制度でございます。この制度を利用するには入居者と家賃債務保証会社との間に保証契約を締結していただき入居時に月額家賃の1ヶ月分を保証料として最大5万7,500円を納めていただくこととなります。また入居後は毎月の家賃支払い時に月額賃料の1%575円を保証料として納めていただくこととなります。子育て支援住宅につきましてもこの制度を利用することで入居者の初期費用負担を軽減させることができます。現在、基本家賃の2ヶ月分に当たる12万8,000円を敷金として納めていただいておりますが、家賃債務保証制度の利用に切り替えた場合、入居時の初期費用負担が最大5万7,500円となり現行の敷金と比較して7万500円少ない費用で入居が可能となります。（2）の入居手続きの変更につきましては敷金を廃止し家賃債務保証制度を導入することにより、連帯保証人の選任を廃止することから入居手続きの改正を行うこととなります。以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。先ほどと同じような質問内容になりますが、階層ごとの入居状況と家賃の滞納状況、そういったことでご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 現在の入居状況につきましては全体で20戸ありますが、5戸の空室が出ております。15戸入居されているということになります。滞納状況につきましては現在5世帯合計で過年度分も合わせまして58万200円という風になっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 空室が多いなという風に思いますけれども、退去される理由等については聞かれておられますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 退去される理由といたしましては一戸建ての家で独立されて家を建てられて退去される方が約半数3世帯ほど、あとは転勤等により退出をされる方が

半分程度という認識をしております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。先ほど質問の中で階層ごとにどうかということで質問をしたと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 階層ごとの空室状況は1階が2世帯、2階が3世帯の5世帯が空室となっております。3階は満室となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） この滞納がかなり金額が大きいと思うんですけども、回収の見込みとかいうのは大丈夫なんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 先ほど過年度分も合わせたところ全体の滞納額58万円と申しましたけれども、過年度分につきましては以前うちの方が訴訟を起こしてその額が約30万ほどあります。現年分の滞納で申し上げますと30万円ほど、大丈夫かと申されますが、今頑張って徴収をやっているところでございます。滞納をできるだけ減らすように頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 空室の理由については新築をされるということですがけれども、空室が多いことと滞納が多いということであれば家賃設定については議論されていないのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 家賃設定については当初から家賃設定については議論をしております。それは公営の住宅として市場にある同等の建物等の家賃を調べてそれを圧迫しないような家賃設定を考えております。それと家賃を安くしたら入るかということでもなく、現在サラリーマン世帯等も多く家賃の補助制度等も各会社にありますし、そういったことで家賃設定を今回についても考えて議論した結果、まだ家賃を変更する必要はないだろうという結論に達したということでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第11号、甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。先ほど来から提案理由がございました通り子育て支援住宅の入居手続き見直しに伴うということでございますので、先ほどの議案第10号と同様ですね。初期費用の軽減負担ということでございますので、一部滞納につきましては回収に努めていただきますようお願いしまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第11号「甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号「甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮本修治君） 昼食のため、しばらく休憩します。午後は1時から再開します。

休憩 午後12時3分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第12号 工事請負契約の変更について

○議長（宮本修治君） 日程第11、議案第12号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは議案第12号について説明申し上げます。

議案第12号、工事請負契約の変更について。令和5年第4回甲佐町議会臨時会において議決された熊本甲佐総合運動公園サッカー場災害復旧工事のうち、契約金額3億954万円を3億169万4,800円に変更するものでございます。令和6年3月8日提出、町長名でございます。提案理由につきましては省略をさせていただきます。

次のページをご覧ください。説明資料1に今回の変更契約減額784万5,200円の仮契約書の写しを添付しております。原工期は令和6年3月29日となっております。

次のページをご覧ください。説明資料2に図面にて今回の変更内容についてご説明を

いたします。今回の変更契約は当初契約額 3 億954万円のうち784万5,200円の減額変更となっております。人工芝とアンダーパッドの面積8,214平米に変更はございません。変更項目は処分費といたしまして撤去しました人工芝の処分重量が470トンから182トンへ減ったことにより2,382万6,000円の減額となります。当初設計では人工芝に入り込んだ土砂を最大量で想定していましたが、土砂の体積が少なかったことと処分する前に人工芝の洗浄を行ったことにより、処分重量が減ったことによる処分費の減額が大きなところでございます。次に基面補修工は人工芝撤去後のアスファルト面にアンダーパッドの残骸や接着剤および土砂が確認されたため、基面整正とアスファルト面の凹凸の補修工事の追加を行い、人工芝に入り込んだ土砂を取り除くため人工芝の洗浄を行い825万5,000円の増額となります。その他の工事として主なところで平面図と断面図に示していますように今回剥がれ防止対策といたしまして、洪水時にサッカー場上流側から水が流入した場合に、人工芝を地中に埋め込みコンクリートで埋め戻しをする対策工事を追加しております。またサッカーゴールの組み立て費用と撤去した人工芝の小運搬や運搬費、その他の工事として772万5,800円の増額となっております。増額の内訳につきましては変更経請負額の経費分を直接工事費の割合で按分をして表示をしております。以上が今回の工事の変更内容となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。今説明がございましたが、この人工芝のサッカー場の人工芝の張り替えということですが、人工芝についてお尋ねします。今までの人工芝と新しく張り替える人工芝が同じメーカーなのか違うのかということと、耐用年数をどれぐらいをお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回の人工芝の種類につきましては前回と同じなのか同じメーカーなのかということにつきましては、同じメーカーではありません。今回の人工芝は発注する時の特記仕様書の方に日本サッカー協会の製品検査に基づく性能など完了検査証を受けたものの製品として特記仕様書に記載をしております。それでその製品が前回のやつは受けておりませんでしたので、その日本サッカー協会の検査完了証を交付を受けたものの製品としております。人工芝の耐用年数につきましてはおおむね10年とされておりますが、これにつきましては使用頻度によって延びたり縮んだりするということをお聞きしておりますので、概ね10年という風に考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 私の質問がはっきりしなかったのかあれなんですけれども、新しい人工芝の製品のメーカーは何だったかということで聞いたと思います。お願いします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 積水樹脂株式会社のメーカーとなります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。今回剥がれ防止対策ということで113mほど施工されておる箇所がございますけれども、これは以前、災害の時に全員協議会だったですかね。このような工法、横の方から水による剥がれ防止についてはアンカー等をしてはどうですかというような提案もしたと思います。それに関連して今回剥がれ防止の対策としてこの工法を決定された根拠と合わせて一般質問でもありましたけれども、緑川の左岸、堤防の方も嵩上げがなっております。以前よりもだいぶ堤防は上がったのかなという意識もありますけれども、これが計画された本堤の高さなのか、もしくはもっと本来計画された緑川の左岸の堤防は計画高的にはもっと上がっていくのが完成形なのかというところについてもお尋ねしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではお答えいたします。まず最初に剥がれ防止対策の工法についてですけれども、以前鳴瀬議員の方からもピンで固定する方法とか上から抑える工法があるんじゃないかという提案をいただきましたけれども、ピンで固定する場合等には人工芝に穴をほがしたりしますので耐久性に問題があることと上から抑えることで競技中にボルト等が競技の安全性の支障になるかということで、メーカーと施行会社等とも含めて協議した結果、今の剥がれ防止対策、地中の中に埋めてコンクリートで埋め戻す方が一番最善ではないかという結論に達して現在の工法を行っております。それと堤防のかさ上げについてですけれども今回の災害に合わせて国土交通省の方で小堤防のかさ上げを行っております。上流部の小堤については以前より1.5m程度、これは上流部の駐車場付近から山側にかけてが1.5m程度かさ上げをされております。野球場、サッカー場付近になりますと大体1m程度嵩上げをされております。これは本来の堤防の高さなのかということにつきましては、こちらのサッカー場と河川の間にある堤防、そこは低水護岸ということで護岸工になりますので本来の緑川の堤防とは管理棟の前にある堤防が緑川の堤防ということになります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。堤防の築堤工事をされて1.5mぐらい現在上がったのは1mぐらいですかね。堤防じゃなくて小堤の部分はそのくらいだと思うんですけども、あれが上がった分で安津橋の上流の護岸川、これは平成の29年の水害の時だったですかね。掘削が見られてブロックで補修をされて今途中で終わっていますけれども、あの上流側が地域の方たちがやはりまた洗堀されて有安方面あたりに水が来るんじゃないか、道路が決壊しはしないかとかそういう不安が今話として出ております。ここでお答えするには国土交通省との協議が必要ではないかと思っておりますので小堤ではありますけれども、その堤防が上がった分だけ右岸側の地域の方たちが多少心配をされておられますので、その辺のところを今後国交省あたりと協議していただけないかなという思いがありますが、どうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 森田議員がおっしゃられます通りでこの小堤嵩上げ工事をするにあたって昨年から国交省の方では着手をしていただいておりますけれども、着手の前に大町地区と有安地区の方には国交省の方から地元説明会が開催されております。それが昨年10月13日。その時に嵩上げの説明がされてそれに対しての影響がないかということで質問等が国交省の方にもあっておりますけれども、その時の国交省の説明では1.5mから1m程度高さを上げることによって、大町・有安地区の方への負担がかからないかということに対して流れるスピードが嵩上げをすることによって断面が若干狭くなることに対して、流れる水のスピードが増すことから水位は3cm程度下がるということが説明をされております。小堤の前の上流部に限っては若干狭くなりますので小堤の影響により8cmぐらい水位が上がりますけれども、大町・有安地区の堤防につきましては先ほど申しました通り3cm程度水位は下がり堤防への影響はないという風に説明がなされております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第12号、工事請負契約の変更についてでございます。内容的には処分費の減額、あるいは災害防止策としての剥がれ防止対策の実施など現状に即した工事内容の変更ということでございますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第12号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号 工事請負契約の変更について

○議長（宮本修治君） 日程第12、議案第13号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 議案第13号について説明申し上げます。

議案第13号、工事請負契約の変更について。

令和5年第4回議会臨時会においてご議決いただきました乙女小学校管理棟及び教室棟外壁・防水改修工事のうち契約金額の6,846万6,090円を7,144万653円に変更するものでございます。令和6年3月8日提出、町長名でございます。提案理由につきましては省略させていただきます。

説明資料の1をお願いいたします。今回の工事請負の変更仮契約書の写しを添付しております。今回の変更金額は税込の297万4,563円の増額変更となるものでございます。工期については変更はございません。その次の説明資料2になりますけれども、今回の変更内容を記載した説明資料2でご説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（吉岡英二君） それではご説明いたします。まず変更箇所につきましては上段の左の配置図で管理棟それから昇降口を含む教室棟の工事施工箇所、これが全般となっております。変更内容につきましては下の段の中央に改修の概要を記載しております。その内容でございますけれども簡単にご説明いたしますとまず防水工事といたしまして変更が764.3平米ということでマイナスの24.6平米、樹脂モルタルの薄塗りにつきましては変更はございません。それと塗膜防水、トップ塗装につきましては162.8平米が変更後ということで106.2平米の減でございます。コーキング打ち替えについては変更はございません。次に塗装工事でございますけれどもクラック補修が184.1mになりまして110.4mの増でございます。塗装剥離につきましては128.9平米ということで33.5平米の増です。それから外壁塗装と軒裏、軒天塗装については変更はございません。屋根塗装につきましては2,227平米ということでマイナスの74平米ということになっております。その他にも補修といたしまして外壁のクラック部分、それからコンクリートの欠損部分とモルタルの浮き部分及び塗装剥離部分などが増加しております。今回の変更の理由といたしましてはまず当初設計でははしご等をかけまして目視などによって調査をし設計数量を算出しておりましたが、施工時に足場設置後、全面を詳細に調査した結果、新たな補修箇所が確認されたため変更するものでございます。施設の長寿命化を図るために必要な対策を講じるための変更ということでございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。ただいま課長の方から改修の概要についてご説明がありましたけれども、クラック補修について約110.4mだったのですかね。延長がされております。これについては先ほどはしごをかけて目視で行っていたと、詳細に調べたらそれだけ伸びたということですがけれども、目視でわからないほどのところだったのでしょうか。その辺を教えてください。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 1階から3階の部分で今ご説明したように管理棟、昇降口、教室棟ですね。広い範囲にわたっております。それと屋根の部分、ベランダ部分等裏側あたりもありますので、なかなか目視ではわからないということと地震の影響によるかと思えますけれども、ちっちゃな亀裂がありましてそういうのがちょっと見えなかったということで足場をかけた時にわかったということでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 変更について今課長から説明がありましたけれども、この工期が3月25日までとなっているけど、この辺については大丈夫なんですか。できるんですか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 工期については非常にタイトな計画という風になっておりますけれども、今土曜、日曜返上してあたられまして、当初の計画よりも若干上回っているというようなことでございます。どうしても子供たちがいない時が一番捗るということで、ずっと数ヶ月にわたって土曜、日曜返上してされておりますので、工期については大丈夫でございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。議案第13号、工事請負契約の変更についてでございますけれども、乙女小学校の管理棟及び教室棟外壁・防水改修工事のことですが、これについては先ほど課長の方から変更についてのご説明もあり、小学校の校舎の長寿命化もはかれるということで、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第13号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号 令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第9号）

○議長（宮本修治君） 日程第13、議案第14号、令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） それでは議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号、令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第9号）。

次のページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,212万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億3,365万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条、翌年度へ繰り越して使用することができる経費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条、債務負担行為の追加及び変更は「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条、地方債の追加及び変更は「第4表 地方債補正」による。

令和6年3月8日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款1、町税から316万2,000円を減額し、10億2,931万4,000円としております。1の町民税、2の固定資産税です。

款2、地方譲与税から7,000円を減額し、6,279万6,000円としております。3の森林環境譲与税です。

款11、地方交付税に1,426万1,000円を追加し、23億6,426万1,000円としております。

1の地方交付税です。

款13、分担金及び負担金から333万6,000円を減額し、4,065万4,000円としております。

1の負担金、2の分担金です。

款14、使用料及び手数料から1,113万4,000円を減額し、6,688万7,000円としております。1の使用料、2の手数料です。

款15、国庫支出金から4,189万6,000円を減額し、16億1,077万6,000円としております。

1の国庫負担金から3の委託金までです。

款16、県支出金に7,763万8,000円を追加し、6億8,752万5,000円としております。1の県負担金から3の委託金までです。

款17、財産収入に451万2,000円を追加し、1,140万5,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

款18、寄附金から260万円を減額し、24億420万1,000円としております。1の寄附金です。

次のページをお願いします。

款19、繰入金から3,794万6,000円を減額し、11億3,627万9,000円としております。1の基金繰入金です。

款21、諸収入から127万1,000円を減額し、4,689万7,000円としております。3の貸付金元利収入から5の雑入までです。

款22、町債から1億5,718万円を減額し、6億9,362万円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額106億9,577万8,000円から1億6,212万1,000円を減額し、105億3,365万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、議会費から18万円を減額し、7,356万7,000円としております。1の議会費です。

款2、総務費に7,501万9,000円を追加し、24億7,987万4,000円としております。1の総務管理費から6の監査委員費までです。

款3、民生費に339万2,000円を追加し、21億9,231万4,000円としております。1の社会福祉費、2の児童福祉費です。

款4、衛生費から2,907万4,000円を減額し、5億6,878万1,000円としております。1の保健衛生費です。

款5、農林水産業費から6,648万7,000円を減額し、2億7,573万4,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6、商工費から663万6,000円を減額し、17億6,709万4,000円としております。1の商工費です。

款7、土木費から9,635万円を減額し、5億7,197万7,000円としております。1の土木管理費、2の道路橋梁費、4の住宅費です。

款8、消防費から356万4,000円を減額し、3億4,921万8,000円としております。1の消防費です。

款9、教育費から2,213万8,000円を減額し、5億1,384万7,000円としております。次のページにうつりまして、1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10、災害復旧費から1,610万3,000円を減額し、5億7,632万5,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、3の文教施設災害復旧費、4のその他公共施設公共施設災

害復旧費です

款11、公債費については財源内訳変更のため、0円となっております。

歳出合計、補正前の額106億9,577万8,000円から1億6,212万1,000円を減額し、105億3,365万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正、1の追加です。説明は款、項、事業名、金額の順で行います。

2、総務費、1、総務管理費、空き家空き地等実態調査事業、500万円。同じく相乗りタクシー構築事業、49万1,000円、同じく旧仁田子畜産団地処分事業、200万円。2、総務費、3、戸籍住民登録費、社会保障税番号制度システム整備事業、2,064万9,000円。3、民生費、1、社会福祉費、介護基盤緊急整備特別対策事業、4,855万円。4、衛生費、1、保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、89万4,000円。5、農林水産業費、1、農業費、農地利用効率化等交付金事業、1,345万円。7、土木費、4、住宅費、土地所有権移転登記事業、115万5,000円。10、災害復旧費、1、農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業、1,112万5,000円。

次のページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正、1の追加です。

説明は事項、期間、限度額の順で行います。なお期間が令和6年度分となっているものについては朗読を省略いたします。

消耗品費一括購入分、183万9,000円、自治体委託業務等災害補償保険料、26万8,000円、総合保健福祉センター建物火災保険料、224万1,000円、公有自動車災害共済保険料、129万6,000円、人事評価制度運用支援業務委託料、189万2,000円、封筒製本印刷費、52万7,000円、町有バス自動車保険料、6万4,000円、町有バス運行管理業務委託料、139万円、交通指導員業務委託料、159万2,000円、重層的支援整備対策事業移行準備業務委託料、793万1,000円、生活困窮者支援等地域づくり事業委託料、89万4,000円、障がい児巡回支援業務委託料、73万円、障がい者相談支援事業委託料、312万7,000円、障がい者虐待防止対策支援事業委託料、51万9,000円、移動支援費、4万9,000円、日中一時支援費、85万5,000円、意思疎通支援費、22万1,000円、障がい支援区分認定調査業務委託料、19万8,000円、障害介護給付費審査支払手数料費、49万1,000円、放課後児童健全育成事業委託料、元気クラブ、令和6年度から令和7年度、931万2,000円、在宅当番医制運営委託料、113万4,000円。次のページをお願いします。予防接種委託料、1,914万6,000円、風しんに関する追加的対策事業委託料、17万1,000円、母子保健健診委託料、471万8,000円、子育てギフト券発行業務委託料、251万2,000円、ごみ収集運搬委託料、2,054万4,000円、学校パソコンウイルス駆除ソフト使用料、65万2,000円、熊本甲佐総合運動公園管理業務委託料424万1,000万円、安津橋健康広場グラウンドゴルフ場管理委託料460万円、次のページをお願いします。

2の変更です。

説明は、事項、期間、変更前限度額、変更後限度額の順で行います。

防犯カメラ使用料、令和6年度から令和10年度まで404万円が0円です。農業制度資金等利子補給費、令和6年度から令和14年度まで42万8,000円が17万7,000円です。小中学校コピー複合機使用料、令和6年度から令和10年度まで2,250万円が2,094万4,000円です。学校給食費口座振替データ伝送業務委託料、令和6年度30万円が19万4,000円です。熊本県信用保証協会に対する損失補償、契約締結の日から解除の日まで、代位弁済元金額の2割相当額の半額が0円です。

次のページをお願いいたします。

第4表、地方債補正、1の追加です。

起債の目的、防災減災国土強靱化緊急対策事業債、限度額が320万円、起債の方法が証書借入れまたは証券発行、利率は年5%以内、ただし利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、また繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

2の変更です。

説明は起債の目的、補正額、限度額の順で行います。

臨時財政対策債1,398万円を減額し、2,002万円としております。

過疎対策事業債から563万円を減額し、3億3,480万円としております。

公共事業等債から3,590万を減額し、0円としております。

災害復旧事業債から5,420万を減額し、2億1,670万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

まず最初に歳出についての質疑をお願いします。

26ページ、款1、議会費から、37ページ款4、衛生費までです。

26ページ、款1、議会費から、37ページ款4、衛生費までです。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ27の地域おこし協力隊員の報償費216万マイナス、それと地域おこし協力隊員活動助成金197万、これについてご説明いただきたいということと、同じページの平成28年度熊本地震復興基金積立金9,925万、これもご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それでは地域おこし協力隊の報償費と活動助成金についてご説明申し上げます。まず当初2名分の地域おこし協力隊を雇用するために予定しておりましたが、令和5年度につきましては1名の雇用ということで、1名分の減額をさせていただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 平成28年度熊本地震復興基金積立金につきましては、熊本県からの平成28年熊本地震復興基金交付金の最終配分金を計上しているところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今説明で熊本地震の復興基金積立金というのは今年度この金額が県の方からきたということですかね。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 復興基金につきましては経緯から説明いたしますと平成28年度に県において特別交付税などを財源として熊本地震復興基金が創設されました。その後、県または市町村における復旧復興に係る事業に活用されましたが、この度県の方で100億円程度の残額が生じたので、このうち50億円を市町ごとに被災の程度に応じ配分がなされ、甲佐町に対しても約9,900万円が交付されたということでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。今の復興基金の関連でご質問いたしますけど、28年度の県からの交付された交付金を積立るということでございますけれども、これを今後町としてどのように利用されるのか、その辺が分かっているのであればお聞かせ願えませんか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 町で今積立てた基金の今後の使い方ということでございますけれども、今後につきましては一応復興基金ということでございますので、一応復旧復興はある程度済んでおります。今後の災害対応等に使用したいと思っております。一例をあげますと今後予定しております防災行政システムの更新に係る各全戸に配ります戸別受信機の購入等に充てていければということ考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 分かりました。説明にあたって防災行政システムの更新ということがありましたけれども、これは6年度の当初予算にも入っておりますので、またそこで詳しく説明していただければと思います。ただやっぱり町全体にこの無線というのは町全体をカバーするものですので私としていい使い方じゃないかなという思いを持っておりますので、新年度予算の方で詳しくお聞きしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ34ページの児童福祉総務費の中で出生祝い金10万円というのが減額ということでありますけれども、今年度祝い金の対象は何人だったのかご説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 出生祝い金についてお答えします。今年度につきまして3月末までに12件を見込んでおります。当初が22件ということで見込んでおりましたのでその分の差を減額ということしております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 33ページですけれども、地域改善対策進学援助金ですけれども、小中高大までですかね。何名ずつおられるかちょっとお尋ねをします。

○議長（宮本修治君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 進学援助金につきましてお答えいたします。入学支度金につきまして小学生が1名ということでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので、次に38ページ、款5、農林水産業費から44ページ、款8、消防費までです。38ページ、款5、農林水産業費から44ページ、款8、消防費までです。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 39ページの農地費の中の委託料ですけれども、糸田地区の基盤整備促成事業の作成業務委託料334万4,000円、これは契約残ですか。それともなんか事業の減額なんかがあったのか教えてください。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） この糸田地区の委託料につきましては、これについては相続等の関係で事業の実施ができなかったために令和6年度に組み替えて今回全額落とすものでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番。同じページの中山間地域総合整備事業負担金が4,000万減額されていますけど、その理由を説明お願いいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 中山間地域総合整備事業負担金で4,000万落ちておりますけれども、一番の大きな要因は国の予算配分が少なかったというところでございます。甲佐町、御船町それと益城町の3町で行っておりますけれども、令和4年度で着手した事業の部分にのみ予算の配分が少なかったので事業はできなかったと、それ以外のまだ着手していない部分についてはそのままスライドして今年度になるということでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番です。同じページの農業導入事業補助金から新規就農者支援補助金まで減額をそれぞれされていますけれども、これについての説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではお答えいたします。まず農機具導入補助金マイナスの67万6,000円につきましては、これは入札残でございます。それとその下の経営発展支援事業補助金375万円、これが減額になっておりますのがこれから令和5年度で以前の次世代の交付金の新しいバージョンでございます。以前は150万円が5年間もらえたというところでございますけれども、令和5年度から150万円を3年間もらうのプラス500万円融資を受けることができるというような制度に変わっております。そこで1名分してございまして国が500万のうち2分の1、それと県が4分の1で375万円計上してございましたが、今回この資金を使うということで認定新規就農者が1人出ておりますけれども、今回これを使わないということですので減額をしております。その下の経営開始金事業補助金、これについては先ほど申しました次世代の後のバージョンでございます。これは150万円の3年間、この資金についても認定はございましたが資金の交付は受けないということで減額をしております。その下の新規就農者支援事業補助金、これは地方単で作りました新規就農者の農機具導入補助でございます。令和4年までは継続的にあってございましたが、令和5年に関してはたまたま5年中に購入したいというものがありませんでしたので今回申請がございませんでした。令和6年についてはあがっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 今色々説明はわかったんですけども、新規就農者の今の現状と言いますか過去3年ぐらいどうなっているのか、就農されると思いますけれども、それともう1つは以前申しましたけれども、そういう補助金をもらった人をどのようにチェックというか、ちゃんとできているのかとか目標立ててやっているのか、その目標に沿っているのか、そういう検証というのはなされていると思いますけれども、その辺のことをお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではまず新規就農者の数ということでございますけれども、この交付金の制度が始まって累計で今のところを全部で25名の方が認定をされております。ただ5年経過して認定は切れておられる方もいらっしゃいます。今年令和5年度につきましては1名、それと令和4年度につきましては夫婦型で2名の方を認定しております。その後のご質問でございますけれども、町の方で新規就農者ということで認定しましたならば5年間全て中についての状況のヒアリング等を行っております。それに合わせて県の普及指導、それとJA、それと農業委員会の方で中身をチェックして現地等確認しながら指導していらっしゃる状況でございます。5年経過後に関しましてまず新規就農者に関しては経営の計画を立ててそこに則ったような経営規模、それとか経営の内容になっておらな

いとその補助金あたりも途中で中断ということもございますので、5年間ずっと指導をしてまいりまして、5年経過後、及第点までは行かないけれども、もうちょっと頑張りましょうというところに関しましては、その後期間を経過した以後につきましても県JA、それと町の方でいろんな指導、それと確認の方をしていっているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） それともう1つ機械導入についてですけれども、非常にいろんなことが変化をしております。農業の方も。例えば以前申しましたけれども機械を買いたいということになれば自己資金で買える分では構いませんけれども、こういう事業を利用する場合は事業決定が降りてから、町の単町の場合、契約をしてくれと、許可が出て初めて契約という流れですけれども、今は非常に機械もメーカーさんもシビアになっていまして、まずは契約をしてくださいということなんです。全てが全てではなくて特に大型機械に関しましては契約をしてそしてから導入、極端な話が1年待ちというようなことが発生しております。これは車でもそうだと思いますけれども、そういう状況の中ですので1年に1回要望調査をされるというようなことになっていきますけれども、そこを半期で2回やるとか、そういう条項の見直し等は必要じゃないかと個人的には思うんですけれども、その辺について担当課長のご意見をお聞かせお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 農機具導入に関しての要望調査でございますけれども、議員おっしゃいます通り年に今1回、夏の終わりぐらいから秋口にかけて要望調査を行っております。ただおっしゃいます通り年に1回の要望ですとその時点で要望しなかったということで漏れるというようなケースも考えられるという風に考えております。その要望回数について先程半期に1回とおっしゃいましたけれども、その回数についてはまたこちらの方で考えさせていただきまして十分内部の方でそこについては検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので、次に、45ページ、款9、教育費から51ページ、款11、公債費までです。45ページ、款9、教育費から51ページ、款11、公債費までです。ありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページ49ページの農林水産施設の災害復旧工事ですね。の農業施設災害復旧費の中で補正額で減額の412万8,000円と出ております。この金額については工事に対する入札の残なのか、ということと、それと関連してお尋ねなんですけれども、歳入の方で農林水産業費の分担金・負担金の方が当初149万が補正で129万落ちて46万1,000円ということになっておりますので、おそらく補助率の増高等で率が確定したんじゃないかならうかと思うんですけれども、もし率が確定しているのであれば補助率

はどのくらいまで上がったのかというその2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員、歳入の方は後でお願いします。関連してでも今歳出の方になっておりますので、農政課長1問目のだけで。

農政課長。

○農政課長（井上幸介君） これについてお答えいたします。まず412万8,000円減額でございますけれども、これにつきましては入札残の部分とそれと当初1件災害復旧事業の方で計上しておりましたが、実際事業費が少なく災害復旧にのらなかったということで、こちらの災害復旧の事業とは別の手立てで行った部分がございますので、その分をトータルして減額させていただいております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） ページ47の教育振興費の中の負担金補助金のところで中学校の英語検定のチャレンジ事業補助金というのがあげてありますが、この英検についてご説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 中学校の英検チャレンジ事業ということでございますけれども、中学生の英語力の推進と学習に対する意識・意欲の向上を図るため本年度から中学校の英検受験を受けやすいようにということで、いずれの級も個人負担が500円で受験できるように補助を行っておるところでございます。ただし年に1回ということでございますけれども。ちなみに令和5年12月の取得者でございますけれども、5級が52名受験しまして32名が取得しております。4級が27名受験して14名、3級が14名受けて10名取得、準2級が5名中1名が取得されているという状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 46ページが一番下のところに長寿命化の方が減額されております。これはどういうことだったのか、それともう1点これ直接は関係ありませんけれども、先ほどのいつだったかの新聞によればいわゆる学校トイレの洋式70%ぐらいだったと思います甲佐町は。これは将来的にどういうところまで持っていこうと考えておられるのか。教育委員会の方針、考えこの2点をお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 小学校長寿命化の委託料と工事請負費のことだろうと思っておりますけれども、これは単純に入札残ということでございます。以上です。続きましてトイレの件ですけれども教育委員会としてどういう思いかということでございますけれども、学校教育課長としては100%に持っていきたいというふうには思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） それは素晴らしい答弁だとは思いますが、方針だから例えば何年後くらいにはやんなるとか、例えば財源があればやりますよとかそういったもう

少し踏み込んだ答弁を教育長の方をお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 教育長。

○教育長（田上浩輝君） お答えいたします。今のお話ですけれども財源の限りにおいて学校が5つありますのでそれを考え考案しながら進み方を調査しながらできる限りのところで先に進めていきたいと考えております。そして100%を目指していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） こういう質問はあれですけれども、やはりトイレは洋式がいいという風に認識しておられて今のご答弁があったんだらうと思いますので、町長も今の教育委員会の方針のことをふまえ今後の運営にあたっていただきたいというふうに思います。お願いします。町長の方にですね。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 分かりました。ただいま教育委員会の方針ということでトイレにつきましては、洋式化100%を目指していきたいというような教育委員会の方針でございました。この新聞記事については私の方も見ておりました確か近隣では定かじゃないんですけれども、確か嘉島町かどこかが100%というところもございました。甲佐町が70%程度だったと記憶しております。教育委員会の方針に従って私の方も進めていきたいと思います。ただ和式を求める生徒もいる可能性もございますので、そのあたりは教育委員会の方ともしっかり連携を取りながら実際調査を行って進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、歳入について質疑をお願いします。

14ページ、款1、町税から18ページ、款15、国庫支出金までです。

14ページ、款1、町税から18ページ、款15、国庫支出金までです。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 15ページ、先ほどはすいません。歳出の方で歳入を聞いてしましましてここでお尋ねします。ここのページの15ページ、農林水産業費の分担金ですね。当初の予算に対して102万9,000円ほど減額になっております。これについては歳出の方で見せていただきまして農業用の施設ということだろうと思います。施設についてお尋ねしますけれども、増高等で補助率が決定したのか、そしてもし決定したのであれば、その中で連年災で行ったのか、それとも単年災で行ったのか、わかればその2点について教えていただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではお答えいたします。今回の災害復旧費のまず補助金の方でございますけれども、当初予算につきましては基本補助率の65%で設定しておりました。その後、今年はやつ激甚指定を受けまして、その後増高ヒアリング等も踏まえて最

最終的に95.7%の補助率ということになっております。この災害につきましましては単年災ということになります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ17の国庫支出金の中の総務費国庫補助金で説明事項のこのデジタルとついている交付金・補助金についてご説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） まずデジタル田園都市構想の甲佐高校の交付金の地方創生推進タイプでございますけれども、これについてはまず75万円の増額については子供夢チャレンジ応援事業ということで、小中学生の子供たちの夢にあてるための講演会の実施のための増額分になっております。あとこの事業を使いまして蚤の市であったり、今度開催されます緑川のスポーツフェスタ、それ等の財源に充てさせていただいております。その下のデジタル実装タイプにつきましては、社会教育課が行われております予約制、予約システムの改修費の金額で補正の残額、入札残の決定額に伴う減額になっております。あとデジタル基盤改革支援補助金については少々お待ちください。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時8分

再開 午後2時20分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 時間取らせまして申し訳ございませんでした。デジタル基盤改革支援補助金につきましては、システムの標準化に向けて今準備を進めておりますけれども、その標準化に向けての国からの補助金ということで、当初756万円を見込んでおりましたけれども、755万9,000円と1,000円分の交付決定の減額になります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 同じページで下の方ですけれども、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の3,600万円あまりの減額理由についてお願いをいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 物価高騰の支援補助金の減額分についてですけれども、これについては福祉や事業分の低所得者枠一般一帯の給付分でございますが、当初100%での交付金での計上を行ってございましたけれども、国からは70%の配分ということで実績に応じた、70%分しか来ませんのでその分についての減額になります。また残りについては実績に応じて国から配分される予定になりますので、最終的には100%の交付金という風に

なると思います。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中です。同じページですけれども、子ども子育て支援交付金の295万6,000円のこの減額について詳しくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） お答えします。子ども子育て支援交付金についてお答えします。内訳としまして子育て短期支援事業、いわゆるショートステイですけれども、が利用があった場合ということで計上しておりますけれども、3月までに利用実績が見込まれないということで全額落としております。それと地域子育て支援拠点事業で交付決定額が減額されたことと子育て援助活動支援事業がこちら申請額につきまして交付決定額が減額された、いずれも75%程度の交付決定額ということになっておりますので、それで減額の補正をしております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので、次に、18ページ、款16、県支出金から25ページ、款22、町債までです。18ページ、款16、県支出金から25ページ、款22、町債までです。ありませんか。

ないようですので、最後に、本予算全部についての質疑をお願いします。本予算全部です。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。9ページの熊本甲佐総合運動公園管理業務委託料令和6年度424万1,000円がありますけれども、これの委託先がどこかと今回先の議案で議案第12号で運動公園もサッカー場の方も災害から補修されることになりますけれども、今後のその建設業協会との災害時等の基準、台風が来たらサッカーゴールをあげるのかボールのネジをいつ、そういう基準が今後検討するのかどうか、実際問題、今までの流れで言いますと災害が起こって結局は対応できないというか、対応するにも危ないというようなこともあると思いますので、そのあたりの基準を今後どういう風に設けていくのか、そのあたりの話ができているのであればご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） まず熊本甲佐総合運動公園管理業務委託料について説明させていただきます。こちらにつきましては総合運動公園につきましては夜間のナイターとまた土曜・日曜日の受付業務・掃除・見回り等、こちらについては甲佐町のシルバー人材センターの方へ委託をしているところがございます。次年度につきましてもこちらの方で予定をしておりますので今回あげさせていただいたところがございます。以上でございます。あと建設業協会と結んでおります協定書の中身について具体的な出動の基準等につきましては協定書の中にはうたってございませんので、今後関係課と協議もしながら基準

については定めてまいりたいと考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番です。そういうことで今後検討していきたいということでございますけれども、町長にお願いいたします。せっかくまたこのような災害復旧というか直して利活用も進めていかれますと思いますので、そういった今後ゴールポストとかそういったものは移動できるのであれば事前に移動するとか、そういったのをしてできるだけ被害を最小限にとどめるようなことで検討していただければと思います。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 44ページなんですけれども老朽空き家等除去促進事業補助金が80万の減額になっているんですけれども、この中身と何戸予定されているかとか、補助金がどこに出るかというような説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 老朽空き家等除去促進補助金のマイナス80万円につきましては、当初は40万円を上限として2戸の当初予算を組んでおりましたけれども、本年度におきましては実績がないということで減額補正をするものでございます。内容につきましては国が行われます空き家再生等推進事業、これは社交金の方で入ってきますけれども国が5分の2、町が5分の2、それと所有者自己負担が5分の1ということで個人が除去される場合に補助があるということでございますので、もちろん自己負担受益者負担もございます。そういったところで交付については原因者に交付するものでございまして上限が40万円です2戸分ということでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ7の繰越免許費補正の中の事業名相乗りタクシー構築事業がありますが、相乗りタクシーについての確か4月からということだったと思うんですけれども準備というのはどういう風にできているのかご説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 相乗りタクシー事業についてご説明申し上げます。前回12月議会において4月1日を目指して準備を進めさせていただいておりますということで答弁をさせていただいております。その後それ以前もタクシー事業者2業者おられますがその2業者と協議しながら事業に向けて構築を結んだところでございますけれども、若干事業の協議に時間かかりましたので、今の予定といたしましては6月1日から運行ができればということで準備を進めさせていただいております。あと2月中に宮内地区、竜野地区については地元説明会を行わせていただいて、今の予定で行きますと4月から事前の登録申請の受付をさせていただいて1ヶ月前から予約を受け付けますので、5月から予約の受付をさせていただきたいという形で進めさせていただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第14号、令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第9号）でございますけれども、それぞれの事業実績に伴います額の確定等でございますので、本補正予算については何ら異議なく賛成させていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第14号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第9号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第9号）」は原案のとおり可決されました。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） それでは一般会計補正予算のご議決ありがとうございました。ご議決をいただきました直後でございますけれども、ふるさと応援寄付金につきまして2月中の寄附額が予想をはるかに超えて入ってきております。現在25億円を超える状況となっております。年度末においては26億円を超えるような状況でございます。現在の予算額が24億円ということで編成しておりますので、約3億円程度の増額補正が必要となってまいります。そのようなことからこの後、緊急的に補正予算をしまして、専決処分をさせていただきたいと思っておりますので、どうかご了承いただきますようお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 専決処分についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） よろしいですか。

日程第14 議案第15号 令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（宮本修治君） 日程第14、議案第15号「令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第15号、令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,247万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,035万5,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加は「第2表債務負担行為補正」によります。

令和6年3月8日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款1、国民健康保険税に1,037万6,000円を追加し、2億2,451万2,000円としております。項1国民健康保険税です。

款2、使用料及び手数料から2万6,000円を減額し、7万4,000円としております。項1手数料です。

款3、国庫支出金から8,000円を減額し、2万7,000円としております。項1国庫補助金です。

款4、県支出金から4,375万1,000円を減額し、10億6,850万2,000円としております。項1県補助金です。

款5、財産収入から8,000円を減額し、1,000円としております。項1財産運用収入です。

款7、繰入金から2,143万2,000円を減額し、1億3,744万5,000円としております。項1一般会計繰入金及び項2基金繰入金です。

款9、諸収入に1,237万4,000円を追加し、1,238万4,000円としております。項1延滞金及び過料並びに項3雑入です。

歳入合計、補正前の額15億1,283万円から4,247万5,000円を減額し、14億7,035万5,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費から234万5,000円を減額し、3,250万円としております。項1総務管理費及び項3運営協議会費です。

款2、保険給付費から4,099万6,000円を減額し、10億4,024万6,000円としております。項1療養諸費、項2高額療養費、項4出産育児諸費及び項6傷病手当諸費です。

款3、国民健康保険事業費納付金は項1医療給付費分の財源内訳の変更のみですので

補正額はございません。

款5、保健事業費から201万円を減額し、1,768万3,000円としております。項1保健事業費及び項2特定健康診査等事業費です。

款6、基金積立金は項1基金積立金の財源内訳の変更のみですので補正額はございません。

款7、諸支出金に139万5,000円を追加し、258万6,000円としております。項1償還金及び還付加算金です。

款8、予備費に148万1,000円を追加し、1,879万9,000円としております。項1予備費です。

歳出合計、補正前の額15億1,283万円から4,247万5,000円を減額し、14億7,035万5,000円としております。

次のページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正。1追加です。

事項、保健指導訪問用車借上料、期間、令和6年度、限度額47万8,000円です。

今回の補正につきましては、歳出におきましては、保険給付費の減額、歳入におきましては保険給付費の減額に伴う県支出金の減額が主なものとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。最初に、歳出全部について質疑をお願いします。12ページから16ページまでです。歳出全部です。12ページから16ページまでです。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 15ページですけれども、保健指導事業費が減額になっておりますけれども、それで470万円ということですからけれども、この中を見ますと重症化予防事業委託料等が大きいのではないかという風に思いますけれども、この重症化予防事業委託料はどこに委託し、どういった指導をされているのか、そしてまた委託料の費用についても予算についてもお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時41分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） お答えします。重症化予防に関しましては委託業者がともいきLaboさんと荒瀬病院さんと谷田病院さんに委託しております。以上になります。委託料に関しましては215万8,000円を予定しておりました。以上になります。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時42分

再開 午後 2 時43分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） 失礼しました。内容につきましては、管理栄養士と理学療養士の方が重症化予防のために健診結果に基づきまして各家庭を訪問して相談等によっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） それはずっと継続をされているのでしょうか。それが結果的に良くなるまで継続されているのか、もう1回きりで終わりなのかはどうなのでしょう。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） その方に関しましては健診の結果に基づきまして面談を行いまして、その後時間を追いまして3か月後とか、時間をとりましてその結果をまた最近の体調とかそうやつを確認しまして、ある程度と言いますか、体調に問題がなければ一旦終わりというような感じでまた次の年の健診等でまた訪問されるような感じになっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので、次に、歳入全部について質疑をお願いします。8ページから11ページまでです。歳入全部です。8ページから11ページまでです。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの8ページ、甲佐町は国民健康保険料を国民保険税という形で税収という形で収納をしておると思うんですけども、3月もやがて末になります。歳入する予算も見込まんといかんということで今回の補正だと思うんですけども、収納率、国民健康保険税の収納率をどのくらいで最終的には見込んでおられるのか。前年が何%で最終的に今回見込んだのが何%になるのかというのを教えていただきたいと思えます。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 国民健康保険税の歳入の見込みということまでのご質問だと思うんですけども、この補正の予算上につきましては97%程現年度では見込んでの予算立てということをございまして、実際の今年度の徴収率という現年度分のところでいきますと、前年同月と言いますか大体同じくらい、0.何%くらいの差くらいで推移しております、去年の収納率を超えるようなところでいきたいという風に考えて徴収に取り組んでおります。98%超えを目標にしております。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 目標は98%でいいんですけれども、去年の数字というのはあると思うんですよ。それを超えて98%とおっしゃられていると思うんですけれども、去年の国保の収納率は現年でもいいので、分かっているはずと思うのでそれだけは教えていただけませんか。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 前年の徴収率でございますけれども、令和4年度現年度徴収率としましては97.67でございます、これを上回るところでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 説明ありがとうございます。97.67が実績ということで今年度は98%を目指していかれるということでした。何で聞きましたかといいますと、色々国民健康保険料についてもやっぱり上がっていきます。そういう中で税という形でおさめていただいておりますので、本来は100%それが税金が入って、税の公平で国保を運営していきたいと思っておりますけれども、やっぱり諸事情があってどうしても現年で納められない方、その金額が滞納繰越ということで翌年度に残る方も居られます。この辺の数人については担当課それと税務課についてはしっかり把握して鋭意努力していただきたいと思って質問したところです。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。11ページの諸収入で一般保険者第三者納付金ということで第三者行為による617万が入っているとは思いますが、それとは別に雑入も入っておりますのでこの約1,192万4,000円が増額されておりますので、これの説明ができるのであれば説明していただいて、色々個人情報等もあると思っておりますので、説明できないのであればそれは結構でございます。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 第三者行為の納付金でございますが、交通事故の被害者になられた方が国保の被保険者におられまして治療が長期に渡りまして具体的には3年以上かかっておりまして、やっと治療がおわりましたのでその金額が相手方の保険会社から支払われたということでございます。雑入の方についてはレセプトのチェックによりまして保険診療にならなかったものが返ってきたということでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 10ページ基金繰入金が2,300万の減額になっておりますけれども、そういった点で3月年度末にきておりますので、そういった点で全体の収支の状況とそれから今滞納の問題がちょっと出ましたけれども、以前は資格証明書と短期証明書とかそういった発行が問題になっておりましたけれども、そういった点でそういった発行があっているのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 経営見通しにつきましては、先に税条例の改正で令和5年度の見込みというところでお示しさせていただいたような状況でございます。収支の状況はですね。短期証の発行については数件5件に満たない程度でございます。資格証の発行についてはありません。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので、最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第15号、甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳出によりますと保険給付費の減額、それに伴い県支出金の減額ということで、何ら異議なく賛成といたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第15号「令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号「令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第16号 令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本修治君） 日程第15、議案第16号「令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 議案第16号、令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによ

ります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,031万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,409万2,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

(債務負担行為の補正)

第2条、債務負担行為の追加及び変更は「第2表 債務負担行為補正」によります。

令和6年3月8日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款2、分担金及び負担金から18万1,000円を減額し、32万円としております。項1負担金です。

款4、支払基金交付金に211万9,000円を追加し、4億1,176万8,000円としております。項1支払基金交付金です。

款5、国庫支出金に1,063万3,000円を追加し、4億4,143万円としております。項1国庫負担金及び項2国庫補助金です。

款6、県支出金に462万4,000円を追加し、2億2,658万5,000円としております。項1県負担金及び項3県補助金です。

款7、財産収入から1,000円を減額し、1万円としております。項1財産運用収入です。

款8、繰入金から628万2,000円を減額し、2億7,676万5,000円としております。項1一般会計繰入金です。

款10、諸収入から60万円を減額し、832万5,000円としております。項3の予防給付費収入及び項4の介護予防生活支援サービス費収入です。

歳入合計、補正前の額16億7,378万円に1,031万2,000円を追加し16億8,409万2,000円としています。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費から135万1,000円を減額し、3,835万4,000円としております。項1、総務管理費から項3、運営協議会費までです。

款2、保険給付費に4,400万円を追加し、15億2,620万円としております。項1、介護サービス等諸費です。

款4、地域支援事業費から1,152万4,000円を減額し、6,691万3,000円としております。項1、包括的支援事業・任意事業費から項5、その他諸費までです。

款7、諸支出金に7万3,000円を追加し、1,535万円としております。項1償還金及び還付加算金です。

款8、予備費から2,088万6,000円を減額し、1,726万1,000円としております。項1、

予備費です。

歳出合計、補正前の額16億7,378万円に1,031万2,000円を追加し、16億8,409万2,000円としております。

次のページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正です。

1、追加。事項、期間、限度額の順に読み上げますが、期間につきましては、いずれも令和6年度となっておりますので、事項と限度額について読み上げ説明させていただきます。

新予防給付ケアプラン作成委託料624万7,000円、在宅医療・介護連携推進事業委託料22万円、高齢者虐待防止対応事業委託料8万円、生活支援体制整備事業委託料320万円、緊急通報システム委託料98万2,000円、介護相談員業務委託料4万7,000円、サテライト事業委託料600万円、通所型サービスC事業委託料368万7,000円、介護予防ケアマネジメント委託料214万2,000円、地域介護予防教室フォローアップ委託料34万5,000円、サテライト事業支援委託料16万8,000円、次のページをお願いします。

2、変更。事項、期間、変更前限度額、変更後限度額の順に読み上げます。

地域包括支援システム保守委託料、令和6年度から令和10年度まで191万4,000円が変更後181万2,000円、地域包括支援システム賃借料、令和6年度から令和10年度まで612万9,000円が394万4,000円。今回の補正の主なものは、各介護サービス等給付費及び各介護予防サービス等給付費の決算見込みによる事業費の調整並びに歳出の変更に伴います歳入の調整を行っております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。最初に歳出全部についての質疑をお願いします。歳出全部です。13ページから19ページまでです。歳出全部です。13ページから19ページまでです。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。17ページに一般介護予防事業費の中で介護予防サポーター養成講座委託料がありますが、今年度介護予防サポーターの養成は何名されたのか、また累計でどれだけの方が養成講座を受けられたのか、ご説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 介護予防サポーター養成講座についてお答えします。平成27年度から令和5年度までの養成講座を終了された介護予防サポーターの累計は300名となっております。また今年度につきましては、受講希望者が18名ありました。そのうち、新規修了者は15名で2回目の修了者が2名となっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 15ページですけれども、保険給付費なんですけれども、4,400万円の増額になっております。補正前の額については14億8,200万ということで、これを

計上する時にはその前の年の実績を見ながらこの計上をされていると思うんですけども、そこで補正額が一挙に4,400万円増えているということで中身については高額介護サービスとか特定入所者介護サービスとかという風にあがっておりますけれども、そういった点について詳しく説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 給付費の増加につきましてご説明いたします。給付費の中で特に増額になっておりますのが、入所系のサービス料の増加ということで施設介護サービス等給付費と地域密着型介護サービス等給付費ということで、いずれも入所系のサービスの利用をされている方が多くなっていることが1つの要因となっております。また、要介護の認定者数も増加傾向にありまして、介護度が高い方はより給付費が高くなるという傾向がありますのでそういうことも影響しているかと思えます。また、高額介護サービス費につきましても施設等、入所等のサービスを利用されますと、どうしても個人の負担額が高くなる傾向がありますので、それに伴いまして年々高額介護サービスにつきましても増加傾向となっております。これは2月までの給付費の資料ではありますけれども、高額介護サービスの件数で申しますと、これは累計になりますけれども、2,839件の対象という風になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ16ページの任意事業費、目任意事業費の中で委託料、緊急通報システム委託料が出ておりますが、今年度緊急システムを利用の申請があった方、また累計でどれだけ通報システムを利用されているのかご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 緊急通報システムについてお答えします。今年の1月末現在の利用者数は52件となっております。今年度中の新規設置者は6件、転出やお亡くなりになったとかそういうことでの撤去者は6件という風になっております。これまでの累計ということですが、計算が累計では出ておりませんので、参考までに令和元年度からの人数を申し上げます。3月末時点での登録件数ですが、令和元年度が51件、令和2年度が50件、令和3年度が48件、令和4年度が52件となっております。先程も申しましたように年間で新規の設置件数は毎年度あるんですけども、転出とかお亡くなりになった、それぞれの理由で撤去ということもありますので、年間の登録者数というのはそう多くは増加しておりません。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に歳入全部についての質疑をお願いします。9ページから12ページまでです。歳入全部です。9ページから12ページまでです。

○議長（宮本修治君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に本予算全部についての質疑をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番。議案第16号、令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますけれども、決算見込みによる補正ということで適正な補正と認め、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第16号「令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号「令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第17号 令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本修治君） 日程第16、議案第17号「令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第17号、令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ288万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,482万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和6年3月8日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款1、後期高齢者医療保険料に69万9,000円を追加し、1億1,811万円としております
項1後期高齢者医療保険料です。

款2、使用料及び手数料に9,000円を追加し、1万円としております。項1手数料です。

款4、繰入金から200万8,000円を減額し、6,067万6,000円としております。項1一般会計繰入金です。

款6、諸収入から158万円を減額し、489万5,000円としております。項1延滞金及び過料及び項4受託事業収入です。

歳入合計、補正前の額1億8,770万8,000円から288万円を減額し、1億8,482万8,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款1、総務費から5万6,000円を減額し、147万2,000円としております。項1総務管理費、項2徴収費です。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金から87万1,000円を減額し、1億7,813万4,000円としております。項1後期高齢者医療広域連合納付金です。

款3、保健事業費から159万6,000円を減額し、477万3,000円としております。項1健康保持増進事業費です。

款5、予備費から35万7,000円を減額し、34万8,000円としております。項1予備費です。

歳出合計、補正前の額1億8,770万8,000円から288万円を減額し、1億8,482万8,000円としております。

今回の補正につきましては、歳出におきましては後期広域連合納付金及び健康診査委託料の減額、歳入におきましては保険料及び保険基盤安定繰入金並びに健康診査委託料の減額に伴う広域連合受託事業収入の減額が主なものとなっております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

本予算全部について質疑を行います。本予算全部です。ありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9ページですけれども、以前聞いたかもわからないんですけれども、申し訳ございません。健康診査、こういった健康診査が後期高齢者については受けられるのか、その点をお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 後期高齢者の健診の内容でございますが、特定健診とほ

ぼ同じなんですけれども、具体的に申しますと体格検査、血液検査、血圧測定、尿検査、心電図検査と医師の診療になっております。それと別の歯科の健診を郡内の歯科医院で400円で受けられるというのがございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） それでは健診率は大体どのくらいの方が受けられているのか、健診率についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 令和5年度はまだ出ておりませんので、令和4年度で申しますと21.98%が医科の受診でございます。歯科口腔が4.71%となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第17号、令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございますけれども、ただいま担当課長のご説明がありましたが、年度末による歳入歳出それぞれ288万円の減額補正でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第17号「令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号「令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。半から再開します。

休憩 午後3時21分

再開 午後3時30分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（宮本修治君） 企画課長より先程の一般会計補正予算時の佐野議員の質問に対する答弁の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。

企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 先程、佐野議員からご質問がありましたデジタル基盤改革支援補助金の金額につきまして、予算額が756万円から1,000円の減額で755万9,000円という風に答弁を行いましたけれども、予算額が765万円で決定額が764万9,000円と間違っておりますので、訂正してお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

日程第17 議案第18号 令和6年度甲佐町一般会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第17、議案第18号「令和6年度甲佐町一般会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） それでは議案第18号についてご説明申し上げます。

議案第18号、令和6年度甲佐町一般会計予算。

次のページをお願いいたします。

令和6年度甲佐町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95億5,620万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条、地方自治法第230条第1規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条、地方自治法第220条第2項、ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた合における同一款内でのこれらの経費の款項の間の流用。

令和6年3月8日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款1、町税を10億4,036万円としています。1の町民税から4の市町村たばこ税までです。

款2、地方譲与税を6,462万8,000円としております。1の地方揮発油譲与税から3の森林環境譲与税までです。

款3、利子割交付金を10万円としております。1の利子割交付金です。

款4、配当割交付金を100万円としております。1の配当割交付金です。

款5、株式等譲渡所得割交付金を180万円としております。1の株式等譲渡所得割交付金です。

款6、法人事業税交付金を1,000万円としております。1の法人事業税交付金です。

款7、ゴルフ場利用税交付金を1,000万円としております。1のゴルフ場利用税交付金です。

款8、地方消費税交付金を2億円としております。1の地方消費税交付金です。

款9、環境性能割交付金を300万円としております。1の環境性能割交付金です。

款10、地方特例交付金を1,000万円としております。1の地方特例交付金です。

款11、地方交付税を22億5,000万円としております。次のページにわたりまして、1の地方交付税です。

款12、交通安全対策特別交付金を60万円としております。1の交通安全対策特別交付金です。

款13、分担金及び負担金を4,351万3,000円としております。1の負担金です。

款14、使用料及び手数料を8,589万3,000円としております。1の使用料、2の手数料です。

款15、国庫支出金を16億4,654万5,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金までです。

款16、県支出金を4億9,051万4,000円としております。1の県負担金から3の委託金までです。

款17、財産収入を1,398万円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

款18、寄附金を15億100万1,000円としております。1の寄附金です。

款19、繰入金を7億7,762万4,000円としております。1の基金繰入金、2の特別会計繰入金です。

款20、繰越金を5,000万円としております。1の繰越金です。

次のページをお願いします。

款21、諸収入を4,264万4,000円としております。1の延滞金加算金及び過料から5の雑入までです。

款22、町債を13億1,300万円としております。1の町債です。

歳入合計を95億5,620万2,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、議会費を7,375万4,000円としております。1の議会費です。

款2、総務費を16億9,749万9,000円としております。1の総務管理費から6の監査委員費までです。

款3、民生費を20億7,392万2,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款4、衛生費を5億5,263万6,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5、農林水産業費を2億9,519万1,000円としております。1の農業費、2の農林業費です。

款6、商工費を11億3,892万3,000円としております。1の商工費です。

款7、土木費を14億54万円としております。1の土木管理費から4の住宅費までです。
次のページをお願いします。

款8、消防費を7億2,436万5,000円としております。1の消防費です。

款9、教育費を4億6,313万7,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10、災害復旧費を6,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費です。

款11、公債費を11億1,622万8,000円としております。1の公債費です。

款12、諸支出金を1,000円としております。1の普通財産取得費です。

款13、予備費を2,000万円としております。1の予備費です。

歳出合計を95億5,620万2,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。

説明は事項、期間、限度額の順で行います。

定住促進助成金、令和7年度から令和11年度まで1,160万円、農業制度資金等利子補給費、令和7年度から令和14年度まで7万2,000円、農道台帳作成管理委託料、令和7年度26万7,000円、図書管理システム使用料、令和7年度46万2,000円、熊本県信用保証協会に対する損失補償、契約締結の日から解除の日まで、代位弁済元金額の2割相当額の半額。

次のページをお願いします。

第3表、地方債です。

説明は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順でいたします。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額920万円、過疎対策事業債8億3,890万円、緊急浚渫推進事業債5,150万円、緊急自然災害防止対策事業債1億300万円、緊急防災・減災

事業債 3 億250万円、脱炭酸化推進事業債790万円。合計が13億1,300万円となります。

起債の方法、証書借入又は証券発行、利率は年5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、また繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時41分

再開 午後3時43分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

令和6年度甲佐町一般会計予算の提出者の説明が終了したところでございますが、本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これで延会することに決定しました。

明日、13日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後3時44分

3月13日（水曜日）

令和6年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第4号）

1. 招集年月日 令和6年3月8日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 3月13日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 3月13日 午後4時31分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	甲斐高士	副町長	師富省三
会計管理者	渡邊友美	総務課長 兼くらし安全推進室長	北野太
企画課長	荒田慎一	税務課長	奥名雄吉
環境衛生課長	白石亨	住民生活課長	橋本良一
健康推進課長	上古閑一徳	福祉課長	宮崎貴美代
農政課長	井上幸介	建設課長	志戸岡弘
会計課長	渡邊友美	町民センター所長	中林健次
教育長	田上浩輝	学校教育課長	吉岡英二
社会教育課長	後藤喜治		
農業委員会事務局長	井上幸介	選挙管理委員会書記長	北野太
代表監査委員	井芹雅洋	監査委員	森田精子

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

8番 福田謙二 9番 井芹しま子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 議案第18号 令和6年度甲佐町一般会計予算
- 日程第2 議案第19号 令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第20号 令和6年度甲佐町介護保険特別会計予算
- 日程第4 議案第21号 令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第22号 令和6年度甲佐町水道事業会計予算
- 日程第6 発議第1号 甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議会運営委員会行政視察研修報告について
- 日程第8 議員の派遣について
- 日程第9 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第10 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第11 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

住民生活課長から昨日の議案第15号の審議において荒田・井芹両議員の質問に対する答弁の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 申し訳ございません。昨日の議案第15号、令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）のご質問に対する答弁に誤りがありましたので、訂正させていただきます。まず荒田議員からの諸収入・雑入の診療報酬返戻金の内容についてというご質問に対し、保険診療対象外となった費用の返戻金であると説明しましたが、この説明は1行上にあります一般被保険者返納金のもので、正しくは令和4年度において町が国保連に対しまして概算納付した診療報酬の精算金でございました。次に、井芹議員からご質問がありました短期保険証の発行数というご質問に対して5件以内とお答えいたしました。この数字は後期高齢者の方の被保険者の数で、国民健康保険では2月末現在で24世帯に発行しております。資格証の発行はともにございませぬ。お詫びして訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（宮本修治君） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 議案第18号 令和6年度甲佐町一般会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第1、議案第18号「令和6年度甲佐町一般会計予算」を議題とします。昨日、提出者の説明まで終了しておりますので、本日は質疑から行います。

まず、最初に歳出について質疑を行いますがこの質疑はおおむね款ごとに行いたいと思います。なお、資料として令和6年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和6年度から令和8年度の甲佐町実施計画書が配布されています。この資料からでも質疑できます。

最初に歳出について質疑をお願いします。

まず、款1の議会費及び款2の総務費について、質疑を行います。

33ページ、款1、議会費から50ページ、款2、総務費までについて、質疑をお願いします。33ページ、款1、議会費から50ページ、款2、総務費までです。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。42ページの工事請負費の中で仁田子の解体工事で8,000万あがっております。説明資料の方でも見ますと仁田子の養豚団地の老朽化に伴う解体事業を行うための費用ですという風に説明がしてありますけれども、これについて担当課の方から説明お願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） お答えいたします。仁田子の養豚団地につきましてはこれまで豚舎が閉鎖されてからどうするかということで町の町有財産ということで懸念されておりましたけれども、来年度において豚舎の方の解体工事をしたいと思っております。今豚舎の構造物もございまして樹木あたりもだいぶ大きくなっております。それを全て解体しまして整地いたします。その上で売却するなり有効活用を図っていききたいということで計上しているところでございます。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 今総務課長から説明がありました。この件は今まで色々な事情があつて今日に至っているという風に私は理解しております。私も今朝、朝から現地見てまいりました。見た上での質問でございますけれどもやはり町の施設としてあのような状態で放置、放置ということはないですけども、置いておくということはこれは必ずしもいいものではないという風を感じております。そこでこういう町としてもまずは解体して今総務課長がおっしゃったようなことで予算としてあげられてるという風に理解いたしました。そこで私はもう1つ解体の必要性についてはどうこうというものではございませんけれども、やり方と言いますか、解体を含めてですけれどももう少し他の方法があればそういうことも1つ考えた上で実施していかれてはどうだろうかという思いを持って今朝、現場から帰ってきたわけでございますけれども、その辺についてこれは町長のお考えがどうだろうかという疑問に思っておりますので、町長のお考えをお聞かせ願えればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは私の方から答弁させていただきます。仁田子町有施設解体工事ということで8,000万円を予算計上いたしております。先ほど総務課長の方から答弁させていただきましたけれども解体して更地にして公募をかける場合に、この8,000万円の経費がかかるということでおそらく宮川議員からは8,000万円という高額なのでいろんな方法が考えられないかというふうなご質問だと思います。実は現在町の方にある民間業者の方から現状解体をせず現状の状態のまま譲渡できないかというような相談も実際あつているところでございます。今後におきましてはそのような相談もあつておりますので、町の内部でしっかりと協議を行いながら、また地元が仁田子区になりますので仁田子区ともしっかりと協議を行いながら町としてベストな方法で今後公募にかけていきたいという風に考えているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） そのようなことが来ているのであればそういうことも一つの方法だというふうに思います。ただこういう事例というか案件というのは他にもまだ処分してなくてはいけないうちところが出てくるですよ。あるから出るのは当然ですけども、そういう時のこともありますのでしっかりと関係担当課辺りと相談をして一つの方法じゃなくて、どうしたら先ほど言うように有効活用ができるかということ、私も一番に町長おっしゃいましたけれども8,000万というところにそんなにかかるんだろうかという思

いで質問しているのもありますので、どうぞ今後のこともありますのでしっかりとこの件につきましては検討いただいて最良の結果を出していただくということをお願いをいたしております。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。予算書の39ページになります。総務管理費の中に委託料といたしまして住宅開発行為等促進業務委託料ということで300万計上されております。これにつきましては説明資料の方の8ページの方にも住宅開発行為等支援事業ということで300万、こちらになるのかなと思っておりますが、甲佐町開発行為等支援要項を見直されるということで昨年の私の一般質問でも町長もご答弁いただきました。この300万というのは見直し要項に書かれております補助金額の増額も含まれているのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 住宅開発行為支援事業についてお答えさせていただきたいと思っております。議員おっしゃる通りこれにつきましては開発行為支援要項等が改正されてから見直しが行われていません。また内容的な部分で今は定住に向けた開発行為になっておりますので、その部分の内容も見直したいという風に考えております。移住定住を進める上にはアパートだったりとかそういう民間企業の誘致も必要じゃないかという部分もありますので、その辺の部分も含めまして、また補助金金額等も見直しを行いながらより良い開発要項になればということで計上させていただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 私もこの甲佐町開発支援要項を見ますと開発される業者に対しまして10戸以上が630万、20戸以上が1,240万、30戸以上が1,840万、40戸以上が2,400万ということで見直しとなると私の中では増額ありきでの見直しでもいいのかなという風に思います。町長のご答弁でありました通り制定から30年、社会情勢も大きく変化しておりますので思い切った増額をすべきではないかという風に思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 議員言われる通りその辺も社会情勢等も変わってきております。ただ10戸それから上にしておりますけれども、今甲佐町としましてもなかなか住宅開発地という部分が農業振興地でもありますので部分的な部分もあります。なので10戸、下の加減も若干広げていきたいなという風にも考えておりますし、金額についても他町を見ながら今の状況にあった金額を設定させていただければという風に思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 39ページなんですけれども、地域活性化企業負担金というのが560万あって、これはゆたっと子育て事業のことなんですか。それを確認してから

また質問をいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 井芹議員おっしゃる通りゆたっと子育て応援団事業の予算であります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 説明資料を見ますと企業から派遣をしてもらうということですが、こういった企業から派遣を考えておられるのか。その人数とかそしてまたその子育て事業のその一人で考えるのか、またこのチームを作られるのかとかそこら付近はまだよくわからないんですけれども、こういった計画なのかっていうのをお聞きしたいんですけれども。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） ではゆたっと子育て応援団事業についてご説明を申し上げます。これにつきましては議員おっしゃる通り民間から専門人材を派遣してもらい、その派遣してもらった民間事業をチームリーダーとしてプロジェクトチームを立ち上げて今プロジェクトチームを立ち上げておりますので、そのリーダーとして各課関係課の調整、また連携を図っていただきたいという風に考えております。民間からということで一応担当課としましては子育てに関する企業さんに10社以上お声をかけさせていただいております。その中でいろんな部分でなかなか民間事業企業さんも今人材不足だったりとかいう部分で派遣も厳しいという部分もありましたけれども、今協議をさせていただいている部分については子育てプロジェクト等の実績がある企業がおられますので、そこを視野に入れたところで検討させていただいているというところになります。あと町長の答弁でありました通り子育てプロジェクト会議の中で甲佐町にあった新たな子育て支援の施策だったり、その施策に伴いまして若者の移住定住を進めたいという部分もありますので、そういう目標を持ってこの民間から来ていただきたいという風に考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 560万というのは人件費になるのでしょうか。それから移住定住という風に言われましたけれども、移住定住に限ったことではないんですね。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 先ほど言いましたように子育ての新たな支援策ということの提案等も考えておりますし、それに伴って若者の移住定住もつなげていきたいというふうに考えておりますので、まず持っちは子供のこういった支援が必要なのか、どういう形で町にあった支援ができるのかという部分を検討していきながら移住定住につなげていきたいという風に考えております。金額についてはほぼ人件費だという風に考えていただければと思います。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。予算書のページが38から40にかけて関連性があると思いますので同時に質問しますが予算書38ページに地域おこし協力隊の報酬、どこの分野であるのか。そして39ページに地域おこし協力隊の活動助成金、どこの分野、報酬との違い、それと同じく39ページに甲佐高校人材育成業務委託料300万円、この内容、それとページ40の地域おこし協力隊企業支援金は1,000円ということですから、内容がどうなのかというのが分かりませんが、以上についてご説明お願いいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） お答えさせていただきます。地域おこし協力隊につきましては甲佐高校の公営塾あゆみ学舎のスタッフの人件費になっております。報酬費については人件費、また各助成金についてはそのあゆみ学舎を運営するにあたりスタッフにかかる活動費の助成を考えております。人材育成委託金につきましては甲佐高校の魅力化に伴いまして今人材育成をさせていただいております。キャリア教育等ですね。社会に出てすぐに役立つような教育等を高校分野、学校の学習分野ではありませんので、そのない部分を町として生徒たちに与えて社会に出た時の活動に使っていただきたいという風に考えております。あと地域おこし協力隊の企業の部分ですけれども、これについては地域おこし協力隊が任期が最長3年ですけれども、やめられた時に新たに甲佐に残って企業をされるという部分に特高の措置がありますので、100万という措置がありますが、そのぞう目としてあげさせていただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 地域おこし協力隊、この部分については甲佐高校への支援ということで説明があったと思いますが、私の認識が浅いのかと思いますが甲佐高校への支援というのはよく見えないと、どういうところでアピールされているのかというところをご説明いただければよろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それについては以前森田議員からの指摘もあっておりますけれども、今甲佐高校については広報誌に甲佐高校の欄を設けさせていただいております。その中であゆみ学舎の連携の取り組みだったり甲佐高校で独自で取り組まれている活動だったり、そういう形でのPRをさせていただいているところです。またあゆみ学舎についてはイベント等で駄菓子屋という形で高校生と一緒に小学校・中学校の子供たちを集めて駄菓子屋を開いたりという部分で活動されておりますので、なかなかうまくPRができていないという部分については担当課としても考えておりますけれども、一応広報を通じて地域の皆さんにはお伝えしているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今のご説明では町内向けと言いますかそういうような感じが受け取れましたけれども、やはり甲佐高校の魅力、生徒さんを広く多く来ていただくということ言えばやはり町外向けのアピールもしていかないととは思いますが、そういったところでは何かされていらっしゃるでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 生徒募集につきましては町外になりますのでそれについては高校と連携を図りながら高校が各中学校に回られますので、その時に町の取り組み、あゆみ学舎の取り組み、そういった部分についてはしっかりPRをしていただいて生徒に伝えていただいているという風になっておりますので、町外に向けてもしっかりPRをさせていただきますところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。43ページの217,14の防犯カメラ設置工事についてお尋ねをいたします。今回計上されているのは町内主要道路5箇所設置されるということですが、その場所を教えてくださいということと関連ではございますけれども、昨年の10月の何日かは覚えてないんですけども、熊日新聞で高森町と南阿蘇村の補助金が原資で自治会や事業者を対象に1箇所あたり50万の補助をされ、その結果かなりの成果が出ているというようなことをお聞きしております。甲佐町としても安心安全面からでもそういった方向も考えてもらえないかなという思いがありますので、その辺の考えがあるのかないのかも合わせてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 防犯カメラの設置工事につきましては一基あたり70万円ぐらいかかるということで5基を設置するということで予算計上しております。防犯カメラの設置の計画につきましては現在町の方で防犯カメラの設置計画というのを策定中でございます。今くらし安全の方で考えているのが町中で32基を町で設置すると基幹的な道路とかいうところに設置するということで、場所等につきましては御船警察署辺りに照会をかけまして必要なところに設置するということで今案を作成中で、案につきましては来年度の安心安全まちづくり委員会の方にはかりまして計画を決定していただくというようなところでしております。現在、既存の防犯カメラが町設置のが役場と甲佐小学校、乙女小学校、それと北早川の御船との境界のところ国道443号線、乙女小学校については県道につけておりますけれども、その4基も含めまして目標は今案で32基としております。今回5基を追加しまして32基分の9基を設置するという計画で、場所等についてはまだ5基分についてはとりあえず今検討中でございますけれども、この32カ所のところを委員会の方で議決いただきまして、それに対するその中で必要なところから取り付けを順次行っていきたいという風に考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 私の方からも補足で説明させていただきたいと思います。ただいま森田議員の方からご質問がありました防犯灯カメラの高森町の記事は私も拝見させていただきました。実はその記事を見て私もすぐに担当課の方にこの話をして防犯灯の設置の必要性について、防犯カメラの設置の必要性について一緒に考えたところでございます。やはり防犯カメラを設置するとなると非常に警察の方とも話をさせていただきましたけれ

ども、犯罪抑止につながるということでございますので、今後そういった防犯カメラの設置について前向きに検討していきましょうという中で、まずはそういった町内のどこにつけるかとか、どういった基準でつけるかというような、まずは防犯カメラの設置計画というものが必要じゃないかという内部会議で至りまして、現在総務課長が答弁いたしましたように現在その防犯カメラの設置計画というのを着手しているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。前向きに検討していただくということで少し安心感が増してきましたけれども、高森町の方では個人の自宅の軒先、そういうところにも補助をされているみたいですので、そういうところが甲佐町の方でもそういうことが可能ではあると思うので、そこら辺も含めたところでまたお考えをしていただくようによろしくお願いしときます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。2事業についてお尋ねいたします。まずはじめに40ページの予算書でいう8ページ公金取扱事業費、この事業費を探したんですけれども全体の金額が書いてあるような形で972万円ですね。ここでいう令和6年10月から公金振込手数料が有料化されることから債権者への支払いについて手数料を支払いますということで、この債権者がどういう方になるのかと町民の不利益に今後ならないかどうか、そのあたりの説明をお願いしたいのと、予算書の方でいきます9ページの町有林管理事業費の813万、この町有林の拡大事業と書いてありますので、どの辺りの間伐をされようと考えられておられるのか、そのあたりの説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 会計管理者。

○会計管理者（渡邊友美君） それでは公金振込手数料の件についてお答えいたします。こちらに書いてあります通り令和6年の10月からこれまで町から債権者の方に支払っております振込につきましては手数料は無料となっておりますけれども、国の規制改革実施計画において地方公共団体と指定金融機関の収納業務の効率化、電子化を進める観点から経費負担の見直しなどを地方公共団体に対応を促すとされましたことから銀行等の金融機関において決済のインフラの合理化、効率化に向けて国内為替制度運営費が導入されました。そのことによりまして金融機関、これまで振込につきましては手数料は無料となっておりますけれども、こちらにありますように制度の経費としまして振込1件当たり62円の負担を行うこととなりました。金融機関の方でその62円の負担と事務手数料を含む現行の規定料金をもとに振込手数料を決めていただくことになりました。債権者については誰かということですが、一般的に消耗品とかを購入いたします際に商店の方にその費用、紙代などを支払っておりますけれども、そちらの支払いにかかります代金の支払いをする際の振込手数料となります。そして住民の方に不利益はないのかというご質問ですが、そちらの振込手数料につきましてはこちらの予算にあげておりますけれども、

町の方から手数料を金融機関の方に支払うということになります。そちらでよろしかったでしょうか。以上になります。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者。

○会計管理者（渡邊友美君） 先ほどお答えしました件で補足と言いますかご説明させていただきます。債権者ということで商店や企業の方ということでお伝えしておりますけれども、その支払い先の中には職員の給与、そういったのも含まれてまいります。ご説明いたしました現在町の指定金融機関であります肥後銀行の方を通して支払いにつきましては全てそちらの銀行を通して振り込みをいたしておりますので、そちらの手数料につきましては肥後銀行の方に支払うということになっております。その中でも全てが有料ということになるわけではございませんので肥後銀行内甲佐支店内の送金など、その他給与の振込などは肥後銀行のご利用の場合は手数料はかからないこととなっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 町有林の間伐につきましては甲佐岳を予定しております。なお町有林の間伐をしますと間伐材というのが出てきます。それについては今度は売ることができますのでこれについては歳入の方で289万6,000円ということで財産収入で収入見込みを立てているところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 公金の取り扱いに関しては肥後銀行以外であれば手数料がかかるという、そのあたりは町が負担するという認識としてよろしいのでしょうか。その点も聞きますけれども、それと今甲佐岳とおっしゃられましたけれども、今回でどのくらいの面積というか全体をどうするのか、ごく一部なのか、今後事業的に毎年続けていくのか、その他のところの町有林に関してそういった部分をどう考えているのか、その辺りの説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時38分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者。

○会計管理者（渡邊友美君） 先ほどのご質問の続きとなりますけれども債権者の方にお支払いする金額からその振込手数料にかかる分を差し引くということではございませんで、こちらの予算書の方に載せておりますけれども、11の役務費の振込手数料というところで170万の予算を計上させていただいておりますので、そちらの振込にかかります手数料につきましては町の方から支払うということになっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 面積というところですけども今回は26ヘクタールを予定しております。作業道あたりも作らない状況で今間伐できやすいところからとりあえず26ヘクタールしまして、今後また間伐していくのか全部始末していくのか、そういったところは今後また課題ということで検討したいという風に考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中です。33ページ議会費の中で印刷製本費60万3,000円がされておりますが、タブレットに変えたことでこの辺りはどうなっているのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 議会費の印刷製本費につきましては議会だよりの印刷代ということで計上をさせていただいております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。もう1回前に戻るようなんですけども町有林の管理事業ということで私からも1つお尋ねさせていただきます。今回は甲佐岳の方にある町有林ということでございますけれども、総務課長にお尋ねですけども、町有林はこれ以外にはあとどこがございますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 寒野に手蝶山というのがございます。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 他にあと2箇所あります。1つは豊内の湯田にある昔は学校林とか言われておりましたけれどもそこも用材があります。それともう1つは白旗の旧駐在所の後、今土地改良区の裏に白旗の方にも町有林がございます。それとおっしゃったとおり寒野の手蝶山と甲佐岳を含めて4箇所くらいあります。特に甲佐岳については相当な面積を持っております。今回このような形で間伐をされるということでございますけれども、実際間伐してもそれ以前に用材として伐期を超えているようなやつがものすごくあるんです。これは伐期を超えていくと逆に価格的には下がっていきますですね。間伐もよろしいですけどもそれよりも用材としていかに利活用するか、特に間伐した材料については売却されても結構ですけども、いかに用材として有効活用するか。振り返って、時間長くなりますけれども私が役場のたまたま総務課の管財におった時は先輩の課長さんとか係長

さんが新人研修を兼ねて町有林、特に甲佐岳辺は鎌とかなたを持って現地を見に連れて行って欲しかったんですよ。お弁当も持ってですよ。そういったことから私も記憶が残っておりますけれども、そのようなことを今の職員さんたちにそのような町の財産の管理の仕方、どこにこういった財産があってどういう活用していくんだよというのは教えていく必要が私はありはしないかなと思うんですよ。一般質問の時に4年前くらいの時に質問もしましたけれども、そこから全然こういった事業は取り組んでおられますけれども有効活用されていないような感じがいたします。それと最後に1つだけ、今国の方でも非常に花粉症による被害、住民の方も私も鼻が出たりしますけれども、そういったスギ花粉による被害も多々あります。そういった中でも杉の1回伐採をして有効活用して新しく花粉が少ないような杉とかヒノキ、この辺を植栽していくというような前向きな考え方を持ってはいかがでしょうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 伐期については今の問題ではなくてだいぶ前から伐期が来ているという風に認識しております。手をかけるというのを今回から行うということにしておりますけれども、以前からずっと問題は続いていたんだろうという風に思います。その花粉の問題とか災害あたりの防止とかいう問題は今森林環境税というのが出てきておりますので、それを使って今後町有林以外も民間の森林あたりも手を加えて、そういった問題を解決していかなければならないと思います。面積的にも甲佐岳だけで50ヘクタールぐらいあったと思います。その他手蝶山、その他の町有林については面積的には少ないかなというふうに思っておりますので、とりあえずはできるところから手始めにしていまして、あとは国の動向あたりも考慮しながら進めていきたいという風に考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 説明資料の8ページでございます。新規事業といたしまして相乗りタクシー運行事業ということで1,042万9,000円計上されておりますが、これについては昨日のお話では6月だったですかね、導入ということで業者も決まっていることだと思いますが、業者にお支払いされる委託料はこのうちのいくらかということをお尋ねいたします。12月議会で全員協議会で相乗りタクシーについては詳しく説明がありまして令和5年度の町営バスの方が997万3,000円ということで、それが今回相乗りタクシーになることでいくらぐらいになったのかというからの質問です。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 相乗りタクシー事業についてお答えします。議員おっしゃいます通り業者は今入札を行っている状態なので、すいませんがまだ業者的には決まっておりません。今月中旬等には業者は決まると思います。予算についてははっきりいくらというのは申し上げられませんけれども、議員おっしゃる通り町営バスにかかっている運行費の委託料が約990万円でした。それを下回るようにということで町としても精査をさせ

ていただいて金額の調整をさせていただいております。今町が考えております金額につきましては年間で600万円程度を考えているところです。なので今回10ヶ月ですのでそれよりも安く委託料はなるという風に考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。井芹議員もう3回過ぎておりますので後で歳出全部にありますので、その時にまとめてお願いいたします。

○9番（井芹しま子君） 分かりました。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。48ページコンビニ交付システムについてですが、全体で837万2,000円という形で今回提出されております。そういう中でその業務内容保守業務委託、それから負担金はコンビニに対する負担金なのかと思うんですけれども、その業務内容それがわかれば教えてもらえることができれば現段階でいいですのでお願いしたいのと、コンビニのこういう活用がされるということは収入増にもつながるのではないかと思うんですけれども、その辺の考えはどうかをお願いします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） コンビニ交付導入事業についてお答えさせていただきます。システムにつきましてはJ-LISさんという地方公共団体情報機構というところのシステムを使うことを想定しております。委託料と負担金等が発生しますが、そちらについてはこちらの役場内のシステムを管理してますRKKCSさんとJ-LISさん、J-LISさんを通してコンビニエンスストアの方にも手数料等が支払われるという仕組みになっております。収入に関しましてでございますが住民票、印鑑証明の現在の手数料条例で決めております手数料が300円でございますが、1通発行するのに必要な費用がほぼ300円かかるということで収入増には繋がらないということを認識しております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。森田議員、もう3回を過ぎております。

ほかにありませんか。しばらく休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部をお願いします。議員の質疑回数を3回までとしておりますので、質問に対する答弁は的確な答弁をお願いいたします。

次に款3の民生費について質疑をお願いいたします。51ページから60ページ中段までの民生費について質疑をお願いします。51ページから60ページ中段までの民生費です。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 52ページですが、生活困窮者支援等地域づくり事業委託料ということでこの生活困窮者事業がどういった事業なのか、どういった支援をされて

いるのか、その点についてお聞きをします。それからその下の方ですけれども地域福祉推進助成事業補助金ということでありましてけれども、説明資料を見ますとその中に子供食堂へも対象としますという風にありますけれども、子ども食堂、今運営をして活動をされておられるようですけれども、その助成がどのようにされようとしているのか、子供食堂がなかなかどういった運営をされているのか、どういった今活動されてるのか、月に1回、週に1回とか色々ありますけれども、どういった活動されているのか、その点も合わせて説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） それではお答えします。生活困窮者支援等地域作り事業委託料についてまずご説明いたします。補助の内容としましては社会福祉協議会の方に事業を委託しまして地域福祉推進員、これは町社協の方から委託されておりますけれども地域福祉推進員の役割を明確にさせていただきまして民生委員活動の補佐補助的な役割を担っていただけたらということで民生委員の業務負担の軽減を図ることを目的としております。より具体的に申しますと民生委員の指示指導のもとと言いますか、地域の見守り活動の補助を行っていただきたいということで高齢者等の声掛け等に一緒に同行していただくとかそういうようなところを想定しております。ただ地域福祉推進員さんの活動につきましては今まで社会福祉協議会の方で活動費は見ておられたんですけれども、これが町で実施をすると国・県の補助金が見えるということが分かりましたので町の方の補助事業ということで対応することになりました。それから昨年12月に子供民生委員の活動ということで中学生を対象に子供民生委員というのを町の民児協の方から委嘱をされまして一緒に高齢者の訪問等をされております。その訪問等の活動に対する助成もこちらの方の生活困窮者支援のための地域づくり事業の委託料に含まれております。それから子供食堂についてお答えします。子供食堂につきましては甲佐食堂おかえりということで事務局としましては桜の丘の方に事務局を置かれておりますけれども、団体としましては甲佐食堂おかえりでの助成となっております。そちらの団体につきましては地域の子供たちに対しまして無料で栄養価のある食事を定期的に提供されておまして、また一人親の方に対しても登録制とは聞いておりますけれどもフードパントリーをされているというところで、この地域福祉推進助成事業補助金の内容的にはボランティアされているというところと地域福祉に対しまして活動をされているということで、令和6年度から助成することとしております。助成額は10万円の予定としております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中です。同じ52ページで町納骨堂清掃業務委託というのがありますけれども、私が勉強不足で町の納骨堂がどこにあるのか、またどんな方が利用されているのかを教えてください。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 町の納骨堂についてお答えします。町の納骨堂につきまし

ては豊内にありまして豊内の消防小屋の近くにあります。納骨堂には亡くなられた時に家族や親族等の遺骨の引き取り手がない方、ご親族とかがいらっしゃらないとか、引き取り手がない方を町の納骨堂の方に納めております。清掃活動につきましては上豊内区の方に委託をして定期的な清掃、あとお花とかを時々上げていただくとかそういうところをお願いしております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。ただいまの納骨堂の話ですけれども私も以前に予算の方で質問したことがあるんですが、あそこはもともと老人ホームに入居されていた方たちが亡くなられてそして身寄りもなくて引き取りもないという方のみが入られていると認識しておりましたけれども、それは違いましたか。今の発言では町内全域にかかるような意味合いにも取れるかなと思ったんですけれども、どんなですか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） お答えいたします。手元にある資料でお答えしますと最近では平成29年にお1人、令和元年にお1人、令和2年にお1人、身寄りがないと言いますか引き取り手がなくてそちらの方で管理をしている方がいらっしゃいます。以前は老人ホームがあった近くということですので、そういう方もホームに入所されていた方もいらっしゃるかもしれませんが、最近では平成29年以降も何人か納めてあります。以上になります。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時9分

再開 午前11時10分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 先ほどの答弁に対してもう少し詳しく説明いたします。もともと豊内の方に町の老人ホームがありましたので、その時に身寄りのない方をそちらの納骨堂の方で管理をするということで最初はなっていたかと思えますけれども、その後町内で身寄りがない方、お亡くなりになった後に引き取り手がないような方も納めてあるという風になっております。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 先ほどの質問の中で生活困窮者等の支援ではないんですね。あれは中身的には全く、全くというわけでもないんですけれども、そうじゃないというわけですね。それと58ページは地域子育て支援センターの事業委託料ですけれども、説明資料を見るとかなり専門的な方がいらっしゃるのか対応していらっしゃるのか、そこら付近をお聞きしたいのとファミリーサポートセンター、これも状況について会員数がだいたい

どのくらいおられるのか詳しく説明をお願いいたします。それと子育て短期支援事業委託料についてもお願いをいたします。そしてファミリーサポートはこれは委託先についてはお願いをいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時17分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 大変お待たせして申し訳ありませんでした。井芹議員の質問にお答えいたします。子育て支援センターの支援員の配置についてですけれども委託しております竜野保育園に子育て支援センターの職員ということで2人配置されております。また子育て短期利用事業につきましては委託先は熊本市の慈愛園の方に委託をしております。利用につきましてはショートステイですので最近はあまりありませんけれども、急な対応ということで子供を預ける方が必要なこともあるかもしれないということで慈愛園に毎年委託をしております。それからファミリーサポートセンターの委託先はNPO法人の子育て談話室になります。またファミリーサポートセンターの登録会員ですけれども、申し訳ありません、今係の方で確認をしておりますので後でお答えさせていただきたいと思います。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番。53ページです。節の14龍野福祉ふれあいセンターの空調設備改修工事とあります。この内容をいいでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） お答えします。龍野福祉ふれあいセンターの空調設備改修工事についてお答えします。龍野ふれあいセンターが20年以上経っておりまして空調設備、エアコンが調子が悪いということで多目的室の2箇所のエアコンを改修する予定となっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番。今のは年数が経っていてあちこちちょっと痛んだということで改修されるということですかね。全体を変えられるわけですかね。その空調設備の。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） お答えします。エアコンがはめ込み式と言いますか、こちらの議会棟にもありますけれども一般家庭と違う天井とかにはめ込むタイプのエアコンになりますので、金額的にも少し高めになっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。4点ほどご質問します。まず説明資料のページ14の社会福祉協議会の経費補助金1,100万、昨年との比較でどうなのか、同じであればその説明は要りません。それと社協の財政状況について良好なのか、そうでないのか根拠を示して説明をいただきたいということです。もう1つは説明資料のページ17の人権啓発活動補助金350万、対象の運動団体と活動状況についてご説明お願いいたします。それともう1つはこれは予算書の方ですがページ53の老人クラブ補助金について、老人クラブの組織状況だとかそういったところをご説明いただきたい。もう1つはその下のシルバー人材センターの活動状況についてご説明をいただきたい。以上4点よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） それでは人権啓発活動補助金についての質問でありましたが、まず運動団体ということでございますが全日本同和会の甲佐支部ということで会員さんが25名おられます。活動状況につきましては令和5年度11の事業を計画をされておりまして、今10の事業を終わって来週あと1つの事業が残っているという風に報告を受けているところです。それからもう1団体、部落解放同盟の甲佐支部ということで会員さんは28名、5年度の事業計画19の事業計画をされておりまして17の事業は終わったというところで報告を受けているところです。以上です。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 佐野議員の質問にお答えします。まず社会福祉協議会の運営費の補助金につきましてですけれども、昨年度は1,200万円の令和5年度は補助金の予算でした。今年度は1,100万円ということで100万円落ちております。理由としましては先ほど申しました地域福祉推進員さんの活動分ということでおよそ100万円ぐらいということでその分を落とさせていただいたということですのでけれども、令和6年度につきましては社協の事業計画の中で地域福祉活動計画というのが令和6年度に計画を策定される予定ということで、その中の計画の策定委託料が約200万円と聞いております。それと令和6年度から重層的支援体制整備事業というのを町の方が取り組む予定としておりまして、それを社会福祉協議会に一部委託するというようなことで考えているところですのでけれども、社会福祉協議会の職員数というのが少ないということと、事業に対する補助を補助職員ということで社協の方で考えられておりまして、そのために非常勤職員を1人採用できたら

というようなことで考えられておまして、その分の人件費も含めると、その他のこれまでの職員の給与とか今までされていた事業の経費を全部含めまして1,100万円という風になっております。それからシルバー人材センターにつきましてお答えします。シルバー人材センターにつきましては資料が古くて申し訳ありませんけれども、昨年の5月末時点での登録者数になっておりますが54名となっております。取り扱う仕事の内容としまして主なものとして植木の剪定と伐採とか草取りとかちょっとした大作業とか公園等の清掃活動、そういうものも主に依頼があった場合には引き受けられております。それから老人クラブについてお答えします。老人クラブのクラブ数としましては令和5年度はクラブ数が35クラブあります。それから会員数が1,222人になっております。老人クラブの活動につきましては地区内の美化作業、清掃活動、あとはゆうあい訪問、ご近所さんの声かけとかあと防犯交通安全の活動、世代間交流などをされております。コロナの期間中はあまり活動ができていなかったようではございますけれども、少しずつ活動をまた再開されているところもあるかと思っております。先ほど説明がぬけておりましたけれども、社会福祉協議会の財政状況ということですが、これは社会福祉協議会の財政状況ということですが、これは社会福祉協議会の方で正確にはお答えされるものだと思いますけれども、こちらの方で調べた範囲では社協そのものの収入は寄付金とか主に香典返しとか各世帯からの会費、あと県社協からの負担金収入などが主な収入源になっているということになっております。また町からの補助金等を活用して運営を行われているところですが、不足分は社協の方で積み立てられている基金等を活用しながら運営を行われているという風に認識しております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今説明をいただきましたが社協については財政状況、経営状況がどうであるかというのはやはり町としてもしっかりとつかんでおく必要はあると思うんですよね。毎年1,000万以上補助をやっているわけですから、その補助がないと社協自体としてのお仕事というのが厳しい面があるからそういう風に補助をされているのかと思っておりますけれども、そういったところではやはり社協についてもしっかりと把握、またご指導される場所があればやっていただく必要があるのではないかなと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。ただいまの佐野議員の質問に関連でございますけれども、老人クラブの補助金が165万7,000円と出ておりますけれども、これは先ほどおっしゃった35クラブ1,222人、これに基づいての金額だと思いますけれども、その辺をお聞かせ願いますか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 老人クラブについてお答えします。各老人クラブ、先ほど35老人クラブと申しましたけれども、町の老人クラブ連合会というのが各老人クラブのまとめ役と言いますか、会議の組織が町老人クラブ連合会というのがあります。そちらの方に補助金を一括する形でお出しはしておりますけれども、基礎額ということでまずは30万円、老人クラブの事務局等の活動費として役員さんの手当とか事務費とかその辺を含めて30万円、それから基礎額に会員数、予算上は1,300人ということで見ておりますけれども1,300人に1人当たり72円を加算しております。それから各クラブの事務費的などところで3,500円かけるの31クラブということで、小さい老人クラブじゃなくて人数が少ない老人クラブじゃなくて基準があれですけれども、人数が多いところでクラブに対して31クラブかける3,500円ということでしております。それから町基準で県補助より少し落とした形で、失礼いたしました。あと老人クラブで35クラブかけるの3万3,000円で155万5,000円としております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） それでは会員さんの推移、過去何年、聞きたいのは会員さんが増えているのか減っているのかを聞きたいから、わかる範囲でいいので一番古いところから最近までのそこをちょっと教えてください。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） お答えします。老人クラブの会員数ですけれども、一番古い手元にある資料から平成30年度から申し上げます。平成30年1,410名、令和元年1,407名、令和2年1,351人、令和3年1,291人、令和4年1,264人、先程言いました令和5年1,222人です。年ではなくて各年度の人数になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 要するに減っているということですよ、ですね。減っているということはクラブをされる役員の方々は大変だろうなと思うんですよ。やはり高齢化が進んでいるから単純に言えば増えるはずなのに減っているというのは何か原因があるんじゃないかなという思いもありますけれども、そういうことで町として今色々1人当たり72円とかクラブあたり3,500円とか小さなクラブにはないですよとかいうような答弁だったけれども、町としてもう少しその辺の手立てができるようなことがあればやっていただきたいということで発言をしております。担当課としてその辺についての見解をお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 老人クラブの会員募集につきましては広報等でも老人クラブの活動とあと活動が昨年表彰されたということもありまして、そういうのと合わせて広報等にもお知らせを出しております。また老人クラブの予算としましてなかなかその事務

局とか役員さんも負担になられるということで、役員手当等もこれは町の方の連合会の分ですけれども出されているという風に聞いております。今まではその部分につきましては熊本地震の時に補助・助成が老人クラブの方にあったということで、その資金を活用しながら今まで役員さんの手当等にも使われていたということですのでけれども、その資金も底をつきそうだということで話を伺っておりますので、令和6年度につきましては基礎額と言いますかそれを20万円から30万円増やして10万円の増としております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 59ページですけれども、児童館運営で289万2,000円計上されております。その中で会計任用職員の方が1名いらっしゃるみたいなんですけれども、この方はこの児童館運営のためだけで仕事をされておられるのか、それと年間何日ぐらいの児童館を運用されたのかその実績についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） お答えします。会計年度任用職員につきましては児童館と町民センターの方を両方兼務をさせていただいているというような状況でございます。児童館の利用につきましては令和4年度で申し上げますと32件の213名の利用があったということでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 説明資料の17ページに地域改善対策進学援助金というのが入っております。これの財源は何なのか、そしてこれはほぼ毎年定額ぐらいされていると思うんですけれども、私もちょっと決算の時よく見れば良かったんですけれども、これは毎年満額使われているのか、それとも傾向として減額補正をされているのか、その点についてお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 財源につきましては一般財源という風になっております。それから進学援助金につきましては満額は使っていないと、申請されない方が最近はおられるということで、減額をするということが発生しているというような状況でございます。この要項につきましては税等の滞納があったような場合という文言をつけておりますので、その辺から申請をされないのかなと、お呼びかけをしても申請をされないという件数が最近発生しておりますして残額が出ているというような状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） それでは町長の方に私のこれに対する意見を述べさせていただきたいと思っております。昨年の議員研修で高浜町に参りました。そこで入学支援金という形で高浜町の子供たち、それぞれの子供たちに支給されておると。わが町とあそこの町の規模、財源、ポテンシャルあたりを見るとなかなか同一的にはならないとは思いますが。あと遠距離の自転車のあれも言えば入学支度金のようなものだろうと思っております。これは全

ての町民の子供たちにそういった準備金を支給したらどうなのか、もっと言えばこの地域改善というこの事業そのものをやめて全ての子供にする、そういう時期が私はもう来てるんじゃないかなという風に思っております。1つなかなか事業を急にやめるとそういった場合は大変だろうと思えますけれども、将来的にそういったことを据えて考えられてはどうかというのを町長の方のお考えを聞かせ願いたいという風に思っています。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいま本田議員の方から入学支援金それから遠距離自転車の補助等のご質問ございました。これは以前も本田議員の方もご質問をされたと思います。私の方の考えといたしましては現在何度か答弁させていただきましたけれども、現在子育て支援の庁舎内でプロジェクトチームを作っております、その中の検討項目の1つということで前回本田議員の方からも遠距離自転車の購入補助であったりそういった提案をいただいておりますので、そこも含めて切れ目のない子育て支援策ということで新たな子育て支援ということで現在検討を進めておりますので、そこにつきましては現在検討を進めているということでもうしばらくご回答の方はお待ちいただければと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 先ほど井芹議員からご質問がありましたファミリーサポートセンターの会員数についてお答えしたいと思います。遅くなって申し訳ありません。子供を預かっていいというサービスの提供はできるという登録されている方が29名と依頼をされる予定の会員登録されている方が213人、両方とも登録されている方が5名、合計で247名となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に款4の衛生費について質疑を行います。60ページ下段から67ページ上段までの衛生費について質疑をお願いいたします。60ページ下段から67ページ上段までの衛生費です。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料の31ページ事業名上益城広域連合施設整備事業負担金、事業費531万円、廃棄物処理施設の用地取得に要した資金の償還とありますけれども、用地取得の全体の資金と甲佐町が負担する金額及び取得面積及び元の地目についてわかるものであればご説明をお願いしたいというふうに思います。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） それではお答えします。まず取得面積からご説明します。取得面積につきましては全体で12万6,000平米です。全体の取得費といたしまして1億8,000万円ほど予定されております。それと保証費が流木等ありますので流木等の保証が7,000万円、全体で2億5,000万円近くとなっております。ほとんどが山林と畑、山林が

面積が細かく出ておりませんので申し訳ございませんが山林と田畑になっております。山林と畑がほとんどという形になっております。町の負担金につきましてはこれは5町でしてありまして、それを平等割りにしておりますので。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時48分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 甲佐町の負担金の割合については今手元にありませんので後ほどお答えさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 私が行いました今の質問の関連ですけれども、この用地取得については当初5町の一般廃棄物処理場ということで買収をされたという風に聞いておりますが、途中から産業廃棄物を主に処理する施設プラス5町の一般ごみの処理場ということでそういう方向性に今なっていると思うんですけれども、そういった点で売却された元の地主さんに対する説明が十分できているのか、元の地主さんは納得されているのかそういったところで情報を掴んでいらっしゃるんだったら説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 確かに元々からの経緯から若干変わってきておりますけれども、これにつきましては御船町と広域連合が用地取得に関わられておりますので、合わせて丁寧に説明をしてご理解いただけるような説明を今されているところであります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に款5の農林水産業費について質疑を行います。67ページ中段から74ページ上段までの農林水産業費について質疑をお願いします。67ページ中段から74ページ上段までの農林水産業費です。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。予算書のページ72ページの中で工事請負費で198万7,000円ほどあります。大井手川の休憩所撤去工事という予算でございますけれども、大井手川には何箇所かこういった木の橋があると思うんですけれども、今回はどの休憩所にかかっている橋を撤去されてそれをまた再建をされるのか、他のもし木橋も点検とか修理の必要性があるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは大井手川休憩所撤去工事ということで工事請負費の

方を組みさせていただいております。箇所につきましては横田地区にあります上野工務店の前の休憩所、大井手川のところに出ておる休憩所でございます。あれにつきましてはが地域用水整備事業という県営事業で作られたものでございまして、現在あそこのところが木で作られておりますのでかなり腐食をして危ない状況ということで地元の方とも話をしましてあそこのところは危険ですので撤去してくださいということで、再建はしないということで地元の方でもおっしゃっておりますので、今回は撤去ということになります。それ以外につきましても何箇所かございます。それにつきましては以前目視の点検等しておりますが今のところは簡易な修繕に関しては都度都度しておりますけれども、今現在危険な状況というところでは今のところ確認できておりませんので、今森林環境贈与税あたりも木で作る場合にはそういうのに関してもできますので、間伐の状況等見まして最終的にはそちらの方にも充当していきたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 他の木橋ということで農政課長も多分ご存知と思うんですけども、確か同じ事業だったと思いますがやな下ですね。やな下公園、豊内地内ですか。ここにも木橋がかかっていたと思います。以前これは早くにどっかちょうど角の方が木が腐ったりとかめくれたりとか言うような、釘が見えとるとか、そういったお話も住民の方からも聞いたこともありますのでその部分については現在どうなっていますか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） やな下公園のところの木橋でございます。議員おっしゃいました通り一部端の方で木が腐食して剥がれて釘の方が見えているとかそういった状況でございましたので、2年前にあそこのところを修繕ということで簡易的に修繕をして今現在は危なくないような状況にしております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。70ページの耕作放棄地活用事業補助金、説明資料には34ページですけども耕作放棄地の活用ということで書いてありますが、これはどなたに対して支払うのかと実際こっちに所有者がいなくて他の人が誰も借りてもいないというような形で、実際借りた方に対してそういったもし地権者の方と話ができてそういった事業があるんで使わせていただきたいとか、そういった場合にかられる方に対してもお支払いするのか、そのあたりの説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 耕作放棄地活用事業の補助金でございますけれども、これにつきましては若干制度について説明をさせていただきたいと思っております。現在耕作放棄地が増えているということでその解消それと耕作放棄地が増えるということは有害鳥獣の潜み場が増えるということになりますので、そこの抑止それと新たなそこを解消して新たな作物の作付けというところを目標として今回補助を出すようにしております。議員ご質問の件でございますが、これについては今のところ考えております要件と申しますのが交付対

象者のですね。甲佐町内に住所を有するもので耕作放棄地を解消し農地を保全するもの、つまり耕作放棄地を解消する者、または解消後の農地に作付けをする販売農家ということにしておりますので、実際にそこを解消される方に対して出すような補助になっております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） この質問は私もさせていただこうと思っていたんですけども、それでは多分農家の方が自分の農地が手が届かなくて荒れ果てて、でもこういう補助金があるからということで自分の農地もまた新たに作付けをしようというようなことで耕作放棄地を解消した場合、そういった場合でももちろんいいわけですね。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 当然その通りでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。説明資料の36ページで有害鳥獣に関係するものなんですけれどもノシシとか鹿については一般質問でお尋ねしました。毎回聞いておりますけれどもカワ鶉の追い払い活動です。これについてはもう2年間あゆの方の生育とか釣り客を見ておりますけれども、去年一昨年は非常に良かったです。あゆも大きくなって結構最後まで残っているという状況です。ただ今回また休憩の時に荒田議員ともお話をしたことがあったんですけども、やっぱり鶉が今年も若干30羽、多い時にはこの前田口橋の下流の中洲のところ群れで50羽ほどおりました。そういったのも時期を見て今から稚魚を放流されて行かれると思いますけれども、やはり追い払いについては効果がやっぱりあっていると私は思いますので2年間は非常に良かったんで、それを続けていただいて追い払いに頑張っていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） カワ鶉の追い払いでございますけれども、これにつきましても継続して行っていきたいという風に考えております。ただ昨年度につきましては漁協の方でされておるカワ鶉の捕獲の方、そっちの方との兼ね合いで令和5年がゴールデンウィークぐらいまでしかカワ鶉の追い払いをせず、後は漁協の方で捕獲をするということで話をして、それ以降は追い払いをしておらないような状況です。ですのでまだ令和6年度につきましてもここ予算を組んでおります。それについて実際実行する時には漁協の方と相談しながら実施期間についても調整していきたいという風に考えております。継続して行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。先ほどの荒田議員の質問と同じですけれども、この耕作放棄地の云々という2万円、4万円というのは分かりました。ただ農業委員会等で耕作放棄地調べられておられとると私の地元にもあります。そこで2万円頂いてやるか

ということでございますけれども、やれないんですよ。と言いますのがもうそれこそ何十年経つとるということはもう森林化しとるという状況でございます。森林化しているということはどうしても人の手じゃなくやはり重機を入れんといかんという状況になっております。そこが私の地元で言えば以前も申しましたけれども鹿のねぐらになっているということで、それを解消せんといかんということでこれはこれでいいですよ。これがどうこうじゃないけれども、そういうところにはやっぱり重機が入るんであれば重機を入れてやらんと仕方ないという状況だから、その辺もやはり考えるべき時期に来ていると、地主の方はできればいいんだけど、できないからこうなってるんですよ。その辺はやっぱり考えるべきじゃないかと思うんですけれども、担当課長のご意見をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 耕作放棄地活用事業補助金の関連ということですが、まず先ほど申し上げました通り有害鳥獣の潜み場を防ぐ、なくして有害鳥獣の被害を減少させるというのが1点、それと新しい作物、既存作物も一緒ですけども作付けを拡大させたいという2点を持って今回の事業について取り組まさせていただきます。まず今年度令和6年度まず1年目ということで今回実施をして、ただこの制度についてはこのまま固定というわけではないと思います。いろんな方々の意見を聞きながら実施をしてその成果を見ながらもちろん金額についても内容についても改正していくべきものは改正していくと考えておりますので、その点についてご理解いただきたいという風に考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 理解はしているんですよ。だからこれについてどうこうじゃないということですよ。例えば今さっき言ったように重機を入れてやらないかんような状態になっているんだから、それをどうするのかどうしようと思っているのかということですよ。それとか耕作者が不明というか、どこにおられるかわからないとそういうところの問題もあるから、その辺はやはり考えていかんといかんのじゃないかという提言です。今どうこうということじゃなくて答えが出せないなら出せないでいいけれども、そういうところも考えて耕作放棄地の問題はやっていただきたいということでございます。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） おっしゃる通りだと思います。耕作放棄地、かなりやはり山林化している部分も多ございます。特にそこが潜み場になっているところもありますので内容について、この補助とは別にしてでも今後の方向性について考えていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 11番。ページ数は特にありませんけれども先だった再生協議会の中のことでありますので質問させていただきたいと思います。その中で県の職員だったか町の方だったか職員の方だったか中でいわゆるブロックローテーション、5年で水張り

または水を水耕しなければ、いわゆる水田と見なさず畑地化という風にするというようなことが言われております。農業新聞なんかを見るとこれは農水省にある机上の空論なんだみたいな感じのやつものは来ておりますけれども、実際そういった事業が確定されたら水田の助成金が払われないということでもありますので、正確な事業を何年度から始まって何年度以内にこの水耕をしなければ畑地化とみなすとかということをもまず1点、その点を時期を明確にさせていただきたいというのと、では水が張ったのか水耕しているのか、それはどうやって確認する調べる調査するのか、その2点お聞かせください。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後12時5分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは水張りに関するご質問ですけれどもまず水張りの期間と言いますか年につきましては起点となる年が令和4年度ということになります。ですので令和4年から5年間ということですので4年度5年度6年度7年度8年度末までに1ヶ月以上水張りを1回するというようになっております。それをその調査の方法ということでございますけれども、今現在まだ県の方でも指針は示されておりませんが国の方から今先進地の事例としてきておりますのが、まず水張りをされた農家の方から水張りの写真を提出していただくと、それに応じてその前後1ヶ月間、1ヶ月前、1ヶ月後に事前に写真を提出していただいて申請をしていただいて再生協の方でそれを確認するという方法が今国の方から示されております。ただまだ再生協の方でもまだ検討中ということでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 水張りはそういうことであろうと思います。あと例えば稲作、米、飼料用米あたりは普通に作って、その分に関しては写真とかは必要なく台帳とかあればのってくるからそれでよろしいんですかね。どうですか。その点の確認を。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 議員おっしゃいます通り飼料用米であったりとかいわゆる水張りを伴うものについては提出は必要ございません。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですけれども環境衛生課長より佐野議員の質問に対する答弁の申し出がっておりますので、これを許します。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） ありがとうございます。先ほど佐野議員からご質問があり

ました広域ごみ処理施設の用地の甲佐町の負担金ということですのでけれども、5町均等割ということになっておりまして、概ね4,720万円が甲佐町の全体の負担金となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 次に款6の商工費について質疑を行います。74ページ下段から77ページまでの商工費について質疑をお願いします。74ページ下段から77ページまでの商工費についてをお願いします。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料の中で37ページ、事業名がスタートアップ企業等応援プロジェクト、この内容についてご説明いただきたいということともう1つ39ページのデジタルスタンプラリー実施業務委託事業がありますが、この内容についてもご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それではお答えいたします。スタートアップ企業等応援プロジェクトということで説明資料に書いてあります通り甲佐町が中心市街地の一角を今の予定で行きますと用地を購入し、その場所にコンテナハウスの2階建ての建築を考えております。その1階にテナントを入れて2階については企業等を誘致できればと考えているところです。そういう形でそのテナントにつきましては起業される若者を優先的に入れていきたいという風に考えてこの事業を構築させていただいております。あとスタンプラリーですけれどもスタンプラリーにつきましては美里町と連携を図り、地方創生推進タイプで交付金を活用しながら甲佐町、美里町を周遊していただけるような買い物とか観光地とかを周っていただけるような取り組みを構築したいという風に考えておりまして、それをデジタル、携帯等でスタンプ集めていくということでそれに対して商品等が発送できればという風に考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今のご説明でスタートアップ企業の関係ですけれども、もう少し具体的にご説明できないかなと思います。例えばコンテナハウスの数とか予定地についても町中心部という風にお話がありましたが、だいたいどこ辺りなのかということも、もしも説明ができるものであればお願ひいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） ではまず予定地といたしましては今町が検討しているところにつきましては役場から旧よねむらさんのところに入って行った突き当りにニューオールドさんという店がありますけれども、その横の今空き地になっている部分、そこを考えているところでございます。あとコンテナハウスにつきましては全部で3棟の2階建てを考えているところになります。また合わせてトイレの整備も合わせて行いたいという風に考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。ただいま5番議員の佐野議員の関連の質問で商店街にこういった施設を作るということで8,900万以上の予算とかなりの額なんですけれども、これに関しましては単年度で割ることはないと思うので実施計画を見てみますと3年後まで予算がついていましたのでまず何年計画ぐらいなのかということと、先ほど言われました土地に関して用地買収費用に関しても予算書の75ページに926万8,000円、多分こちらになるんじゃないかと思いますがこの用地買収に関してはこれから用地を買収するために関わっていかれるのか、目処が立っているのかそこら辺もお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） まずスタートアップ企業の工期等計画ですけれども一応令和6年度で工事等は完成をさせていただきたいという風に単年度で工事等は終わらせていただいて入居者募集のところまで行ければなというふうに思っております。翌年度7年度8年度に予算計上している分についてはそこにかかります水道代、電気代等の諸経費を計上させていただいているところになります。今後その電気代等をどうするかということについては6年度しっかり練っていきたいという風に考えておりますのでその分も一応計上させていただいているところになります。あと用地交渉についてはまだ今議会で審議していただいておりますので、用地交渉についてはこの予算成立後に打診をしていただければ正式には6年4月に入ってから交渉に伺いたいと考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。予算書の75ページ委託料の中でふるさと甲佐応援寄付金運営事業委託料ということで1億2,700万円ほど計上されております。色々なサイトの運営だろうと思うんですけれども、この中でこの前新聞を見ていましたら通販大手のAmazonもこのふるさと納税のサイトの方に参入されるというようなことも書いてありました。そういったことがあれば町の方もそれに対して何か対応をされていくのかなというのが1点。あと1つだけ資料の方の中で甲佐ブランドこうさんもんの認定事業というのがございます。ふるさと納税についてもこうさんもんに認定された商品を利用させていただきたいという思いもありますので、ふるさと納税に占めるこうさんもん認定品の割合はどのくらいになっておりますでしょうか。この2点でございます。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） まず持ってふるさと甲佐応援寄付金の委託料についてですけれども、この委託料については業務を委託している事業者の方に払わせていただいている金額になります。また議員おっしゃる通りAmazonが参入するという話は聞いておりますしAmazonから各自治体には説明会等が行われておりますので甲佐につきましてもその説明会説明等については聞いているところです。今後取り組むかどうかについては委託業者とも協議しながら寄付額が伸びるようであれば取り組んでいきたいという風に考えているところになります。またこうさんもんの割合ですけれどもこうさんもんの割合で行きますと令和5年度は今集計がまだ途中ですので令和4年度でお答えいたしますと、総額から行

きますと0.46%、これについては13億9,000万の0.46%ですのでこうさんもの返礼品については644万円程度が出したという形になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今答えていただきましたこうさんもの商品、この辺については町としても少し力を入れてバックアップしていただけたらと思うんですけど、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） これにつきましてはふるさと納税広告というかそういう冊子があります。そういう分についてはこうさんものに認定している商品を書き載せていただいております。PRについては各外に出すPRの冊子等についてはこうさんものを必ず載せていくというような形でPRをさせていただいているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 37ページこれは説明資料の方ですけども、甲佐町商店街活性化計画策定事業ということで予算が計上されておりますけれども、だいたいどういった商店街の活性化を想定されているのか、全く白紙の状態での立ち上げなのか、そこらふきんお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） これにつきましては簡単に言いますと白紙の状態から今商店街の部分について空き店舗、また空き地等が見受けられます。そういう形と今経営されている事業者さんもおられますので、そういう形でどういう形が甲佐町の商店街の発展につながるのか、そういう部分をゼロベースから事業者、地域の方々と協議をしながら練っていきたいという風に考えておりますので、まずゼロベースから検討させていただきたいという風に考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 資料の38ページの津志田河川自然公園管理事業とございます。ご存知の方もおられると思いますけれども今津志田河川公園前の緑川の方、河川の浚渫が国交省の方でされておる状況でございます。それを思えばやはり今までの河川の状況と今回浚渫が終わった後の河川の状況、非常に大きく変わるんじゃないかなと大きな深いところができたり流れが早くなったりというような状況が見受けられるのではないかなと思っておりますので、そういったところから水難事故、町が管理をされるということであれば以前にも子供さんが亡くなられたという事案もございます。そういったことも含めて河川の状況も少し変わるというような思いも持っておりますので、水難事故に対する対策あるいは注意喚起、この辺については担当課としてどうお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 議員おっしゃる通り今河川浚渫をされているところでございます。注意喚起については今事故もあっておりますのでホームページ上でくれぐれもその辺については周知をさせていただいておりますが、また今後河川の状況等も変わりますので国交省としっかり連携を図りながら協議をしていき、今看板も国交省からも建てさせていただいておりますので、その件も合わせて国交省としっかり協議をしていきたいと考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

ないようですので次に款7の土木費について質疑を行います。78ページから82ページまでの土木費について質疑をお願いいたします。78ページから82ページまでの土木費についてお願いします。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。説明資料の42ページの町道グリーンセンター線連絡改良工事というのがあげてありますけれども、地元ということもありまして大体の場所と、200mあるとございますので具体的な場所をどこか教えていただけますか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） こちらのグリーンセンター線はグリーンセンターの敷地内を走っている道路でございます。県道今吉野甲佐線からつっきった宇土甲佐線までの間の道路の200mということになります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番。あの道は排水がない、排水を作るということでございますがその排水が田口の方に流せる予定でしょ。となるとあそこはどうしても地形の関係か何か知らんけれども熊本地震でも非常に大きな災害が出たところなんですよ。あそこにグリーンセンターからあの道に沿って水が流れてくると地形的にそうならざるを得ない状況でございますので、あれを県道に出たところから下におろされるんですかね。排水は下におろして県道を越してという計画をなさっているのですか。それともそのまま直接出たところをそのまま切って排水に落とすという計画でしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 県道宇土甲佐線に接続するところの排水だと思いますけれども、県道宇土甲佐線に沿って県道の排水に落とすようにしております。県の方にも県道の排水の整備をこちらからもお願いをしてその下の方の用排水に流れるように県道の方も考えてもらうようお願いをしているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時17分

再開 午後1時20分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 排水先については今課長の答弁で了解しました。排水先の地点が非常に高低差がなくていろんなところでそこに水が溜まって、それが今度は排水を逆流していった二次災害というようなことも起きる可能性があるんですね、ここは。私はここ地元だからよくわかっているんだけど、そういうことがありますので是非その辺のことを考慮した上で前向きに考えていただきたい、その辺を考えた上で設計、施工をやっていただきたいということをお願いいたします。以上です。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 排水先が勾配がない水路に排水しますのでそこは十分管理者の土地改良区と関係課の農政課辺りとも対策を考えて今後対策を考えていきたいと思えます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 説明資料の41ページですけれども、これは奥名町長時代からの事業ですけれども町道中早川北早川線の道路改良工事ということですから、8,200万という大きな事業なんですけれども、これについては企業を誘致するという、この道が広くなければなかなか企業も来ないからということでこの道を作るということで町長ずっと答弁をされていたんですけれども、そういった点ではやはりその取り組みがきちんとされないといけないという風に思うんですけれども、そういった点での進捗をお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 工事の進捗ということでは一部用地買収を行いまして、ヤマキの工場からおりてくるところのがっくり曲がりのところを現在工事をやっているとございまして。今後令和6年度に向けて残りの用地買収と直線部分の水路または歩道と車道の工事を進めてまいります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） それと合わせてグランドの方のあそこに企業誘致をという計画だったと思うんですけれども、そういった点では企業誘致などの取り組みについてはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 旧白旗グランドの企業誘致につきましては企業さんから何社かの問い合わせはあっております。ただまだ契約には至ってない状況であります。企業さんもその候補地としては興味を持っておられる企業もおられますので、その辺についてはまた関係課とあそこは今財産が総務課に移っておりますので、総務課等とも協議をしながらこういった形で売却をしていくか企業誘致をしていくかについては検討していきたいという風に考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番。資料の42ページの町道向坂線道路改良工事についてお尋ねをいたします。ここの道路改良については災害時の避難道路としての機能強化も図るといふ風にしてありますけれども、延長は200mで幅員は何mの予定でしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 幅員につきましては 全幅で6mを予定しております。以上です。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。幅員今6mということでしたけれども最小限にとどまる4mぐらいになるところもあるでしょう。全部6m取れますか。はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 説明資料41ページの交通安全整備工事事業費100万とございます。今見ますとカーブミラーとかガードレールおよび転落防止策の設置工事ということで工事費でございます。これについてはまず単独費か補助事業が持つてこれるのかということ。考えてみますとガードレールですけど100万円の予算でどのくらいのメーターができるのかと考えた時にこの予算ではおそらく地元から要望が上がってきている要望に対してはほぼ不足するんじゃないかという思いがございますので、もう少しこれは予算を増やすかなんかした方がいいんじゃないかと思っておりますけれども、どうですかね。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） こちらの交通安全対策費の100万円は道路維持費として超単独事業として100万円を組んでおります。この安全施設のほかに7・2・2の道路改良費の中に通学路の安全対策事業といたしまして650万円ほどを組んでおりますので、なるべくそちらの方は交付金事業を活用しておりますので、なるべくそちらの方で活用するようにして残った分を超単事業で行うようにしております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。ただいま課長の方から通学路交通安全対策事業ということで予算書の43ページに載っていますけれども、これに関連してお願いと言いますか中学校の県道稲生野甲佐線、竜野から甲佐方面に行くところの信号のところ、交差点の手前が毎年梅雨時期になると水がたまるんですよ。一度そういったことでご相談したところ、歩道の部分の側溝のところの泥を取っていただいて水たまりの解消をしていただきましたけれども、部分的にそこが凹んで梅雨時期になると毎回水が溜まるような状況になっております。そういった部分であるところは県道でございますので県と交渉していただいてそういったことでちょうど中学校の上り口のところでございますので、解消をしていただければと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） そちらの方は承知をしております。県の方にも町の方から要望をして現地を見に来てもらい今後の対応を考えていただこうと思っておりますので、また分かりましたらご報告を申し上げたいと思います。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料の42ページ町道西寒野打越線、この路線は以前からありますがいつから行われてこれからいつまでの予定でされるのか、また累計での事業費はいくらぐらいを予定されているのかというのを1つ、もう1つは町道舗装補修事業、ページ43ページ説明資料のですね。舗装工事の中で道路の白線がはっきり言いましえていたところで消えかかっている状態ではないかという風に思います。これも舗装と同時に改善がされるのかどうか、またここに私もどこの路線を言うのか分かりませんが、上豊内大町線というのがあるんですが、上豊内のやな場付近から日和瀬橋場所までの区間というのが以前からこの道路の痛みがひどくて整備が必要だという風に思われますけれども、この舗装補修事業の中に入っているのかどうかお尋ねをいたします。以上です。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 最初のご質問の町道西寒野打越線につきましては平成27年度から事業を開始しております。事業完了予定が交付金等のつき次第でもありますがけれども、令和7年度には完了する予定でございます。これまでの総額が約1億5,000万円ほどを現在使っております。続きまして町道の舗装補修につきまして白線が消えている、当然舗装補修をやったところの白線につきましては白線も引き直す予定としております。それと上豊内大町線はどこかということですが、上豊内大町線につきましては場所を調べて後で報告したいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今のお尋ねの関連ですけれどもやな場から日和瀬橋に行く路線はその路線なのかそうでないのか、そしてその場所はこの舗装予定になっているのかどうかということでお尋ねしたと思っております。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） やな場から日和瀬橋までの堤防道路については現在のところ舗装予定はございません。部分的に悪いところは支障がある場合には補修をして対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。あそこは走られるとわかると思うんですけれども、やはり部分的な水たまりができていようなところを補修するということでは解決しないような状態になってくると思うんですよ。だからやはりやな場もありますし、あの道をやはりきれいにしておく必要は私はあると思っておりますのでぜひご検討いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

ないようですので次に款8の消防費について質疑を行います。83ページから86ページ中段までの消防費について質疑お願いいたします。83ページから86ページ中段までの消防費です。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料のページ48大町地区排水機場整備事業の関連であります。私も当初気づかないところもありましたけれども、ここの排水機場から水を出すのが緑川なんですけれども、対岸は運動公園なんですよね。それで排水機場のポンプの能力というのはお聞きしましたけれどもかなり能力が高いということで、その緑川またその対岸の運動公園に与える影響はないのかどうかということをお聞きしましたのでお尋ねしたところです。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 大町排水機場は議員おっしゃる通り運動公園の前に排出しますけれども排水量が多いと言われますけれども、0.4トンというのは排水量にしては少ない方で緑川の水位にして1cmも上がらないような感覚で考えておりますので堤防に与える影響はないという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 説明資料の47ページですけれども馬門川浸水対策事業ということで私の地元の谷地区での浸水被害を防ぐということで工事の予定の事業費が計上されておりますけれども、馬門の池の調整機能を持たせるところなんですけれども果たしてこの洪水調整機能は小さな池です。貯まる水もそれほど多いとは思えないんですけれども、それと一番多いのはやっぱり地元にて堅志田中央町からの流れ水、これが非常に多いんですね。だから両方相まって大水の時には道に溢れるというようなことなので、この溢れる今の排水路に用水路っていうかそこにどういう風にされるのか知らないんですけれども、どういう風にしようとしているのかそれもお聞きしたいと思うんですけれども、なかなかあそこに蓋をしてもその上から流れて下の方は坂になっているものだから水が本当にそれを防ぐというのがなかなか非常に困難じゃないのかなと思うので、どういった工事をされようとしているのか、対策をしてもらいたいという風に思うんですけれども、その点どうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 馬門川の改修については両側に家屋も張り付いてなかなか河川を広げるというのは無理でございますので、内水の対策といたしまして上流側にあります馬門のため池を掘削して容量を大きくして前ありました貯まる前に下の方から常時水を流しつつ貯める量を多くして下の方の住宅への浸水を防止するような対策で、なるだけ貯まる前のある程度流しながら最終的にはため池の方で調節をするというようなダムによ

うな役割を果たすようなため池にしていきたいという風に考えております。それによって谷地区あたりの浸水被害をある程度軽減できるという方法でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 実際地元においてあそこに調整機能、どれだけ掘削をしてダムの機能をされるのにも限界があるような気もするんですけども、やはり一番大きな水は堅志田からの水なんですね。これは実際大雨が降る時に実際見てもらうと一番それがわかるんですけども、それもありますしそこら付近では疑問を感じましたのでそれだけです。どうしたらいいかというのは私も分かりませんので、現状そういったのを見る機会があればいいんですけども。

○議長（宮本修治君） 答弁ありますか。

○9番（井芹しま子君） いやいいです。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。予算資料説明の50ページの令和6年度新規事業に防災行政無線整備補正予算の3億252万3,000円が上げられていますが、これは昨日の補正予算の中で私が触れた防災行政無線システムの更新のことだと思いますが、改めてこの事業内容について説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） この事業につきましては運用開始から約17年が経過している町の防災行政無線について設備の全体の更新を行うものでございます。理由につきましては現在戸別受信機等の故障も頻発しておりまして更新の時期も来ており、さらに既存の使用電波の形式がまた新しく変わるといことで総合通信局からもそういうことで聞いております。現在のところシステムの更新が必要となっているところでございます。整備計画としましては今年度3億円の予算を上げておりますけれども戸別受信機まで含めて2億追加して5億円ほどの総額予算がかかる見込みとなっております。現在のところ2か年で整備するということ考えておりますけれども、今後の事業構築を行っていく上で状況に応じて事業期間を変更する必要もあると考えております。総額としましては5億円で全ての無線設備の更新を行うということでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番。事業内容につきまして理解しましたけれども、これは5番佐野議員が以前一般質問かなんかでなされたと思うけど、結局親局ですよ。役場の入ったところ職員さんの入るところの右側にあるのが親局でしょ。あそこがご承知のように水害とここが一番水害だからその辺の対応云々というような質問をされたような記憶がありますけれども、私もそういう点から質問しますけれどもやはりこの際そういうところも考えておられると思いますけれども、今のデジタル社会だからもっとそういうとに対応したような設備とかそういうのもあると思うけれども、その辺に対しての考えはどういう

考えをお持ちですか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） もし役場が水害にあいましたらこちらの役場の方の基地局の方も被害が出ますしまたその場合になりましたら災害対策本部も違うところに移転する必要があるということになります。現在の防災計画書で申しますと役場の本部機能の移転先としては各小中学校を想定しておりますけれども、この辺りが水没したということになれば熊本市とか高速道路とアクセス可能な乙女小学校あたりに本部機能を置くということになります。現在の防災行政無線のシステムにつきましては親局というか基地局は役場にありまして、そこから電波で麻生原のところの中継局に1回飛ばします。中継局から今度は本坂谷、西原、和田内にある再送信子局と言いまして、そこで1回電波をキャッチしてまた違うところに飛ばすというような再中継がされます。中継局とその再送信子局の4局によって各家庭の戸別受信機また他に11局あります屋外拡声子局へ無線を飛ばすということになります。現在のシステムでも中継局から緊急放送ができるようになっておりますのでこの親局、基地局が水没しても中継局を使っているような情報の周知は図られるというようなことにはなっております。これから新しい防災行政無線を整備するわけですがけれども宮川議員がおっしゃるように今デジタル技術も発達しておりますのでまた新たな方式とかいうのも検討しながらいろんな災害に対応できるようなシステムを構築できるように今から検討していきたいという風に考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 是非考えていただきたいというふうに思いますし結局現在使われているのは17年前にした設備でございますので時代も変わっておりますし、是非機種選定等々にあたっては十分考えていただいて、そしてこの町全体の安心安全のためにやっていただきたいということを申し伝えておきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中です。84ページに防火水槽の新設工事と消火栓設置の負担金というのがありますけれども、これは場所はどこどこなんでしょうか。それから他の地区からも要望は上がっていると思いますが、その辺はどういう順番で今後されていくのかお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） それでは防火水槽のところでご説明いたします。防火水槽につきましては資料の47ページの耐震性貯水槽設置事業というところで説明しておりますけれども、来年度予定しているのが岩下1区と田原でございます。岩下1区につきましては役場付近で以前火災がありまして水利が困ったということもございましたので老人憩いの家の敷地の駐車場になっている部分に水槽を入れたいということです。もう1つ田原につきましては以前田原の現場内の防火水槽と思いますけれども、防

火水槽の上に田原の公民館が今建っているという状況もございます。田原の公民館の方が今度は改修をされるというところで、その下の水槽については田原区の方で処理をされるということでございますので、それに変わる基準の40トンの防火水槽を、失礼いたしました4トンの防火水槽を付近の町道沿いに用地買収も入りますけれども、そこに整備したいというところでございます。消火栓の負担金につきましては環境衛生課の方の水道の会計の方をお願いしておりますけれども、今後町道改良とかいうのがあった場合に消火栓を地上試験するとかいうような改良を町道改良と合わせてしたいということで、はっきりと場所は指定は今のところできませんが、そういう状況でございます。それと防火水槽の要望ですけれども要望も上がっているところは順次整備はしていきたいという風には思いますが、防火水槽あたりの整備率は本町において高い状況でございますので、今後は自主防災組織あたりの活動でもされやすいような消火栓の整備あたりを中心的にやっていきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番井芹です。

○9番（井芹しま子君） 先ほどの件なんですけれども地元でもありますし地元への説明責任もありますのであその池を掘削してダムのような機能を持たせたいということだったんですけれども、どのくらいの深さを掘られようとしているのか、そこが大きな要になると思いますので、そこら付近の計画があるのかどうか計画がなされているのかどうか、そこら付近をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 掘削は具体的な数字は今後これから実施設計というのを今からやりますので具体的に何メートル掘るとか何かはありませんけれども、何十センチ1メートル程度かもしれないけれども、そのくらい掘って広げるということです。途中貯まる前に流していくというような感覚です。溜まったら洪水吐から流れていくような感じですので、今たまった水がどっと降っただけ流れるというのを調整する機能を持たせるため池とする工事でございます。ということでまた具体的に決まりましたら地元等にも当然説明会をいたしますのでご理解をいただきたいと思います、その時に。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。説明資料の48ページでございます。令和6年度の新規事業ということで河川水監視カメラ設置事業ということで500万円の予算が組んであります。説明の内容を見ますと下横田地区の緑川団地付近および湯田川の国道443号線との交差線、交差する地点に2カ所設置しますということでございます。これは先般の中の話で湯田川の国道443号線、甲佐高校の前ぐらいですかね、横田の。ここについては河床掘削して川底を下げるとかいう話でした。ここの下横田の緑川団地の下流にもおそらく排水機場かなんかあったのかなと思います。そこの2箇所に監視カメラを付けられるということですね。となると監視カメラをつけてそのカメラの運用とそれを使って初動体制を何か

取り組もうと思っておられると思うんですよ。監視すればですね。その初動体制についてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 監視カメラにつきましては湯田川と内田川にカメラを設置いたします。カメラは当然こちらの方から情報を見れるようなカメラでございますので、そちらと合わせましてこれは国の方の事業で浸水センサー、ある程度河川が上昇しましたら通知で知らせるような浸水センサーも同時につけることになっております。そちらでメール等で私たち防災の方に通知が来るようになっております。初動の体制をどう生かすかというのはこれからくらし安全とか消防団それと建設業協会にどう共有してどういう初期体制をとっていくかを今後協議を重ねて構築して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 予算の中で提案というかこちらから提案というか要望と言いますか、この2箇所水位をつけるということ、それと先ほどの一般質問の中で甲斐議員が大町の排水機場についてもお尋ねがありました。佐野議員からもありましたけれども、その大町の排水機場のところにも将来的には私は監視カメラをつけたらいいんじゃないかと思えます。それともう1点はこれは休憩時間に甲斐議員とお話をしたんですけども、市街地の緑町とか岩下、この辺が非常に洪水時には浸水があります、梅雨時期には。それでもう1箇所ネックになってるが豊内の南谷川、これについても甲斐議員と話をしましたけれども、ここについても例えばの話、日和瀬橋の上辺に排水機場を持っていけるのであれば南谷川、湯田川の大町の排水機場、それと下流の緑川団地の竜野川の合流するところの竜野のあそこの排水機場、これが整えば市街地周辺この緑川団地とかも含めてですけども、相当な内水の浸水に対してはものすごい効果が発揮できるのではないかと考えますけれども、その辺については将来的な展望については担当課としてどうお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） まずは先ほど浸水センサーという話をしましたけれども、こちらにつきましては市街地のあゆみ橋の方にも浸水センサーと湯田川の方にも浸水センサーそれと中学校の道路についても浸水センサーを設置して、ある程度水が上がったらこちらに通知が来るような仕組みを来年度取るようにしております。それと市街地の内水対策といたしまして先ほど日和瀬橋の方に排水機場を設置したらどうかということですけども、こちらの方についても平成29年内水調査を実施した際に南谷川の市街地の内水対策として南谷川をまっすぐ抜いてそちらの方に排水機場を作って、そのまま緑川の外水へ流すという対策案は持っております。これには莫大な費用もかかりますし時間もかかりますのでそこはそういった案を持ちつつ、国交省あたりともどうしたらよいのかという協議を重ねて対策案としては考えているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 先ほど田中議員のご質問の中で防火水槽のところでは私が耐震性貯水槽を40トンと言って4トンと訂正いたしましたけれども、正しくは40トンでございました。申し訳ございません。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。先ほど宮川議員が防災行政無線についてのご質問がありましたがその関連でも私も答弁聞き漏らしたような気がしますので再確認なんです。防災行政無線の現在の親局が役場庁舎内の1階にありますが、その設置場所については私が考えるには1階はないと思うんですが、そういった点ではいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） 佐野議員ご指摘の通り今国土強靱化計画でもここの放送局1階にあるのを2階以上に上げるというような計画もしております。今後整備していく上ではそういうことも検討しながらやっていきたいという風に考えております。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので、しばらく休憩します。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時5分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に款9の教育費について質疑をお願いします。86ページ下段から104ページ上段までの教育費について質疑をお願いします。86ページ下段から104ページ上段までの教育費です。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 説明資料の59ページですけれども総合運動公園の管理事業でその中でテニスコートをフットサルコートとして使用可能するために備品を整備しますということなんですけれども、このテニス場につきましては私たちは共産党の場合はそのニーズの根拠が確かではないということで反対をさせていただいた経緯があります。8面ということで8面ないと公式な試合ができないのでということで8面設けられたという風に思うんですけれども、なかなかそういった点ではニーズも思うようにいかなかったということで今度フットサルコートということなんですけれども、フットサルコートについてなかなか人気があるとかそういった根拠があるんでしょうか。少ないとかですね。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） それではテニスコートをフットサルコートを試験的に利用したいということでそこについて説明をさせていただきます。まず県内のフットサル場、これは屋外になりますけれどもホームページ上で調べてみました。民営施設が7つ、公営

が今2つ稼働しているところでございます。その中でテニスコートと兼用でされているところが民営で2つ、公営で1つございます。また以前テニスコートであったところをフットサル場にされているところが1件ございます。今言いました施設の中で一部の昼間の夜間の稼働ということで少し調査しました結果、これは御幸にある施設ですがこちらに置きましては8月で調査をしております。23日稼働中20日の稼働がっております。またこれは郡内の施設ですけれども、こちらにつきましても同じく8月ですが19日稼働日中19日全ての稼働があったということで調査をしております。これで平日の夜間のフットサルの利用率が高いということが示されております。その中で運動公園において同じく平日の夜間のテニスコートの利用ということでは8月においては23日中8日間、平均使用コートにつきましては1.5面という中ですのでフットサルコートを利用させていただくことで、テニスコートの稼働率が上がるということで今回試験的に、あそこ4面4面という形で分かれているかと思えます。そのうちの2面を1コートとして今回試験的に貸し出しをするということで計画をしております。それに伴いましてフットサル用品のゴールポスト、こちらが予算で30万2,000円、フットサル用の防護マットで5万5,000円、計の35万7,000円で今回計上させているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番です。同じく説明資料の59ページでございます。事業名社会体育振興事業ということでこの中に説明というのがあります。中段に令和6年度は住民の運動の意識向上や継続的な運動の機会の提供を行うとともに小中学生や一般の方を対象としたスポーツ教室を開催し、技術向上および指導者の資質向上の育成に努めると書いてありますけれども、このスポーツ教室ということで来月の14日に陸上会において女子の部で日本でも有名な田中希実選手が午後から来られるということでございますけれども、甲佐町においては14日の日程は決まっておりますけれども時間あるいは場所、雨天時はどこ、そういう町内町外に対してどのような準備をしておられるのかをお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今議員おっしゃいました通り3月14日に今1,000m、1,500m、3,000mで女子の日本記録を持っております田中希実選手の陸上教室ということで進めているところでございます。こちらにつきましては前日に金栗選抜陸上というのがありまして全国的な大会があります。そちらの方に参加をされましたあと、翌日にまずは午前中に熊本陸上競技協会の方が主催をされまして陸上教室を開催されます。その後昼食を取られましてまた本町の町の陸上競技協会会長の方が動きを取られまして午後から本町の方で教室を開くということで今準備を進めているところです。時間につきましては2時前後からの開催で場所につきましては総合運動公園の芝生広場で開催を予定しております。雨につきましては甲佐小学校の体育館で予定をしているところで今小中学校、学校の方に配布をいたしますチラシの方の作成をしておりますので、そちらができましたらホームページと合わせて周知していきたいと考えているところになります。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時12分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） すいません。私3月14日と言いましたが4月14日ですので訂正してお詫び申し上げます。

○議長（宮本修治君） 8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番。午前中は県の陸協の方で陸上教室をされるということでパンフレット等もできているような話を聞いておりますので甲佐町としてもそのような準備がされるのか、するのかその点どうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今申しましたようにチラシの作成を今行っております。作成を行ってホームページとあわせて周知をさせていただく予定にしておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。説明資料の55ページに国際交流事業ということで事業費130万円計上されております。令和5年度は台湾から来られたみたいで15名を受け入れ、本町から8名が参加し交流を行ったということでございますが、令和6年度は台湾での交流を予定しているということで何名ぐらいが参加されるのかの人数と5年度の15名受け入れに対してなぜ8名だったのか、もう少し10名とか15名とか同じぐらいの人数で受け入れられなかったのか、その辺りの本年度のどのような経緯で8名だったのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 説明させていただきます。まず募集につきましては各々10名ということで募集をさせていただきました。台湾からも受け入れについては当初10名ということで予定をしておりましたが、どうしても参加したいという生徒が多くて15名は受け入れをしたところですが5名の分につきましては相手方が費用は負担をされたというところがございます。うちの方が8名というところですが、応募した中で8名のみの応募があったということで今回は8名ということでの交流事業となったところがございます。次年度につきましてはうちから台湾の方に交流先ということで出向いていく予定にしております。そちらにつきましても今年度と同様に10名で募集をかけたいと考えているところがございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番(荒田 博君) そういうことで今の事業はわかりましたけれどもこの9款の関連で学校教育課長にお尋ねいたしますけれども、今タブレットが導入されてまるまる4年が経ちまして、来年度から5年度目ということになっております。そういった中で小中学生が利用されている中で壊れたとか利用できなくなったとかそういったお話があればお尋ねをいたします。

○議長(宮本修治君) 学校教育課長。

○学校教育課長(吉岡英二君) 機械の耐用年数という面ではまだございますのでそういった不具合は出ておりませんが、子供たちが誤って落としたりとか踏んでしまったとか持ち運びの時に自転車から落としてしまったというようなカメラあたりの壊れているのもありますけれども、そういうのが約20台ほどあります。今のところはそういった状況でございます。以上です。

○議長(宮本修治君) ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番(佐野安春君) 5番佐野です。説明資料のページ52に司書配置事業がありますが1名配置となっておりますが司書の増員の考えはないのかというのが1つ、それと各小学校中学校の図書図書標準という風に表現がありますが、図書標準の達成状況はどうかというのをお尋ねします。もう1つは説明資料の57の甲佐町文化財第3集というのが発行される予定となっておりますが、それについても説明をお願いします。以上です。

○議長(宮本修治君) 学校教育課長。

○学校教育課長(吉岡英二君) それではまず図書標準の充足数、充足率ということで説明したいと思います。今ちょうど蔵書点検の準備途中ということでございますけれども昨年の1月末現在では充足達成率というのが甲佐小学校で93.4、白旗でも同率の93.4、乙女小学校が82、竜野小学校が109.3、小学校の平均が94.3でございました。中学校につきましては74.7%ということでございます。以上です。

○議長(宮本修治君) 教育長。

○教育長(田上浩輝君) 図書司書について増員についてお答えいたします。こちらにつきましては地方財政措置についてなされておりますけれども一般財源として措置されているものでございます。そのようなことから予算化につきましては財政措置として目標数値としては1.3校に1名ということでございますけれども、先ほどもありましたようにまだまだ図書についての不足分は否めませんのでこちらについてまず図書の増刷を最優先に持っていまして今のところ増員の予定はございません。合わせてこの図書司書、こちらについては聞き取りや調査をして現状では本町においては1名ということで考えておまして、あと各学校に司書教諭というものが各学校用意しておまして毎年ついております。それと図書館担当それと児童生徒会の図書委員会等の活動を踏まえまして本の増刷の規模またはそれをどうやって活用していくか、学習に活用していくか等の検討を図書担当者会議等を町で開きまして進めているところでございます。そういうようなところで学校図書業務についての充実を図っているところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 町文化財第3集作成事業について説明をさせていただきます。まず先に発刊されています第1集、第2集について少し説明をさせていただきます。第1集につきましては平成2年3月に発刊が行われております。こちらにつきましてはほぼ写真中心と各名称が掲載をされております。国町の指定文化財、郷土芸能、神社、史跡など約300の掲載がなされております。こちらにつきましては一部カラーでの発刊となっております。第2集につきましては第1集が写真中心だったということで平成5年3月に第2集が発刊をされております。こちらにつきましては2部構成になっておりまして1部は史跡、史跡については18箇所、第2部の郷土芸能につきましてはどうの芸能を掲載をされております。こちらにつきましては写真と合わせて詳しい説明書の方も掲載をされてるところになります。こちらにつきましては白黒での発刊となっているところになります。今回の第3集につきましては現在町の文化財保護委員さんの方に現地に出向いていただいて第1集に載っております300箇所を中心に調査を行っていただいているところでございます。調査に行かれて地元の方への聞き取りだったり写真撮影また寸法を測ったりとか終筆の方もされてるところでございます。今回につきましては予算の方にも印刷製本費ということであげさせていただいております。A4のカラーで300部の印刷を予定しているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） ご説明ありがとうございます。今説明をいただきましたが学校図書については100%を超えているのが1校しかない、あと100%未満ということで私としてはよろしくないんじゃないかなと思います。資料を見ますと図書標準100%を超えるところが大多数なんですよね。超えてないところが少ないと、そういう中で私も以前このことについて質問したことがありますけれども、なかなか改善が進んでいないところがあると思うんですよね。改善が進まないということはやっぱり子供たちにも影響があると思うんですよ。子供の教育にもやっぱりそれが充足しているのか充足していないのかっていうのは影響があるという風に思います。それは1つには司書配置の問題も関連性はあるという風に考えます。やはり自治体によって違いはありますが1校1名体制をとっているところも熊本市やいくつかの自治体にはそういった状況がありますので、やはり図書の充実というところではお1人の方が5校の学校とまた町の図書室を管理して状況を見ていくというのはかなり厳しいのではないかという風に考えます。そういうところでは是非お考えいただいて図書の充実、またそれに関連する司書の配置ということも是非考えていただきたいという風に思います。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。資料の58ページ、予算書は100ページですけれども宮内地区の社会教育センターのことについてお尋ねをいたします。来年度の予算が283

万4,000円、説明としては関連業務の委託維持管理費という風に書いてあります。宮内地区の社会教育センターについては以前から何か施設的に利活用できないかというようなことを議会の方からも何回か行ってあると思います。それにそういうことをいやすために防災工事あたりも行ってきたのじゃないかなという風に思いますけれども、この利活用については今現在何か話をされていますか。お尋ねします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 宮内社会教育センターの利活用ということで答弁をさせていただきます。こちらにつきましては平成27年度に宮内地区活性化計画を作成しその計画に則りまして施設の改修と交流人口の増加を目指した海祭りやグランドバザールなどの計画をしておりました。しかしながら施設の改修工事が完了しました平成28年3月の熊本地震また同年6月の豪雨災害等に見舞われまして施設やアクセス道路の復旧に長期間を要したところでございます。またアクセス道路が復旧しますとすぐに新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う利用の停止なども発生したところでございます。現在宮内地区におきましては高齢者が多くまた施設の一部が老朽化によって使用できなくなっているところもございます。コロナ禍が収束したとしても以前のように同じようなイベントを早期に開催することは少し困難だと考えるところでございます。そのために現在地域で取り組んでおられます山椒の栽培をもとに加工品の開発だったり新しいイベントの検討など地域の実情に合わせたところで地域と知恵を絞りながらそういった事業を実施をしていけないかということで検討をしていくところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。今課長の方からは検討していくという風にお答えをいただきましたけれどもなかなかその検討、先ほど宮川議員も言われてましたけれども検討していくというのは検討にならないというところもあります。全体的に思うことが私にはあるんですがこういった議会の中でいろんな議員たちがいろんなことを問題視したり提案したり提言したりいろんなことをしています。そういう中で執行部側からの回答と言いますか、そういうのは明確に表してもらったことが一度もありません。これでいいんでしょうか。そういうところも含めて検討しますということだけで答弁をいただきたくないと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時30分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。先ほど私の方が検討すると答えられて検討されていることは一度もないというような発言をいたしましたけれども、全部が全部ないわけで

はありませんのでお詫びして訂正をいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいまの森田議員からのご指摘の件ですけれども、これは私も以前議会議員をしておりましたので感じる、言いたいことは非常に理解するところがございます。私も今町長といたしまして極力検討しますというような言葉はあまりふさわしくはないという風には思いますけれども、どうしてもそういった予期せぬご提案をいただいた時にそれは検討材料ということであるというような答弁もあると思いますので、そういった際はやはり内部会議と役場内で検討を行って、その検討した内容につきましてはやはり全員協議会等で議員の皆様方に議員からご指摘のこの件についてはこういった会議を設けて検討した結果、こういった結論に至りましたというような報告はやはり議会に対して真摯な対応が必要だと思っておりますので、今後そのような改善を図らせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 97ページなんですけれども公民館運営委員会委員ということで報酬ということで出ているんですけれども、この報酬の問題じゃなくて公民館運営についてテレビを2回ほど、その前に元々私は公民館を通じて子供たちにもっともっと楽しい学びの場を提供しながら本当に学びのあふれるこの公民館活動をという気持ちで質問したこともありますけれども。最近テレビを見ることがありましてなかなかあれなんですけれども、豊後高田の非常に移住定住のことが取り上げられておまして5年間で1,500人移住をされたということで増えたということなんですけれども、そこはふるさと納税の全ての寄附金は子育て支援に使われているんだそうですけれども、そういった点で非常に役場の前が公民館ということでそこで子供たちの学びの場が非常に充実をしまして、非常に普通の一般の学習の場からいろんな子供たちの趣味に応じたいろんなこともやっているわけなんです。それでその学習塾、学習塾と言われてましたけどその学習の場では東大を卒業した方が講師になられてしているということで学力なんか非常に上位の方に占めるということで、本当に子供たちの学びの声で喜びの声で溢れているような感じだったんですけれども、そういった点でやはり移住定住を考えた場合に町はすごくそこは力を入れておられますけれども、公民館活動をもっともっと町としても視点をそこに力を入れて欲しいというのがありますので、子育ての今度プロジェクトを立ち上げられますけれども、そういった点でやはり移住定住を考えた場合、本当に子供たちがこの甲佐町内で心豊かに成長してくれるというような場を作ってあげたら、そういった部分でも注目を浴びるんじゃないかなというふうに思いますので、いろんな面がありますけれども、そこら付近を是非公民館活動を重視してそこにも視点を置いてプロジェクトの中でも検討をお願いしたいという風に思って質問をいたしました。その点については町長どうお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 私の方から答弁させていただきます。公民館活動の充実というこ

とで移住定住子育て支援につなげるということでございます。先般公民館体がございまして井芹議員も参加されてたかな、公民館体がございました。ここ近年がコロナ禍の影響でなかなか公民館活動もできなかった部分もあると思いますけれども、現在コロナ禍も落ち着きつつある中で各地域の特色を生かした公民館活動というのが今後求められてくると思いますので、そのあたりについて積極的に公民館活動の方の実施を促していきたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので次に款10の災害復旧費から款13予備費について質疑をお願いします。104ページ下段から106ページまでの災害復旧費から予備費について質疑をお願いします。104ページ下段から106ページまでの災害復旧費、予備費で質疑をお願いします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので次に歳出全部について質疑をお願いします。33ページから106ページまでです。33ページから106ページまでです。歳出全部です。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 説明資料の15ページの一番上段の方をお願いいたします。先ほど民生費の方がだいぶ質問が混み合っていましたので今させていただきますけれども、ここに物価高騰対策が載っておりますけれども、これは定額減税が受けられない方向けのその対応の給付金だろうという風に思いました。この事業の説明と、では6月に多分国の方で予定されておる定額減税、この辺のわかる分で結構ですのでこの事業の多分だろうというところでご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 物価高騰対策重点支援給付金ということでこれは定額減税しきれない方の調整給付金ということで説明資料の方でございます通り、説明資料の15ページ目でございますけれども、いくつかある物価高騰対策の給付金のうちの1つになるのですけれども、こちら説明のございますようにこちら国の地方創生臨時交付金を活用し物価高騰対策として定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる所得税、住民税の納税義務者へ1人当たり最大4万円の調整給付ということで予定されているものになります。補足いたしますと定額減税とセットになっているんですけれども定額減税というのがまず令和6年度の住民税それから令和6年分の所得税の方でそれぞれ取得税3万円と住民税を1万円1人当たり減税をするようなことで議員おっしゃいました通り、6月に予定をされているところになります。1人当たり4万円ということで書いてございますけれども正確には1人4万円と税金上扶養する方が取ってあればその方1人について4万円が加算されるということで、納税義務者1人と子供が2人扶養取っておられれば3人の12万円最大ということになっております。この定額減税せなんべき額よりも実際の住民税額とか

所得税額の方が少なく引ききれなかった場合にその差額を最大また1人4万円というところで給付をするというような内容になっております。今のところ定額減税は6月を予定しているんですけどもこの給付に関しましてはやはり最低限住民税が確定しないとできないこととなりますので、どんなに早くても7月以降になってくるかという風に考えているところです。大まかには内容以上となります。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） ちょっと思った時に定額減税を受けられないのはそれだけ所得があつて住民税を多く払っている人はその対象外の人にはということなのか、それともこれは含めて4万円を払うということなのか、それともう1点は標準世帯で夫婦と子供2人で配偶者がどちらがあるか知りませんがアルバイトみたいな形の配偶者の方と子供2人についてそれぞれ4万円、僕は16万で来るのかなと思ったんですけども、今12万とかおっしゃったけどそこら付近も含めてもうちょっと具体的にお願いします。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） まずこの定額減税の対象になる方に関しましては住民税の所得割がかかっている方と実際に所得がかかられる方になってまいります。所得税が発生する方ですね。この方が奥さんとお子さんと2人を扶養されている場合、その場合は本人が4万円と奥さんが4万円また子供さんがそれぞれ4万円4万円の16万円の定額減税ということになります。先ほどは私が言いたらずに本人と子供2人としか言わなかったのものでそれでいくと3人なので12万円になっただけでございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に歳入について質疑お願いいたします。最初に款1の町税から款14使用料および手数料について質疑を行います。12ページから19ページ上段までです。12ページから19ページ上段までお願いします。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。歳入と歳出と重なる部分もあるんですけどもよろしいのでしょうか。総合運動公園の使用料と総合運動公園の管理委託料、これで見ますと差額が年間で約400万になるんですよね。私としてはこの差をできるだけ埋めて本当は逆転して黒字になるような形をぜひ考えていただけないかなと思って、やはり毎年毎年赤字が続くだったらやはり財政上もよろしくないと思いますし、その点は計算上こういう風になっていると思うんですけども、どういう風にお考えなのかお尋ねしたいということです。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） お答えさせていただきます。使用料と管理料の差額のところをどうするかというところだと思います。総合運動公園につきましては立ち上げから5年目になります。ただ全施設の稼働供用開始につきましては令和4年度から今年度で2年目ということになりますので管理の中で少しずつノウハウの方も出てきたところでござ

います。まずはその中で無駄な費用を削減し経費の圧縮に努めていきたいと考えているところがございます。ただその中で今回備品で集塵機の方も上げさせていただいております。管理に必要なこの辺りの備品が揃っていけば管理費の方もさらに抑えられるのではないかと考えているところがございます。また収入面の方では先ほど井芹議員の中で答弁させていただきましたテニスコートのフットサルへの活用により利用者増をはかることとしております。またテニスコートにつきましても令和3年4年と年々伸びを見ているところで中高生を中心に利用者増が図られているところがございます。また野球場、ソフトボール場、こちらにつきましても貸し出し開始から1年余りで災害に見舞われまして現在貸し出しが止まっているところではございますが、今後利用再開後につきましてもテニスコートと同様に各協会に周知を図りながら利用者増につなげていきたいと考えているところがございます。また各種大会の開催だったりイベントを開催したり、あと今予約につきましても大会等が容易に開催が段取りができるように年間予約等の受付も行ってきています。このような形で多くの人にまず運動公園を知ってもらいそれが利用者増に繋がればと考えているところでもございます。今議員がおっしゃいましたように当然収支のバランスは必要と考えますが目に見えない部分でもグランドゴルフ場など施設を利用される方々の健康増進だったり総合運動公園の令和4年度で言いますと年間約4万4,000人を超える利用者があります。観戦者また引率者を含めるとさらに多くの方が甲佐を訪れていると思われれます。現在運動公園の利用者にお弁当ガイドというチラシの方も配布させていただいております。それらを見られて町内の業者から購入をしていただいたところもございまして県内県外から遠征に来られたチームが川平キャンプ場を宿泊地として使用されています。こちらの方で少しずつ町への波及効果もあっているかと思いますので、今後ともそういった活性化につながる場所でもたくさんの方の知恵を拝借しながら賑わいをみせる運動公園にしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。以上になります。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時48分

再開 午後2時52分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 先ほどの定額減税なんですけれども、そういった点で町税との関係はどうなるのか、その点をお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 個人住民税の方で定額減税1人1万円、これを満たしました場合は町の税収がその分減少してまいるということになります。この分国の方からまた補填をされるというようなことで今のところ聞いておりますけれども、詳細につきましてはまだ情報が私のところにはまだございませんので、今回の当初予算につきましてはその

減額は見込まないところで計上させていただいているところになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に款15の国庫支出金から款16県支出金について質疑を行います。19ページ中段から26ページ上段までです。質疑お願いします。19ページ中段から26ページ上段までです。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に款17の財産収入から款22町債について質疑を行います。26ページ中段から32ページまでについて質疑をお願いします。26ページ中段から32ページまでです。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの31ページです。上の方の諸収入の中に説明のところ熊本県収入証紙売りさばき手数料で6,000円という金額でございしますが、もともとこれ熊本県の方で証紙が売られておったと思うんですけども甲佐町でも入手することができるということだと思っておりますけれども、だいたいこれまでに年間にどのくらいの方が証紙を買われたんでしょうか。6,000というのは何件分を見込んでおられるんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） すいません。収入証紙の販売は住民生活課の窓口で行っております。パスポートの申請時とかに使用するものでございまして、販売件数は把握しておりませんので後ほど説明させていただきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 私も勉強不足で私も収入証紙を買ったことがあるんですけども、これは県の方の上益城地域振興局まで行って購入させていただいたという経緯がございします。もともと町にこう言って売ってあるというのがわかれば他の方たちももっとご利用されると思うんですよね。いろんな資格を取る時にはこの証紙を貼って出さんといかんもんですから、この辺はもうちょっと住民の方たちにもPRされたら非常にいいんじゃないかという思いで質問をいたしました。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 販売している旨、住民の方々にお伝えできるようにしたいと思います。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部です。12ページから32ページまでです。12ページから32ページまでです。ありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 13ページの1款の町税、市町村タバコ税ですけれども、本年度

が9,108万5,000円と昨年よりも590万9,000円増額になっております。町の方では片方では健康増進のためにタバコ喫煙をやめましようと言いつながら、私が見たところ1,000本でだいたい6,552円の交付があるみたいですが、これを見るとむやみやたらに喫煙しないでくださいとも言えないような状況ですけど、金額が590万9,000円増えた理由はどういう形で本年度予算、当初予算をされたんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） まず予算計上に関しましては方法といたしましては直近5年間の販売数量、本数での平均のところでの算出でございます。税率が過去上がっておりますのでその分販売する人口も減っていますが、販売数が減るかと思っておりましたけれども、思ったよりはそう減っていないという事実もあります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。予算書のページ16の地方交付税が前年より確か1億円減額というような風になってると思うんですけども、その理由は何かご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（北野 太君） はっきりとした理由はここでは分かりませんが、国等の状況を見まして対前年度で-1億円減収するだろうと見込んで予算編成を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。私は議案第18号、令和6年度甲佐町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。反対の理由は施策は考えられると思いますが、子育て世帯に対する支援についてであります。子ども医療費については18歳の年度末ま支援を上げられ子育て世代にとっては大変喜ばれているものです。そうした明るい面もあります。急激な少子化を防止するため自治体の子育て世帯にもっと支援をしようという動きも全国的に広がっています。その1つは学校給食への支援であります。昨年8月で491自治体が無償化に踏み切りましたとの報道もあります。昨年当選された嘉島町町長は町長選挙の公約に学校給食無償化を掲げて町民からの指示を受けられました。子育て支援を強める自治体はさらに広がっていくものと思われまふ。甲佐町の少子化の現状は今議会での討論でも明らかになっております。平成元年に99人だった出生者が令和5年は42人と35年間で半減以下に減少しております。今少子化の流れを止めなければ人口減少はま

すます加速化してしまい町は寂れてしまいます。今ある子育て世代の経済的負担を軽減するため子育て支援を強めるため、学校給食への支援を是非とも検討いただきたいという思いから、令和6年度当初予算については反対といたします。以上です。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第18号、令和6年度甲佐町一般会計予算でございます。当初予算95億5,600万で前年度より16億8,900万円、率にしまして21.5%の増額と中でも民生費や商工費、土木費等が増額になるなど予算全体としても前年度より拡充した予算の編成となっております。合わせて町長の新たな施策についても予算化もあっておりますことからその手腕に大きな期待を出すところでございます。それらを含め本予算について、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第18号「令和6年度甲佐町一般会計予算」を採決します。

この採決は、会議規則第79条の2の規定により電子表決システムによる表決とします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお願いいたします。

表決の漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 表決漏れなしと認め、確定します。

投票総数10、賛成8、反対2。

賛成多数。

よって、本案は、原案のとおり決定されました。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。3時15分から再開いたします。

休憩 午後3時4分

再開 午後3時15分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長より答弁の申し出がっておりますので、これを許します。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 先程鳴瀬議員からご質問がございました熊本県収入証紙の販売件数でございますが、新型コロナが5類に移行しまして以降、パスポートの申請が非常に増えておりまして令和5年度で3月12日現在129人の申請を受け付けております。パスポートの申請に必要な収入証紙は2,000円となっております、売り上げの3.3%が手数料として町に入ってくるようになっております。先程申しました129件以外にも資格取得のために少額の証紙を買われる方が若干居られます。以上でございます。

日程第2 議案第19号 令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第2、議案第19号「令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時16分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第19号、令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計予算について説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

議案第19号、令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計予算。

令和6年度甲佐町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億9,368万円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとします。

令和6年3月8日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。歳入です。

款1、国民健康保険税を2億1,476万8,000円としております。項1国民健康保険税です。

款2、使用料及び手数料を10万円としております。項1手数料です。

款3、国庫支出金を1,000円としております。項1国庫補助金です。

款4、県支出金を11億1,275万2,000円としております。項1県補助金です。

款5、財産収入を9,000円としております。項1財産運用収入です。

款6、寄附金を1,000円としております。項1寄附金です。

款7、繰入金を1億5,603万9,000円としております。項1一般会計繰入金及び項2基金繰入金です。

款8、繰越金を1,000万円としております。項1繰越金です。

款9、諸収入を1万円としております。項1延滞金及び過料から項3雑入です。

歳入合計14億9,368万円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款 1、総務費を3,605万6,000円としております。項 1 総務管理費から項 3 運営協議会費です。

款 2、保険給付費を10億8,085万9,000円としております。項 1 療養諸費から項 6 傷病手当諸費までです。

款 3、国民健康保険事業費納付金を3億5,141万8,000円としております。項 1 医療給付費分から項 3 介護納付金分です。

款 4、共同事業拠出金を1,000円としております。項 1 共同事業拠出金です。

款 5、保健事業費を2,045万8,000円としております。項 1 保健事業費及び項 2 特定健康診査等事業費です。

款 6、基金積立金を1万円としております。項 1 基金積立金です。

款 7、諸支出金を100万4,000円としております。項 1 償還金及び還付加算金及び項 2 繰出金です。

款 8、予備費を387万4,000円としております。

次のページをお願いします。

内訳ですが項 1 の予備費です。

歳出合計14億9,368万円としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。令和6年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和6年度から令和8年度の甲佐町実施計画書が配布されています。この資料からでも質疑できます。

最初に歳出全部について質疑をお願いします。14ページ款 1、総務費から23ページ款 8、予備費です。歳出全部です。14ページ款 1、総務費から23ページ款 8、予備費までです。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料の63ページ、特定健診健康診査等事業費がありますが、この特定健診の受診者それと節目健診の受診者についてご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） お答えします。まだ全部は終わっていませんが、令和5年度1月末現在となりますが、特定健診が948名、節目健診に関しましては2名となっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 簡単明瞭な説明をありがとうございます。もう少し詳しく、例えば何名中948名とか節目健診は2名とありましたけれども、大体対象者が何名だったのかとかそれぐらいまでいいですか。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） 後で報告させていただきます。すみません。よろしく
お願いいたします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 節目健診の受診者が2名というのは非常に驚いたわけなんですけれども、ずっと最近では1桁台なのか何年前だったか以前は40名とか50名と聞いていたような気がするんですけれども、一挙に2名とは非常に驚いたんですけれども、そこら付近のなぜそういったようになってきたかというのは分析されておりますか。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） 実績を言いますと令和元年度から3名、令和2年度が5名、令和3年度が2名、令和4年度が5名ということで近年ずっと1桁という風になっております。考えられますのは若いということで健診等を受けられないのかなというのが推測されますので案内状は年度当初に送っておりますが、受診の希望がないという状況になっております。一応電話とかそういうので勧奨はしておりますが、中々受けられないという状況になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部です。8ページ款1国民健康保険税から13ページ款9諸収入です。8ページ款1国民健康保険税から13ページ款9諸収入です。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。
9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 1人あたりの国民健康保険料はいくらになるかということと、この国保の問題では条例改正がありましたのでその時に質疑もさせていただいておりますので、いくつかお尋ねしたいと思うんですけれども、県から提示されております保険料の目安じゃないんですけれども、提示されております金額をそのまま、そのままではありませんけれども、なるべくやはりそれに近いような状態でしなくちゃいけないのか、全くそれは財政状況に応じてその判断ができるのかということと、今回国民健康保険料が引き上げられましたけれども令和6年度7年度8年度ということで単年度収支の歳出不足が3,700万円と最終的に令和8年度にも3,000万台が赤字になっているわけなんですけれども、そういった点でこういう風に赤字が大きくなれば町としては引き上げるか補填をするかということなのか、他にも道があるのか、そういった点についてはどうなるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 1人当たりの保険料ですがすいません、県が算定した標

準保険料率で算定したやつが手元にありますので、それでご説明しますと12万1,034円となっております。これよりも低い料率で設定しておりますので若干低い値となると思います。それとすいません、ちょっと計算するのに時間がかかりますので正確な1人当たりについては後ほど説明させていただきます。それと保険税を上げなくていいようにというような方策というお尋ねだったと思うんですけども、1人当たりの医療費が年々増加傾向にあるのが保険税を上げなければならないという要因になっておりますので、そのところを下げるかその横ばいにするということで税率のアップは抑えることができると思いますが、皆様に健康になっていただいて医療機関をできるだけ受診されないようにする。また重症化予防、糖尿病から腎臓の不全の方に進まれる方が本町の場合多くなってきておりますので、重症化予防に努め、早期発見して指導することによって重症化予防し人工透析まで行かないようにするということが今後国保税の抑制につながると思ってデータヘルス計画に基づいて健診の受診勧奨、健診の後の指導に努めているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 保険給付が4,000万増えておりましてその原因は答弁がありましたようにコロナが5類に移行したことでそういった点で給付費を多く見積もったということだったんですけども、本当にこの4,000万も多く上がるかどうかというのは経過を見てみないとわからないということではありますけれども、医療費の給付をなるべく抑制をするために様々な検診とかそれとかそういったのを徹底していくということなんですけれども、そういった点で今の状況で本当に医療費が抑制できる環境にあるのかどうかですよ。財政的にも支援体制的にもいろんなものがあると思うんですけども、本当にそれで今の状況で抑制できるのかどうかということをお尋ねいたします。抑制できなければあれなんですけれども。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） データヘルス計画に関しましては毎年実績を検証して翌年の取り組みに活かしていくということを改善しながら進めておりますので今やっている方策が最善と思って私どもはやっております。できるだけ医療費抑制につながるように努めてまいりたいと思います。それと先ほどの1人当たりの保険税じゃなくて1世帯あたりの保険税でしたら手持ちにありますのでこれを説明させていただいてもよろしいでしょうか。1人当たりがよろしいでしょうか。すみません。1人当たりの令和5年度ございました。11万7,298円となっております。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 議案第19号、令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計予算については反対をいたします。何よりも反対の理由は負担の重さです。加入者の多くが200万円以下の取得にもかかわらず保険税の引き上げが繰り返されております。物価高騰の中、所得の低い世帯ほど困難な生活を強いられております。2024年度の保険税の引き上げを含む予算ではますます町民の暮らしや命を脅かすものであると考えます。国保が社会保障として命や健康、暮らしを守る本来の役割を果たすものになるよう国にも国庫負担を増やすよう求め、町においても18歳までの子供の均等割の減額拡大など一般会計からの繰入れなど負担軽減の努力を求めて反対をさせていただきます。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第19号、令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計予算でございます。賛成の立場から討論させていただきます。先ほど来から担当課による説明がありました通り、本予算につきましては歳入歳出総額で14億9,368万円という対前年比で見ましてもほぼ同額の数字でございます。一昨日議案第6号におきまして税率の改正がございまして緩やかな負担増にはなりましたが、厳しい運営を強いられて行くことだろうと思っておりますが、今期定例会初日の町長の提案理由の説明にもありましたように熊本県との共同運営により引き続き将来にわたり持続可能な運営を図るため、さらなる連携強化に努めるということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第19号「令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を採決します。

この採決は、会議規則第79条の2の規定により電子表決システムによる表決とします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお願いいたします。

表決の漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 表決漏れなしと認め、確定します。

総数10、賛成8、反対2。

賛成多数。

よって、本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3 議案第20号 令和6年度甲佐町介護保険特別会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第3、議案第20号「令和6年度甲佐町介護保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） それでは議案第20号、令和6年度甲佐町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和6年度甲佐町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億5,959万円と定めるものです。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

（一時借入金）

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものです。

令和6年3月8日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款1、介護保険料を2億6,616万3,000円としております。項1、介護保険料です。

款2、分担金及び負担金を41万6,000円としております。項1、負担金です。

款3、使用料及び手数料を1万円としております。項1、手数料です。

款4、支払基金交付金を4億2,218万1,000円としております。項1、支払基金交付金です。

款5、国庫支出金を4億4,448万1,000円としております。項1、国庫負担金及び項2、国庫補助金です。

款6、県支出金を2億2,895万9,000円としております。項1、県負担金から項3、県補助金までです。

款7、財産収入を5,000円としております。項1、財産運用収入です。

款8、繰入金を2億8,874万4,000円としております。項1、一般会計繰入金及び項2、基金繰入金です。

款9、繰越金を1,000円としております。項1、繰越金です。

款10、諸収入を863万円としております。項1、延滞金加算金及び過料から、次のページの項5、雑入までです。

歳入合計、16億5,959万円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款1、総務費を4,215万8,000円としております。項1、総務管理費から項4、趣旨普及費までです。

款2、保険給付費を15億2,840万円としております。項1、介護サービス等諸費です。

款3、財政安定化基金拠出金を2,000円としております。項1、財政安定化基金拠出金です。

款4、地域支援事業費を7,684万2,000円としております。項1、包括的支援事業、任意事業費から項5、その他諸費までです。

款5、基金積立金を5,000円としております。項1、基金積立金です。

款6、公債費を1,000円としております。項1、公債費です。

款7、諸支出金を3,000円としております。項1、償還金及び還付加算金、及び、項2、繰出金です。

款8、予備費を1,217万9,000円としております。項1、予備費です。

歳出合計、16億5,959万円としております。本予算は令和5年度当初予算と比較しますと、予算総額で5,704万9,000円、率にしますと、約3.6%の増額で計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。令和6年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和6年度から令和8年度の甲佐町実施計画書が配布されています。この資料からでも質疑できます。

最初に歳出全部について、質疑をお願いします。14ページ款1、総務費から23ページ款8、予備費までです。14ページ款1、総務費から23ページ款8、予備費までです。なにかありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 1つだけです。資料の68ページ、任意事業ということで緊急通報システム体制整備事業で98万2,000円予算が組んでありますけれども、読みますと65歳以上の1人暮らしの方、高齢者の方を対象とした緊急通報システムということでございますので、この65歳の方は何名居られて、システムを全部が全部使用されるとは思いませんけれども、普及率は何%あったのか、それと昨年何件利用されたかというのはお分かりになりますかね。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 緊急通報システムについてお答えいたします。緊急通報システムにつきましては今年の1月末現在の利用者数は52件となっております。率については算出しておりませんが、52名の方が利用されております。参考までに令和4年度につきましても52名、令和3年度につきましては48名となっております。普及等につきましてはホームページ等でも行っておりますけれども、介護サービスを利用されるケアマネさんとかそういう方達にももしお1人暮らしで緊急通報システムを利用したいというような方がいらっしゃいましたら町の方にご相談くださいということでご案内はしております。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今おっしゃられた通りやっぱり1人暮らしの方が増えてくるような思いがありますので、安心安全で安心して暮らせるような町になってほしいという思いがありますので今後普及の方についてはなるべく多くの方が加入されるように進めていってほしいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に歳入全部について質疑をお願いします。8ページ款1介護保険料から13ページ款10諸収入までです。歳入全部です。8ページ款1介護保険料から13ページ款10諸収入までです。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） この介護保険の問題につきましても昨日の条例改正の時に質疑を交わしましたので反対討論について理由を述べさせていただきたいと思います。議案第20号、令和6年度甲佐町介護保険特別会計予算については反対をいたします。2000年に介護の社会化を掲げスタートした介護保険制度は24年目を迎え制度見直しの度に保険料利用料の負担が繰り返されて、今回も保険料等の見直しが行われました。甲佐町においても第1段階の所得階層以外はすべての段階で負担増となりました。これでは保険料を払っても必要なサービスを受けられない高齢者を増やし介護の社会化という中で家族介護を増やし介護離職やヤングケアラーなどを増やすことに繋がるのが懸念されております。必要な人が必要なサービスが受けられるような制度へ国の負担拡大を求め反対といたします。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番宮川です。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。議案第20号、令和6年度甲佐町介護保険特別会計予算でございますが、今説明がありましたように高齢者の方が安心して暮らせる生活できるための大切な制度でございます。非常に厳しい運営が続くと思いますけれども、しっかりと努力されて、安心して生活できる町民のためでございますので、しっかりと頑張ってくださいということをお願いいたしまして、何ら異議なく本予算につきましては賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第20号「令和6年度甲佐町介護保険特別会計予算」を採決します。

この採決は、会議規則第79条の2の規定により電子表決システムによる表決とします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお願いいたします。

表決の漏れはありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 表決漏れなしと認め、確定します。

投票総数10、賛成8、反対2。

賛成多数。

よって、本案は、原案のとおり決定されました。

日程第4 議案第21号 令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第4、議案第21号「令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第21号、令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,471万6,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」

によります。

令和6年3月8日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。

歳入です。

款1、後期高齢者医療保険料を1億3,760万3,000円としております。項1後期高齢者医療保険料です。

款2、使用料及び手数料を1,000円としております。項1手数料です。

款3、寄附金を1,000円としております。項1寄附金です。

款4、繰入金を7,128万1,000円としております。項1一般会計繰入金です。

款5、繰越金を1,000円としております。項1繰越金です。

款6、諸収入を582万9,000円としております。項1延滞金及び過料から項5雑入までです。

歳入合計2億1,471万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費を152万円としております。項1総務管理費及び項2徴収費です。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金を2億736万4,000円としております。項1後期高齢者医療広域連合納付金です。

款3、保健事業費を572万3,000円としております。項1健康保持増進事業費です。

款4、諸支出金を10万1,000円としております。項1償還金及び還付加算金です。

款5、予備費を8,000円としております。項1予備費です。

歳出合計2億1,471万6,000円です。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。令和6年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和6年度から令和8年度の甲佐町実施計画書が配布されています。この資料からでも質疑できます。

最初に歳出全部について質疑をお願いします。10ページ、款1、総務費から12ページ、款5、予備費までです。10ページ、款1、総務費から12ページ、款5、予備費までです。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。10ページの後期高齢者医療広域連合に納付金が2億ということになっておりまして2,800万ほど増額しております。私の記憶ですとここ数年ずっと1億8,000くらい、後期高齢者の予算自体がですね。今回2億となっておりますけれども、急激に伸びた要因、どういったことで団塊の世代の方が一気に後期高齢者に入ったとかそういう要因があれば、その辺りをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 後期高齢の被保険者数は確かに伸びておりましてここ3年ほど申し上げますと、令和3年が2,189、令和4年度が2,259、令和5年度が見込みですが2,306、令和6年度も見込みですが2,390名という風に伸びております。それと同じくして1人当たりの医療費も伸びております。その関係で納付金も増えているということです。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に歳入全部について質疑をお願いします。7ページ款1後期高齢者医療保険料から9ページ款6諸収入までです。7ページ款1後期高齢者医療保険料から9ページ款6諸収入までです。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。歳入ページ7予算書の中で最初にあります特別徴収保険料と普通徴収保険料、これについてご説明をいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 普通徴収の方は年金所得が少ない方で、すみません、ちょっと調べるとすぐ分かりますが年金が一定額より少ない方は普通徴収となります。それと75歳になられて後期高齢の方に移行された方もしばらくの間は特別徴収にならずに普通徴収で行くということになります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です
9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 保険料の平均が出ているのであれば教えていただきたいのと、この普通徴収の中でやはりほとんどが年金の引き落としですけれども、普通徴収の中で滞納とかもしあった場合、その後どのようなことになるのか、なっているのか、その点をお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） まず1人当たりの保険料ですが令和5年度が5万1,000円となっております。滞納があった場合の対応でございますが、税と同じようにまずは督促状を出させていただいて、その後今度催告状というのをさせていただきます。このまま納めていただければ短期保険証に変わりますよというようなお手紙になっております。それと並行しましてまずは電話催告、直接お話しさせていただいて納付を促す。電話が繋がらなかったりでいただけないお宅につきましてはお宅を訪問して直接お願いする。ただ一定期間以上納付がおこなわれませんと先程国保のところでも申し上げました短期保険証という期間が3ヶ月ないし4ヶ月というような保険証を発行させていただいて、切り替えの時にまた納付のお話をさせていただくというようなことになっております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。議案第21号、令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算については反対の立場で討論を行います。後期高齢者医療制度は高齢者を別枠の医療制度として制度発足以来、加入者の負担を増やし続けています。制度導入以来7回にわたる保険料値上げが実施され高齢者の生活を圧迫してきました。減らされてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額し高齢者の負担軽減を進めることが必要です。制度自体にも大きな問題があると考えますし本予算については反対であります。後期高齢者医療制度の運営主体である全国後期高齢者医療広域連合協議会は窓口負担の現状維持を求める要望書を度々国に呈していました。また直近の要望書では2割負担導入後の影響や広域高齢者の生活自体を把握し、これ以上2割負担の被保険者を増加させる制度改正は行わないことを国に要求しております。町も後期高齢者の生活自体を思いやりぜひ高齢者の負担軽減を求めていただきたい。以上で反対討論とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番宮川です。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。議案第21号、令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、ほとんどが広域連合への納付金でございます。質疑の中でもございましたように団塊の世代の方々が被保険者となって移行されるわけでございますので、厳しい運営が続くと予想されますが、連合がございますので広域連合と協力しながら適切に運営されることを希望し、本予算につきましては何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第21号「令和6年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。この採決は、起立によって行います。

この採決は、会議規則第79条の2の規定により電子表決システムによる表決とします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお願いいたします。

表決の漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 表決漏れなしと認め、確定します。

投票総数10、賛成8、反対2。

賛成多数。

よって、本案は、原案のとおり決定されました。

日程第5 議案第22号 令和6年度甲佐町水道事業会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第5、議案第22号「令和6年度甲佐町水道事業会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 議案第22号、令和6年度甲佐町水道事業会計予算につきまして説明いたします。

2ページ目をお願いいたします。

（総則）

第1条、令和6年度甲佐町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

（業務の予定量）

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。

第1号、給水戸数3,300戸。第2号、給水人口7,950人。第3号、年間総給水量9万9,000リューベ。第4号、1日平均給水量2,490リューベ。第5号、主な建設改良工事、町道早川下糸田線ほか配水管布設替工事、事業費1,750万円をあげております。

（収益的収入及び支出）

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入です。

第1款、事業収益を1億7,140万6,000円としております。

内訳としましては、第1項、営業収益、第2項、営業外収益、第3項、特別収益です。支出です。

第1款、事業費を1億7,140万6,000円としております。

内訳といたしましては、第1項、営業費用、第2項、営業外費用、第3項、特別損失、第4項、予備費です。

次のページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,309万円は、当年度分消費税資本的収支調整額850万円及び過年度分損益勘定留保資金6,459万円で補填するものいたします。収入です。

第1款、資本的収入8,072万2,000円としております。

内訳としましては、第1項、企業債、第2項、固定資産売却代金、第3項、繰入金です。

支出です。

第1款、資本的支出1億5,381万2,000円としております。

内訳といたしましては、第1項、建設改良費、第2項、企業債償還金、第3項、予備費です。

(債務負担行為)

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めます。事項、期間、限度額の順に説明いたします。水道施設管理システム、令和6年度から令和11年度まで、320万円です。変更認可申請書作成業務委託、令和6年度から令和7年度まで、860万円です。

次のページをお願いします。

(企業債)

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めます。起債の目的は、施設整備事業費及び施設更新事業費。限度額を8,000万円としております。起債の方法は、証書借入れ又は証券発行。利率は5%以内。償還の方法は、借入先の融資条件によります。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借りかえることができるとしております。

(一時借入金)

第7条、一時借入金の限度額を5,000万円と定めます。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費2,302万円。

(他会計からの補助金)

第9条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、200万円であります。

(たな卸資産購入限度額)

第10条、たな卸資産購入限度額は、300万円と定めます。

令和6年3月8日提出、町長名です。

なお、5ページから37ページまでは予算説明資料を添付しております

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(宮本修治君) これより質疑を行います。令和6年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和6年度から令和8年度の甲佐町実施計画書が配布されています。この資料からでも質疑できます。

本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

9番、井芹議員。

○9番(井芹しま子君) 説明資料の中で漏水調査の件が出ておりますけれども、漏水調査というのはこれは定期的に行われているのか、必要な時に行われているのか、その点と水道事業の中で課題があれば随時事業化されていくとは思っておりますけれども、今の段階で課題として捉えられているのはどういう件があるのかお尋ねします。

○議長(宮本修治君) 環境衛生課長。

○環境衛生課長(白石亨君) 漏水調査についてですけれども、これは配水本管、送水管、配水管、両方から漏水して道路面とかに水が流れ出てくるところですけれども、これについては定期的に漏水調査、夜間漏水調査、平日も行っております。特に流量状況を毎日確認しておりますので、その変動に合わせて変動が大きければ町内を確認して漏水がないかどうかをきちんと確認しているところです。水道事業で問題視されているところですが、今言われたところ、やっぱり有収率、くみ上げて排水している量よりも漏れている水がちょっと多いということもありますので、その辺を早めに老朽管布設替工事などを行って早めに改善していきたいと考えております。以上です。

○議長(宮本修治君) ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番(本田新君) 20ページをお願いいたします。ここに純利益が260万と数字が出ておりますけれども、これは本年度の収支のあれなんでしょうか。その点の説明と37ページに新設改良工事があります。9,300万計上されておりますけれども、主な新設工事あたりを説明をお願いします。

○議長(宮本修治君) 環境衛生課長。

○環境衛生課長(白石亨君) 20ページの260万が純利益と考えられて結構だと思います。今年度予定しております事業ですけれども、県道の改良工事あるいは町道の改良、舗装工事と併せまして工数削減を図るため基本的にそちらを優先して行うようにしております。本年度は県道今吉野甲佐線の配水管布設替工事ですとか県道稲生野甲佐線の配水管布設替工事と併せまして町道の路線が6路線ほど予定しております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第22号、令和6年度甲佐町水道事業会計予算であります。先ほどありました通り、純利益が260万ということでしっかりと運営をされているということ、また老朽管布設替工事も計画通り順調にされていることでもありますので、この予算につきましては何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第22号「令和6年度甲佐町水道事業会計予算」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号「令和6年度甲佐町水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時20分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先程の佐野議員に対して健康推進課長より答弁の申し出がっておりますので、これを許します。

健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） すみません、時間とりました。議案第19号、令和6年度甲佐町国民健康保険特別会計予算の中での佐野議員に対する質問にお答えします。特定健診にしまして対象者が1,685名で受診者が948人となっております。それと節目健診にしましては対象者が121名にしまして受診者が2名という風になっております。よろしく願いいたします。

日程第6 発議第1号 甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第6、発議第1号「甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局をして朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（北畑公孝君） 発議第1号、令和6年3月13日、甲佐町議会議長、宮本修治様、提出者、甲佐町議会議員、宮川安明同じく鳴瀬美善。

甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び甲佐町議会会議規則第13条の規定により、提出します。次のページをお願いします。

甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例。甲佐町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中⑦を⑧とし、①からまる⑥までを②から⑦までとし、同号に①として次のように加える。①地域振興課の所管に属する事項。附則この条例は令和6年4月1日から施行する。提案理由については省略いたします。以上朗読を終わります。

○議長（宮本修治君） 提出者の説明を求めます。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番。それでは発議者として説明申し上げます。甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。今回の委員会条例の改正につきましては執行部から今定例会に上程されました甲佐町課設置条例の一部改正に伴うもので、委員会条例の第2条第2号中の産業厚生常任委員会の所管に地域振興課の所管に属する事項を追加するものでございます。条例の施行は令和6年4月1日からとなっております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番。発議第1号、甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。先日の議案第3号で甲佐町の方で地域振興課を増やされておりますので、それに伴い産業厚生の方で所管するというところでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから発議第1号「甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議会運営委員会行政視察研修報告について

○議長（宮本修治君） 日程第7、「議会運営委員会行政視察研修報告について」を議題とします。

この報告については配布のとおりでございますので、朗読を省略いたします。

以上で議会運営委員会行政視察研修報告を終わります。

日程第8 議員の派遣について

○議長（宮本修治君） 日程第8、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思えます。

なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思えます。

これにこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣すること、日程等の変更については、議長に一任することに決定しました。

日程第9 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第10 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮本修治君） 日程第9「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第10「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教・産業厚生2つの常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

ただいま申し出の2つの常任委員会からの申出書のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第11 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮本修治君） 日程第11「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、3月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、3月8日から本日まで6日間にわたり、ご提案をいたしました令和5年度各会計補正予算、令和6年度各会計予算、条例案件等の多くの案件につきまして、精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行にあたりご同慶に存ずるものであります。

ここに、ご議決をいただきました補正予算や令和6年度各会計予算をはじめ、各議案の成立によりまして、本町の振興発展に全力をあげて取り組むと共に、町政全般にわたり、なお一層の政策推進を図り、町民の皆様の福祉の向上に努めてまいります。

また、今議会でご指摘をいただきました事項につきましては、今後の町政運営に生かしていく所存でございます。

さて、師富副町長が今月末を持ってご退任されます。師富副町長におかれましては平成20年4月から16年間と長きにわたり副町長として町の振興発展のため、また国・県のパイプ役としてご尽力いただきました。皆様もご存知の通り、その温厚篤実な人柄により職員は元より、町民の多くの方々からも慕われるような存在であられました。これまで任期中の町政運営の中では多くの様々な課題や問題が発生いたしましたが、その優れた見識と手腕で解決へと導いていただきました。特に平成28年の熊本地震が印象に残っておりますのではないかとと思いますが、その時も冷静沈着に町長の補佐役として国・県との交渉役も精力的に行われ、本町の復旧復興にご尽力をいただいたことが強く印象に残っております。最後になりますが、師富副町長の今後益々のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。それではこれ

をもちまして本定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、8日に開会、本日13日までの6日間にわたり多数の重要案件を終始熱心に審議され、本日ここにすべて議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠にご同慶に堪えません。ここに今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し、深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分に尊重していただきますよう切に希望いたしますとともに、議員各位におかれましては、今後とも町民の皆様の付託とご期待に応えるべく、さらなるご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれも健康にご留意いただきますよう、お祈りを申し上げ、令和6年第1回甲佐町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後4時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録
令和6年第1回定例会

令和6年3月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮本 修治

編集人 甲佐町議会事務局長 北畑 公孝

作成 オフィスエムワン TEL (096) 234-2208

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198